

第六十四回国会
衆議院

産業公害対策特別委員会議録 第三号

昭和四十五年十二月七日(月曜日)

午前十四時四十一分開議

出席委員

委員長 加藤 清二君

委員 小山 省二君

委員 古川 丈吉君

委員 渡辺 栄一君

委員 岡本 富夫君

委員 伊東 正義君

委員 木部 佳昭君

委員 葉梨 信行君

委員 藤波 孝生君

委員 森田 重次郎君

委員 佐野 憲治君

委員 藤田 高敏君

委員 古寺 宏君

委員 米原 昶君

理事 始関 伊平君

理事 山本 幸雄君

理事 島本 虎三君

理事 寒川 喜一君

理事 伊藤宗一郎君

理事 久保田円次君

理事 林 義郎君

理事 松本 十郎君

理事 井野 正揮君

理事 中谷 鉄也君

理事 細谷 治嘉君

理事 川端 文夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 官澤 喜一君

運輸大臣 橋本登美三郎君

労働大臣 野原 正勝君

自治大臣 秋田 大助君

國務大臣 山中 貞則君

(総務府総務長)

(経済企画庁長)

佐藤 一郎君

出席政府委員

内閣官房内閣審議官 城戸 謙次君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

内閣法制局第二部長 林 信一君

内閣法制局第四部長 角田礼次郎君

中央公害審査委員会委員長 小澤 文雄君

中央公害審査委員会事務局長 川村 皓章君

経済企画庁審議官 西川 喬君

経済企画庁国民生活局長 宮崎 仁君

経済企画庁総合開発局長 岡部 保君

大蔵大臣官房審議官 吉田太郎一君

厚生政務次官 橋本龍太郎君

厚生省環境衛生局公害部長 曾根田郁夫君

農林省農地局長 岩本 道夫君

食糧庁長官 龜長 友義君

通商産業政務次官 小宮山重四郎君

通商産業省公害保安局長 莊 清君

通商産業省重工業局長 赤澤 璋一君

通商産業省鉱山石炭局長 本田 早苗君

通商産業省公益事業局長 長橋 尚君

運輸省航空局長 内村 信行君

労働省労政局長 石黒 拓爾君

自治大臣官房長 岸 昌君

科学技術庁原子力局長 大坂 保男君

法務省民事局長 川島 一郎君

法務省民事局参事官 味村 治君

運輸省自動車局整備部長 隅田 豊君

高等海難審判庁長官 藤原 重三君

最高裁判所事務総局総務局長 長井 澄君

委員の異動

十二月七日

兼任

土井たか子君

西田 八郎君

同日

兼任

細谷 治嘉君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

井野 正揮君

同日

兼任

土井たか子君

同日

兼任

中谷 鉄也君

同日

兼任

見を明らかにされておるところでありますけれども、担当大臣の私といたしまして、そういうふうな、ただいまお話しになりましたような考え方を前提にしておるわけであります。

さらに、これは私たちの現在生活しておる環境、生存しておる状態というのについてののみでなくて、われわれが以後後代の日本人、それらにどのような責めを果たすか、すなわちわれわれの子々孫々にどのような日本列島の居住環境を残してあげられるかという、すでに私たち自体がある意味においてはこのような環境破壊、汚染の状態をつくり出した責任者でもありますから、それを償うと同時に、後世に向かってどのようなことをなし得るかを問われているときであろうというふうに受けとめております。

さらにこれを、単に日本のみならず地球的な規模において考えるべきであろう。もともと公害に ついての各地の様子は、それぞれその国のよって立つ条件によつて違います。ヨーロッパの国々は道路越しに国境があるわけですから、したがって、それらの陸地続きの国における環境の保護のあり方などは、スエーデン等で典型的に見られるように、自分の国だけではいかんともなしがたいような国もあれば、あるいは日本の場合においては、川は上流の県、下流の県、場合によっては加害県、被害県という程度の国がつかまえて得る範囲でありますけれども、ヨーロッパにおいては、ある国が汚染すれば、ある川において下流の国がその上流の国に対して、いわゆる何らなし得ない、国境を隔てた地域に対して問題を提起しなければならぬという環境もありましようし、あるいはまた大きな国であるアメリカ、このアメリカにおいても、ニクソン大統領が、荒野を含む土地についての計画というものがこの環境保全にはさうに見直されるべきだということを提案してありますことは、わが国が狭小な国土であつて、しかも限られた面積の中で人間の生存活動がされておるといふことの環境から考えるときに、われわれは大きな教訓を学びとつて、日本の今後の国土の

新しい土地政策というのに対して、ばらばらでない総合的な見方をしていくことを示唆されておるような気がしてならないわけでありまう。そのアメリカにおいても、自分たちの一国のみでは処理し得ないものとして、やはり国際的な協調というものが必要であり、自分たちの体験し得なかつた価値を持つておる国に対しては、謙虚にその資料の公開なりあるいは技術の指導等を求めてきておられますことは、先般私とラッセル・トレイン委員長との間で日米会談を持ちましたけれども、今後行なわれるであろう定期関係会議において、さらに太平洋を越えた国の問題として提携して、共同で開発に当たる。それがひいてはOECDにおける議論あるいは一九七二年に予定されております国連の生活環境についての環境保全のための特別の会合に、わが日本がどのような役割が果たせるかということも、いま国会で私たちがどのような姿勢をとるかによつてきまると考えておるわけでございます。

○松本(十)委員 先般の連合審査における総理の答弁、あるいはただいまの山中長官の御答弁を聞いておりました力強くも感じるのでございますが、たまたま国際的な角度からする問題の取り上げ方がされましたので、私も国連の場における公害問題についての議論というものが、事公害だけに局限されませんで、一つはフィジカルな環境の型というものはどういうものか、また二番目に環境汚染の防止、これは即公害防止であります。これはどういふ角度からとらえらるべきか、そして最後に天然資源の管理、こういふ三つの角度から議論が進められておるようでございますが、そういうことから思ひ合わせしても、今度の公害対策基本法の改正案というものがやや次元が低いと申しますか、少なくとも先ほど長官の発言されたような基本的な姿勢なり理念というものが考えられます場合に、そういふものが必ずしも改正案の中に十分入っていないんじゃないか、こういう懸念を持つものでございます。社会党はじめ野党三派の提案されました環境保全の基本法を

読んでみましても、まだまだ熟していないようでございます。これには賛成いたしかねますが、しかし政府提案のこの改正案そのものも、そういった基本的な考え方というものを何らか打ち出す必要があるのではなからうかという感じがするわけでございます。元来この法律が制定されました昭和四十二年と申しますと、まだまだ公害論議なりあるいは環境に対する意識というものが現在ほど徹底していませんで、ああいう形の法律になつたかと思つておりますが、少なくともこの半年、一年の公害論議の経過に振り返つてみましても、さらに問題を掘り下げまして、そういう根本的な問題から法律改正に取り組むべきではなかつたかという感じがしないでもないわけでございます。まあ時間的な余裕がなかったとか、あるいはそういうことは法律以前の問題であると言つてしまえばそれまでであらうかと思つておりますが、しかし公害というものが七〇年代の一番大事な課題の一つになつていくわけでございます。また行政の面でも新しい分野で特異のアプローチを必要とする問題であらうかと思つてございまして、そういう意味でもこの公害対策の憲法ともいふべき基本法というものは、従来の法律の概念というものを越えたものから出発してもいいんじゃないかという感じがしないでもないわけでございます。

そこで、そういう角度で議論を進めてまいりまして、国の責務ということですが、どうも条文を読んでまいりますと、第三条に「事業者の責務」というのがあります。そのあとを受けて第四条に「国の責務」がある、こういうことでございます。最近行なわれましたある世論調査によりますと、公害については国は何もやっておらない、こういう答えが過半を占めたという趣意です。これは必ずしも国が何もかもやれという意味でのやらないということではありませんが、国家がみずからやるべきことはみずからやる、さらにまた地方公共団体なり企業者にやらせるべきことを適確にやらせる、ときにはまた地域住民の

協力を求める、そういう意味での最終責任者としての国の活動と申しましようか、行政と申しますか、政治というものが公害について徹底して行なわれておらない、こういうことを反映した答えである、こう注釈されております。そういう意味からもこの四条にある「国の責務」、あるいは第二節に事ここまかに「国の施策」として条文を相当あげておりますが、そういうことはもちろん大切でありまして、それらの大もととしての国の責任と申しましようか、公害に関するファイナルゾーンとしての国の立場、姿勢、スタンス、こういったものを条文に入れたほうがよかったのではないかと、こう感ずるわけでありまして、長官の御感想はいかがでありますか。

○山中国務大臣 わが国の環境保全の盛り上がりというものは、一応すでに公害といわれる環境破壊あるいは汚染の現象が進んでいることに対して国がその基本的な姿勢を示そうとしたのが公害対策基本法である。その意味では確かに私たちは一つ一つの別な角度をもつてものをながめていかなければ、先ほど私が申しました国際的な視野にもこたえられない、あるいは国際的な責務に対応できない、あるいは子孫にわれわれが何をすべきかに ついて、議論が具体的な現実論のみに終始するおそれがあることは私も認めたかと思つております。したがって、日本が国際的のいろいろな問題を勉強もし、日本があるべき姿を考えながら、環境保護憲法的な、すなわち事業とか何とかというものを越えた公害対策の基本法はあつても、さらにもっと大きな公害の憲章というものを掲げて、日本が現在のところ美しい日本列島というものをいかに保つかの理念を持つことは必要であるとも私も考えますし、そういう方向にいずれ進んでいこうと思つていますが、いまここで公害対策基本法を環境保護憲章にするには、今度は保護憲章としてあまりにもこまかな事業についての定めが多過ぎますので、やはりこれは事業者がまず一義的に負担する前提の公害対策事業というふうなことを念頭に置いて公害対策基本法というものがあつて

いう範囲でいく以外にないと考えたわけでありま
す。しかしながら、第一条の「目的」では、憲法
二十五条を引いて国民の健康にして文化的な生活
を守るんだということを明記いたしましたし、十
七条二項に、さらに緑地の保全並びに自然環境の
保護等についても定めて、そのような姿勢を少し
でも高めた。しかしこれは空論ではありません
で、それに伴って自然公園法なりあるいは清掃法
を全面改正して廃棄物処理法をつくったというよ
うな具体的なものが出ておりますから、政府の姿
勢の一端はそこらに出ておるとお受け取りいた
してけっこうだと思えます。

○松本(十)委員 まず、それでは今回はやむを得
ないとして、将来機会があれば、そういう角
度からさらに現行法なり改正案についてまた検
討の機会を持っていたきたい、これを要望いた
しておきます。

それから少し話が具体的な問題に移ってまいり
ますが、費用負担との関連もあるわけございま
すが、この廃棄物に対しては放出税、水を出す
ものについて排水税、あるいはききないばい煙、
空気等を出すものに対して排気税、合わせて放出
税と申しましょうか、こういう目的税的なものを
つくることについて自治大臣の御感触を伺って
たいと思うわけでございます。

少しとつた議論のようでありますが、この放
出税というものはまだまだ現実に実施されては
ないようでありますが、ちょうどこの七月の初め
にニクソンが諮問しました委員会が、国家目標の
探求に関する専門家グループという名前でも報告書
を出しております、これが八月の大統領の環境
白書の基礎になった、こういわれておるわけ
でございますが、この中に放出税、イミッシン
ンタックスですか、そういうようなものを一つの
アイデアとして掲げておるようなわけでありま
す。一口に申しますと、企業がよごれた水を出す、よごれた空
気を出す、当然これはしかし排出基準に従いま
してそれ以下のものを出すわけでありますが、そ
れでも害がゼロとはいえない。その防止技術はも

ちろん企業は開発につとめ、設備をつくるわけ
ございましょうが、しかし同時にどうしても出し
てまいります排水、排気に対して、その量とマ
イナスの質と申しましょうか、そういったものを
考えあわせてこういう税をとってみたいらどうか、
こういう考え方でありま。そのほうが、企業に
対して税制金融上の措置を加えて公害防止施設
の整備につとめさせるといことも一つのいき方
でございますが、それだけでは不十分であって、
こういう税をとることによってさらに公害防止技
術の開発を進め、また企業がこれに熱を入れる、
こういうほうがインセンティブとしてまたいいの
ではないかということをお考えのではありませんが、
ちよつと翻訳文、かたいようであります、読ん
でみますと、「放出税は好ましくあらざる生産物を一
定量に抑え、また独善的な直接規制による政府介
入を防ぐのには有効である。減税措置その他の
補助は、汚染者が廃棄物の放出を防いだり減少せ
しめたりするうえで助けとなるであろう。その理
由は、廃棄物を制限し制御することを目的とする
ものであるが、補助政策は結局において非汚染
者(被害者)にそれだけ多くの税負担をかけること
を意味する。汚染を低減するための汚染者に対す
る補助は、結局、政府の他のサービスを下させ
るか、或いは税負担をそれだけ増加させるか何れ
かになる。」こういう表現をしておりまして、後
段の部分はアングロサクソンのなエグイティと
申しましようか、衡平の概念に発したものではな
いかと思うわけでありま。要するに国が、地方公
共団体が何か防止施設をやるといことは、それ
に必要な金は国民の、また地域住民の税によつて
まかなわれるんだから、むしろそれは企業のほう
でまかなうべきものだ。あるいはまた国がそうい
う施設をするといことはその分だけ他の国民、
地域住民に対するサービスが減少するんだ、こう
いう意味で税負担を増加させるといふうな論を
詰めているようでありま。これについて自治
大臣の御感触を伺ってみたいと思ふのでありま
す。

○秋田國務大臣 放出税なるお考えは、一種の公
害税と考えられるわけでありまして、地方公共団
体等が公害防止事業を行なう費用の負担を、企業
者の負担に求めるか一般的な税に求めるかという
問題にならうかと思ひます。

ただいま外国の考え方等いろいろお示し願いま
して、お考えの御提示があつたわけでございます
が、税の形をとりますれば、税制一般とのいろい
ろの関係を検討しなければなりませんし、また一長
一短があらうかと存じます。事業者のその該当公
害に対する責任感の強弱につきまして、その他一
長一短があらうかと思ひます。さしあ
り、御承知のとおり、企業者に直接負担を求め
るという考え方でありましておるわけございま
す、この点につきましてはさらに検討させていただきます
と思ひます。

○山中國務大臣 松本君の提案、非常におもしろ
い問題を含んでおりますので、私の手元でだいた
い議論しておりますから、その考え方を申し上げ
ますと、ただいま自治大臣のおっしゃつたとおり
でございますけれども、さらに、公害防止は企業の
モラルの問題も相当大きな問題がありますから、
公害税というものを納めておるということを免罪
符みたいに考へて、もう税金は納めたんだからと
いう安易な気持ちになられては困るのである、な
らば、公害債というものを発行して、公害に関係
のある企業が全部それを消化する責任者である、
いわゆるそれらの人たちがその公害債を消化しな
ければならぬ、その財源によつて公害防止事業等
が行なわれるという一つのあり方等も、さらに議
論としては発展していくだろうと思ふのです。

さらにいま一つは、公害を、ちよつと自動車の、
いままでつかまえておりました概念からさらに一
歩前進させて、全部、一億総前科者にしたくない
という配慮もあるし、普及率に従つて、軽微な
のは反則金という制度をつくりましたですね。公
害罪が、公害関係法においても、それぞれいけな
いことは罰金あるいはその他の体罰等を含めてあ
りますから、そういうことが、たとえば法律のそ

れぞれの過程において改善命令等出さざるを得な
いような状態になつた場合には、直ちに過料をそ
こで取るという公害反則金みたいなものも取つて
みたらどうかというこも、考へて考えら
れない構想ではなからうと思ひます。

さらに、これらの考え方というもののから、私た
ちが、今後公害というものが企業者の自覚を促す
ものであるといふことのために進んでいくために
は、やはり自分たちは常時、検査官が来たときに
違反してなければいいんだといふ受け取られが
ちな、そういう工場、会社等の運営をしてはいけ
ないんだといふものが生まれてくるのではなから
うかといふふうに考へておるわけでありまが、
いずれにしても、いろいろな問題を示唆して
思ひますので、担当大臣の私から申し上げま
した。

さらに、各方面において、罰金の軽重あるいは
それらの量刑の重い軽いの議論が必ず出ると思
ふのです。これは私、法務大臣と相談をいたしま
して、罰金その他については、これはバランスの問
題があつて、公害というような問題で罰金がやは
りバランスをとられて、金額としてはいかにもど
うも、法律では大上段であつて、いざ差し伸べた
首は蚊みたいな首であるといふようなことではお
かしいので、やはりバランス論を考へても、公害
罪といふものについては、刑法の特別法として法
務省ではバランスを考えないで踏み切つておりま
すから、この公害に関連をして罰金のあり方その
他についてももう少しバランスを法務省において
基本的に考へ直していただかせんか。——いま
のところはバランスをとらざるを得ないわけ
です。そこらところははいま私たちが検討中であり
ますので、御参考になればと思つて、答弁は求め
られませんが、御披露申し上げてお
きます。

○松本(十)委員 それではその面から御検討
をお願いしたいと思います。
ただ、自治大臣あるいは大蔵省——大臣見えて
おりませんが、あとで質問し望みたいと思ひま

すが、七月にちようどヨーロッパへ視察に参りましたときに、ライン川を十年ぶりで見直したのがあります。十年前に比べますと若干よれていて、という印象を受けましたが、しかしやはり満々とたたえた水が、ローマ時代からほんとうに千何百年以上わたって、静かに、スイスのバーゼルから発して西ドイツの平野を流れ、さらにオランダに入ってロッテルダム、ユーボートから北海に流れ込んでいる、その姿を見まして現地で二、三質問したわけですが、この流域はやはり何と申しまして、ルール地方を中心としてドイツの一大工業地帯でございます。そこから流れ出ます排水というものは相当なものであらうと思うのでありますが、やはりドイツの産業資本家と申しますか、企業経営者の公意意識というものは予想以上に高い。先ほど山中長官の答弁にございましたような国際的な意味ももちろんあるのでしょう。ドイツでござれば下流のオランダからクレームがつく、こういうこともあるのでありましょうが、ライン川がほんとうにきれいな水をたたえて流れておる。これを見るにつけても、ドイツの企業の公意意識がいかに高いかということを見ても説明されて、いかにもとうなずいたわけでありま

すが、その際に水の汚染対策として、私の記憶が確かでありますれば、五十数億マルク、相当な金であります、この金をかけておるが、この六割強は関係の企業から特別税として徴収している、こういうことを聞いたわけでありま。どういふ名前であり、課税標準なりあるいはつかまえる方はどうなっておるのかと聞いたわけですが、それは必ずしも確かな答えが返ってはいりませんでしたが、最近ではそのドイツのルール地方の工業連盟の人たちも、あまりにも負担が高過ぎる、何とかもう少し連邦政府で出してくれてもいいじゃないか、こういうことで、かなり政府支出をふやさざるを得なからう、こういう議論が出つつある、そしてまたその方向で連邦政府が予算措置を講じようとしている、こう聞いたわけでありま。そういう実例もあるようでありま。さ

らにこの辺のところにつきまして調査をしていただきまして、そして検討の上、何らかわれわれが見習うと申しますか、いいところがあれば取り入れてもいいのではないかと感じました。すので、そういう方向で御検討をお願いしたいと思っております。

大蔵省はだれも来ておりませんか。——それでは大蔵省からお願ひします。

○吉田(大)政府委員 お答えいたします。

先ほど松本委員のお話しになりました西独ルール地方の例でございますが、私も多少調べておるわけでございますが、必ずしも正確な事実とデータをいま手元にはいたしておりません。ただ私どもの調べました限りにおきましては、ルール地方では河川管理組合というものがございまして、これはルール地方の工場主でございまして、これは関係の地方団体が組合を構成してございまして、その組合が汚水処理プラント、酸素浄化池、貯水池等の建設、維持をはかっている。そこでその排水した汚水の量及び質に応じて、一定の方式で料金を算定いたしまして、料金を受け取っております。こういう仕組みになっておるようでございます。したがって、正確には税と申しますよりは、負担金あるいは料金というのではなからうか、かように考えておるわけでございます。先生の示唆されましたこういう一種の公害税的な方法につきましては、いま私も調べております。限りでは、世界各國まだやっていないようでございます。大体、こういうものが一般的に特定の地方あるいは特定集団に限局されておる、その集団に属するものの利害が明確に評価し得るという場合には、租税でやるよりはむしろ料金または負担金という形で徴収することが適当ではないか、現在の時点においてはかように考えております。

○松本(十)委員 なお、これとの関連におきまして通産大臣にお伺いしたいと思つてございまして、過去の連合審査でローサルファですか、硫黄の脱硫化あるいは低硫黄の原油の輸入等について、四十八年度でたしか一億七千万キロリットルのうち四千万キロリットルぐらゐは低硫黄にでき

て、四十八年度でたしか一億七千万キロリットルのうち四千万キロリットルぐらゐは低硫黄にできるとおっしゃったと思うのでありますが、その方向で御努力願ひたいと思うのですが、はたしてそういうふうになるんでしょうかということ、私の懸念いたしますのは、近畿地方を特にとつてみますと、すでに四三年先の電力需給事情によつては電力不足を招来するんじゃないか、こう懸念されておるわけでございますが、そのやさきに、あそこでも発電所をつくりたい、ここに置きたいという計画が出ると、必ず地域住民の反発を買

い、地方議会の反対等を受けまして、なかなか現実に立地がむずかしうである、こういうことから考えましても、やはりこの低硫黄原油というものを早く現実にそういう方面に流せるような体制というものを促進していただく必要があるのではなからうか。

さらに、またかなり牽強付会に相なろうかと思ふのでありますが、先ほど申しましたような放電的なものを電力会社が負担することによりまして、みずから廃棄の量なり、質なりをよくする努力をどんどん進めているのでありま。ところが、同時にやむなくある程度出ますものについては、これに対する負担をいたしまして、そうしてせめて地方の団体なり、あるいは地域の住民に対して、何と申しま。うか、免罪符とまではまいりませんが、先ほど長官の言われたようなところまではまいりませんが、最善の努力をしていられるんですというところで、せめて緩和剤になるんじゃないか、こういう感じもするわけでございます。そういうた脱硫問題と、またあわせて企業の負担ということについて、通産大臣のお立場でどういうお考えであるか、伺つてみたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 過日も一部申し上げたわけでございますけれども、エネルギー総合調査会の低硫黄原油部会で昨午いっぱい研究いたしました需給の見通しでございますけれども、一応昭和四十八

年度における燃料合計の所要量を一億七千万キロリットル余りと想定いたしました際の低硫黄原油の供給量を、二千七百万キロリットル余りとしておるわけでございます。それで、しかしその節も申し上げましたように、この低硫黄原油は、あるいはうまういってこれ以上入手できるかもしれないが、何ぶんにもあなただけのところはどうしてもございまして、やはり脱硫に重点を置いていくべきではないかということで、同じ年度に直接、間接の原油の脱硫の見通しを四千三百万キロリットルぐらゐと考えております。

なお、電力との関係で申しますと、そのほかに排煙脱硫あるいは原油のなまだき、LNG等が考えられるわけでございます。石油業法の設備の許可をいたしますときに、私どもとしては低硫黄原油の入手の確保ということと脱硫装置を履行するということを条件にいたしておりますので、この点は、行政はある程度実質のある行政ができるようになっております。したがって、まずまず、ただいま程度のこととは、確実に実行ができるのではないかと考えておるわけでございます。

ところで、電力事情につきましても、まさに御指摘のような問題がございまして、ことに関西電力においては、尼崎のかんり老朽化したものを動かさざるを得ないようなことが、これはやはり舞鶴等における問題が直接の原因でございまして、それに対しましてはただいまのような低硫黄原油の確保をはからなければならぬ。これは当然そうしなければならぬし、できることと思つております。

また、たとえば姫路等におきまして立地の問題が起つておるわけですが、いろいろお力添えもいただいておるわけでございますが、これにつきましてもただいまのような諸施策をあわせまして、住民の納得を得るようになさなければならぬ。また、それは確実にできるといふ見通しを持っております。

なお、先ほど公租の徴収についての御示唆もござい

ますが、七月にちようどヨーロッパへ視察に参りましたときに、ライン川を十年ぶりで見直したのがあります。十年前に比べますと若干よれていて、という印象を受けましたが、しかしやはり満々とたたえた水が、ローマ時代からほんとうに千何百年以上わたって、静かに、スイスのバーゼルから発して西ドイツの平野を流れ、さらにオランダに入ってロッテルダム、ユーボートから北海に流れ込んでいる、その姿を見まして現地で二、三質問したわけですが、この流域はやはり何と申しまして、ルール地方を中心としてドイツの一大工業地帯でございます。そこから流れ出ます排水というものは相当なものであらうと思うのでありますが、やはりドイツの産業資本家と申しますか、企業経営者の公意意識というものは予想以上に高い。先ほど山中長官の答弁にございましたような国際的な意味ももちろんあるのでしょう。ドイツでござれば下流のオランダからクレームがつく、こういうこともあるのでありま

すが、その際に水の汚染対策として、私の記憶が確かでありますれば、五十数億マルク、相当な金であります、この金をかけておるが、この六割強は関係の企業から特別税として徴収している、こういうことを聞いたわけでありま。どういふ名前であり、課税標準なりあるいはつかまえる方はどうなっておるのかと聞いたわけですが、それは必ずしも確かな答えが返ってはいりませんでしたが、最近ではそのドイツのルール地方の工業連盟の人たちも、あまりにも負担が高過ぎる、何とかもう少し連邦政府で出してくれてもいいじゃないか、こういうことで、かなり政府支出をふやさざるを得なからう、こういう議論が出つつある、そしてまたその方向で連邦政府が予算措置を講じようとしている、こう聞いたわけでありま。そういう実例もあるようでありま。さ

らにこの辺のところにつきまして調査をしていただきまして、そして検討の上、何らかわれわれが見習うと申しますか、いいところがあれば取り入れてもいいのではないかと感じました。すので、そういう方向で御検討をお願いしたいと思っております。

大蔵省はだれも来ておりませんか。——それでは大蔵省からお願ひします。

○吉田(大)政府委員 お答えいたします。

先ほど松本委員のお話しになりました西独ルール地方の例でございますが、私も多少調べておるわけでございますが、必ずしも正確な事実とデータをいま手元にはいたしておりません。ただ私どもの調べました限りにおきましては、ルール地方では河川管理組合というものがございまして、これはルール地方の工場主でございまして、これは関係の地方団体が組合を構成してございまして、その組合が汚水処理プラント、酸素浄化池、貯水池等の建設、維持をはかっている。そこでその排水した汚水の量及び質に応じて、一定の方式で料金を算定いたしまして、料金を受け取っております。こういう仕組みになっておるようでございます。したがって、正確には税と申しますよりは、負担金あるいは料金というのではなからうか、かように考えておるわけでございます。先生の示唆されましたこういう一種の公害税的な方法につきましては、いま私も調べております。限りでは、世界各國まだやっていないようでございます。大体、こういうものが一般的に特定の地方あるいは特定集団に限局されておる、その集団に属するものの利害が明確に評価し得るという場合には、租税でやるよりはむしろ料金または負担金という形で徴収することが適当ではないか、現在の時点においてはかように考えております。

○松本(十)委員 なお、これとの関連におきまして通産大臣にお伺いしたいと思つてございまして、過去の連合審査でローサルファですか、硫黄の脱硫化あるいは低硫黄の原油の輸入等について、四十八年度でたしか一億七千万キロリットルのうち四千万キロリットルぐらゐは低硫黄にでき

て、四十八年度でたしか一億七千万キロリットルのうち四千万キロリットルぐらゐは低硫黄にできるとおっしゃったと思うのでありますが、その方向で御努力願ひたいと思うのですが、はたしてそういうふうになるんでしょうかということ、私の懸念いたしますのは、近畿地方を特にとつてみますと、すでに四三年先の電力需給事情によつては電力不足を招来するんじゃないか、こう懸念されておるわけでございますが、そのやさきに、あそこでも発電所をつくりたい、ここに置きたいという計画が出ると、必ず地域住民の反発を買

い、地方議会の反対等を受けまして、なかなか現実に立地がむずかしうである、こういうことから考えましても、やはりこの低硫黄原油というものを早く現実にそういう方面に流せるような体制というものを促進していただく必要があるのではなからうか。

さらに、またかなり牽強付会に相なろうかと思ふのでありますが、先ほど申しましたような放電的なものを電力会社が負担することによりまして、みずから廃棄の量なり、質なりをよくする努力をどんどん進めているのでありま。ところが、同時にやむなくある程度出ますものについては、これに対する負担をいたしまして、そうしてせめて地方の団体なり、あるいは地域の住民に対して、何と申しま。うか、免罪符とまではまいりませんが、先ほど長官の言われたようなところまではまいりませんが、最善の努力をしていられるんですというところで、せめて緩和剤になるんじゃないか、こういう感じもするわけでございます。そういうた脱硫問題と、またあわせて企業の負担ということについて、通産大臣のお立場でどういうお考えであるか、伺つてみたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 過日も一部申し上げたわけでございますけれども、エネルギー総合調査会の低硫黄原油部会で昨午いっぱい研究いたしました需給の見通しでございますけれども、一応昭和四十八

年度における燃料合計の所要量を一億七千万キロリットル余りと想定いたしました際の低硫黄原油の供給量を、二千七百万キロリットル余りとしておるわけでございます。それで、しかしその節も申し上げましたように、この低硫黄原油は、あるいはうまういってこれ以上入手できるかもしれないが、何ぶんにもあなただけのところはどうしてもございまして、やはり脱硫に重点を置いていくべきではないかということで、同じ年度に直接、間接の原油の脱硫の見通しを四千三百万キロリットルぐらゐと考えております。

なお、電力との関係で申しますと、そのほかに排煙脱硫あるいは原油のなまだき、LNG等が考えられるわけでございます。石油業法の設備の許可をいたしますときに、私どもとしては低硫黄原油の入手の確保ということと脱硫装置を履行するということを条件にいたしておりますので、この点は、行政はある程度実質のある行政ができるようになっております。したがって、まずまず、ただいま程度のこととは、確実に実行ができるのではないかと考えておるわけでございます。

ところで、電力事情につきましても、まさに御指摘のような問題がございまして、ことに関西電力においては、尼崎のかんり老朽化したものを動かさざるを得ないようなことが、これはやはり舞鶴等における問題が直接の原因でございまして、それに対しましてはただいまのような低硫黄原油の確保をはからなければならぬ。これは当然そうしなければならぬし、できることと思つております。

また、たとえば姫路等におきまして立地の問題が起つておるわけですが、いろいろお力添えもいただいておるわけでございますが、これにつきましてもただいまのような諸施策をあわせまして、住民の納得を得るようになさなければならぬ。また、それは確実にできるといふ見通しを持っております。

なお、先ほど公租の徴収についての御示唆もござい

ございましたが、その点は私どもも研究をさせていただきます。次、再び山中長官にお伺い

○松本(十)委員 次、再び山中長官にお伺い
たしたいと思ひますが、過日の連合審査の経過を
聞いておりました、ときにちらちらと感じました
ことは、公害の加害者は企業家である、企業家は
即資本であり、総資本即政府である。被害者は小
羊である地域住民であつて、そして地域住民は
反体制の側について公害に取り組みべきだ、こ
ういふ論旨が、はっきりとは出ませんでした、聞
いておりました底流に流れておるやに受け取れ
たわけでございますが、私の感じますところは、
公害問題は、やはり党派をあげて対決すべき大
な問題である、こういうことでございまして、
の半年、一年の間、あまりにもきびすを接して具
体的な公害問題が痛ましい姿で出過ぎた。またこ
の犠牲者の姿を見ましても、もう同情のことばも
ないような実情である。そういうことからするな
らば、かなりモーションナルと申しますか、激しい
角度から計画が出され、論議が展開された点はや
むを得ないと思ひますが、しかし、
これはあくまでも警告、警鐘を乱打したという意
味で歴史的な意義があつたと思ひますが、こ
れから問題に取り組み姿勢というものは、
は、あくまでも党派を越えて、全国民的な課題とし
てこれに対決しなければならぬ、こう思ひわけ
てございまして、そういう意味から今度改正されま
す公害関係の中央の審議会あるいは府県、市町村
の審議会、こういったものの委員の人選のしかた、
あるいはこの運営のしかたというものを、
もっと市民的な基盤を持った意味での運営、広く
言えば全国民的な立場での運営というものに特に
配慮をお願いしたいと思ひわけでございますが、
山中長官の御見解をお伺いいたします。

○山中長官 此の問題の議論の出発点は、今
日の状態について責任を持っております政府とい
うものが、どういふ態度をいふゆる国民的な要請
に対して打ち出せるかという問題でありましよう
から、したがって、議論のおおよその概念という
ものはいかに政府は心得るか、あるいは政府はど
う受けとめて何をなさんとするかという議論にな
るの、私はやむを得ないと思ひます。また、私
たちは政府はそういう責任を負つてゐるわけであ
りますから、その議論に耐え、そしてまたその国民
的な要望にこたえていく責任があると思ひます。
ただ公害というものは態様がいろいろあります
から、企業があつたから、その企業に関連した付
近住民が被害を受ける場合もあり、私も例をとつ
て申しましたように、自分は被害者であると思つ
てゐる人が握つてゐるハンドル、そのハンドルで走
る自動車の排気ガスが結局は環境汚染の原因のそ
れこそ何百万分の一になつてゐるというやうな
事態について意識はあまりない、あるいは廃棄
物等の個人個人のレジヤ―地等における例もあ
つて、そのようなことも申しましたし、やはり国民
的な自覚、国民的な努力というものが結果されて
いくべきことは、これはまた別な意味で私も同じ
だと考へるわけでありまう。

そこで、これから地方にそれぞれ必置制となる
都道府県の公害対策審議会あるいは市町村に任意
制として置かれる審議会等についての置かれ方
であります、私たちがとしてはやはり広くそういう
意味の合意が得られるように、そして意義ある事
業に、いわゆる被害者、加害者の形抗争の場
と化しないように、しかし少なくとも被害を受け
ておる地域住民の代表と思はれる人は参加するも
のでなければならぬと思ひます、こゝろにも考へ
ておりますが、これは基本的な考え方であつて、
その都道府県によつて、市町村によつてそれぞれ
態様が違ひますので、それらのところはやはり都
道府県におまかせするやうな形を前提として、そ
して行政指導と申しますかあるいは相談を受けた
場合にはお答えするといふ基本的な姿勢をとつて
おるわけでございます。

○松本(十)委員 たいだいま相談の話も出ました
が、審議会といふはどうしてもかた苦しくなるわ
けであります、臨時的に公害相談所、こゝにい
たものを地方自治体あるいは商工会議所ある

いは商工会等の、いわゆる経済団体の中などに置
きまして、地域住民の方々の公害に対する不満と
いふものをその場でぶちまけていただいていろ
う話し合ひをしながら、これをやわらげていた
くとか、あるいは公害に対する不安感、これは現
実の公害に対する不安と同時に、何か日本じやう
が、公害列島といふやうなことが象徴されます
ように、あとからあとから公害が出てきて、われ
われの生きておる環境が破壊されてしまふのでは
ないかといふやうな不安感、この半年いろいろと
騒がれ過ぎましたためのおそれもありましよう
が、そういうものがびまんしてゐるわけござい
ますので、そういうものも考へ合わせて相談所
のやうなものを設ける、これを通していろいろ出
てきます意見等も、またこれからの公害対策策定
上の参考に資し得るのではないかと、こゝ感ずるわ
けでございますが、そういう公害相談所のような
ものををつくる、あるいはまた公害のモニターと
いふやうなものを各地に置きまして、公害に対
する国民全般、特に私の強調したいのは、もの
言わぬ国民の大多数の方々と申しますか、サイレ
ントマジョリティを構成してゐる方々のお気持ち
をくみ上げるやうなものができないだろうか、こ
ういふ意味で提案をしてみたいと思ひるのであり
ますが、御感觸を伺いたいと思ひます。

○宮澤内閣大臣 松本委員のお考への方角につ
きましては私も全面的に賛成でございます、こ
うやつて警鐘を乱打するためにこの問題が国民
の関心となつた経緯は、まさしくこの問題を取り
上げる契機を与へたことになつたわけございま
すので、建設的な意味を持つておると思ひます
が、これが一時の感情の燃え上がりだけにどめ
させないためには、継続的に、合理的に、客観的
に問題を把握してまいらなければならぬわけだ
と思ひます。そうしてまた、それによつて企業も
ルールを守り、住民もいたずらな不安を持たない
やうな形で公害問題に対処していく、こゝろ
末長い、恒久的な体制を立てなければならぬ
と思ひます。

○松本(十)委員 確かに申しやうとおあり、事は
合理的に現実的に解決しなければならぬと思ひ
わけでありまう。通産大臣のお話を伺つてお
りますと、ニクソンも八月の教書で、環境問題はき
めて深刻で差し迫つてゐる、しかし恐怖やヒステ
リーにおちいつてはいかぬ、問題はきわめて複雑
であり、その解決は理性的、組織的なアプローチ
と努力と忍耐を要しよう、こゝろ言つてお
ります、これからの七〇年代に向かつてわれわれは
り公害問題につきましても、党派をあげて、理性
に即して前向きに現実的に対処すべきだと思ひわ
けであります、あわせて相談所、モニターにつ
いての山中長官の御感觸も伺いたいと思ひます。

○山中長官 いまの通産大臣の御答弁の大体
の方角というものは、やはり中小零細企業等がど
ういふやうにしたらいいかわからないという問題
の御相談に應ずるといふ構想で、すでに具体化の
方向をたどつておる事柄だと思ひますが、一方
は不特定多数の、いま松本君の言われるやうな
一般の人たちがどういふやうにしたら私たちのこ
の問題は、どこで相談して、どこでさばいてもら

そのためには、ただいま御指摘のやうに、都道
府県においてもあるいは商工会議所、商工会等
におきましても、公害についての正しい理解とい
うものを持たせ、その正しい防除体制をとらなけ
ばならぬのでございまして、御承知のやうに、
すでに都道府県においてはそのやうな部局、体制
の整備をしつづけてございまして、同時に地方の商
工会議所等におきまして、主として中小企業を頭
に置いておられますが、公害の相談室あるいは公害
の指導員といふやうなものを置いてまいりたい、
すでに十数カ所の商工会議所におきましては相談
室といふものを設けたわけでございますが、来年度
もさらにそれを拡充してまいりますとともに、こ
のための専門的な知識を持つております指導員
の養成といふことも、一部国の負担においてなさ
なければならぬと考へておりました、具体的な施
策を御指摘のやうな方向でやつてまいる所存で
ございまして。

るんだろか、そういう問題等に対して、たとえば交通の問題としては交通対策の相談所というものができておりますので、先般出発しました中央公害審査委員会、これが各都道府県等にも設けられることになりましたけれども、こちらのあり方と勸案をしながら、一般の人々が相談に行く窓口というようなものを、さらにこまかく考えてみる必要

があるのではないが、これは通産省のそういう構想とさらに相まって補完すべき事柄がまだ残っているのではなからうかという気がしております。

○松本(十委員) 最近行なわれました青少年の意識調査、かなり権威のあるものと考えておりますが、この結果によりますと、一番こわいもののは何かという質問に対して、交通災害、次が戦争といっております、公害はややランクは落ちておりますが、しかし二十前後の青少年でも公害問題については一割五分前後の人たちが、こわい、たいへんだ、こういう意識を持っておりません。その同じ青少年の人たちが現在の政治家に対して、半ば以上が政治家は真剣に問題に取り組んでいない——事公害だけに限っております。あるいは責任感を持っておらぬ、これは五〇%強でありますし、国民の気持ちをつかむ努力をしておられない、こういう答えが出たのが、これまで六〇%弱というところでありまして、かなり青少年のといましようか、若い人たちの政治に対する距離というものが、われわれの想像以上に離れておる、こういう感じでございまして、七〇年代、事内政に關しましては物価と並んでやはり一番公害対策ということが基本でありますので、そういうことにもかんがみまして、いろいろこれまでも政府は努力をしていただいたわけですが、さらに格段の努力と配慮を願ひまして、前進をお願いしたいと思います。

せっかく厚生行政次官もおられますので、一言お聞きしたいと思いますが、最初に七〇年代、変化の時代で、生活価値観が変わってきた、こういうう申し上げ方をいたしました、生活行政というものも、そういう変化に対応いたしました、うし

る向きに出てくる現象を追っかけるだけではありませんで、前向きなビジョンのもとに大きく体系を打ち立てていただきたいと感じるわけですが、公害対策はその一環であります。厚生省としまして生活行政についてそういう角度からどういうお考え方をお持ちか、伺っておきたいと存じます。

○**樺太本府委員** 御承知のとおり、この八月に公害対策本部が設置されましたから、従来厚生省として、公害行政の中で被害者サイドに立ち得べき官庁でありながら、調整権限を持たされておつたために、非常に苦勞をしておりましたその部分が一応消されたわけであります。そして今回基本法そのものの改正に伴い、正式に本部のほうに、その調整機能及び基本法を所管する省としての他省との折衝業務等のようなものを移管することができました。私どもはこの結果、厚生省として本来の仕事であるいわゆる被害者サイドに立つ行政というものに専念できる状態になったわけでありまして、そうした中で、今日各種のいわゆる公害立法といふものをこの国会において私どもが御審議をお願い、その結果を見て行政を行なっていくわけでありますが、私どもとしては公害行政そのものものと同時に、あるいは現在医薬品あるいは食品等について多くの問題の出でるときでありますし、むしろいわゆる内政の問題といわれる七〇年代の当初の年として、ある意味では厚生省が今日かかかっておる問題が、全部世間に明らかになりました時点において、将来に対するルールをようやく敷きかけたという状況であります。今後私どもとしての姿勢と言われれば、本来の厚生省の姿そのものの行政に取り組んでいくという以外に特に申し上げることはございません。

○**松本(十)委員** 生活行政についてもこれから大事な課題をかかえておりますし、公害対策、繰り返り申し上げますように、現状はこればかりに即してひとつ——総理も百の論議よりも一の案に行だとおっしゃっておりますように、要はこればかりに具体的にいかにか予算措置を講じながら対策を策

○加藤委員長 次は、細谷治嘉君。

○細谷委員 今度の公害問題に対して、山中長官のたいへんな努力を認めるにやぶさかでありませんが、質問に入る前に事務当局にお尋ねいたしますが、今度出しました政府の法律案で正誤表か何かを出しておりますか。——正誤表を出してあるかどうかすぐわかるだろう。

○山中国務大臣 もし印刷のミス等の関係であれば、私どもの手元を離れた後のものでございますので、正誤表その他についてはちょっとわかりませんが、原案を作成いたしました最終段階において、正誤表を要すると思われる点はいたるところ気がついておりませんので、率直に御指摘願えれば幸甚だと存じます。

○細谷委員 この法案の中にある電気事業、ガス事業の適用除外の条項、何ページですかちょっとページはわかりませんが、適用除外の条項、それから政府から出しました法律案の参考資料、これはいずれも同じでありますけれども、ガス事業法に第二十七条というのがありますか。

○加藤委員長 これは通産省関係だ。莊君のとこでわかつてないか。——こういう時間は考慮しますからどうぞ。

○細谷委員 これは法案もそうなっておりますが……。

○加藤委員長 ちょっと待った。指名しております。——答弁できなければあとに延ばします。か。じゃあとに延ばして。

○細谷委員 内容の問題じゃなくて、この法案も、参考資料も、ガス事業法第二十七条なんて

書いてありますが、これは間違いですよ。ガス事業法には第二条第七項なんてないんです。第二項なんです。法案もそのままになっているものですから、こんな重大なミスをしてはいかぬと思いますので、正誤表も出ないようでありますから、注意をしたいところだと思います。

○長橋政府委員　お答え申し上げます。

ただいまの御指摘のガス事業法の第二条の各項につきましては、前回の国会におきましてガス事業法の一部を改正する法律が可決されて直つております。そして従来の第二項が第七項に組みかえられているわけでございます。ただいま修正されましたものを取り寄せておりますが、さううに御了解いただきたいと思ひます。

○細谷委員 そうしますと、第二条第七項というのは正しいというのですね。

○長橋政府委員 さようでございます。

○細谷委員 私は法案を見てミスプリントではないかと思つていたら、それは正しいそうでありまして、これ以上申しません。

そこで、まず山中長官にお尋ねしたいのでありますけれども、今度の大気汚染の場合に非常に重要な問題として第二十七条に電気事業法とガス事業法の適用除外をいたしたわけでありますが、これは一体どういうわけなのか。長官と通産大臣に、あるいは厚生大臣に、時間がありませんから、簡単にお尋ねいたします。

○山中國務大臣 すでに副本部長、担当大臣としての基本的な考え方は、低硫黄重油確保が國際的にも国内的にも要請について完全に充足しきれない状態であつて、國家的な確保課題であること、第二点は電力というものは、県境やあるいはそれらの発電所単位のもの、供給だけではなくて、やはり全國土的な供給体制のものであるから、したがつてその供給の円滑なる確保については、国で直接の担当大臣の通産大臣の所管であることが正しいこと等について申し上げたわけであります。具体的な問題については通産大臣のほうにお願ひいたします。

○宮澤國務大臣 先ほども御質問がございまして、今日の公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

たように、今日公益事業、ことに電気におい

れて適用除外にしたようでありま

て、この適用除外について厚生省としてはどう考

えておられるのか、お答えいただきたい。

○橋本政府委員 先国会から閉会中審査にか

して、この大気汚染防止法の中に電気事業法ある

いはガス事業法を取り入れることは是非について

当委員会御議論がございました当時、厚生省と

しては、私自身から電気事業法あるいはガス事業

法の中から大気汚染防止法の中に現行なら取り入

れることが望ましいということをお願いした記憶

がございまして。しかし、私ども今日までのこの改

正案の作成に従事してまいります間において、や

はり電気及びガスというものの国民に与える影響

その他を考へてまいりますと、この供給義務とい

○荘政府委員 わが国の重油消費量のうち火力発

電関係で現在消費しております量がC重油の大体

四五〇程度でございまして。したがって、それ

に伴いまして、現在C重油消費量が全重油の約八

〇%でございまして。したがって、火力発電所

関係だけでわが国全重油消費量の四割弱程度のも

のが消費されておるとい状況でございまして。し

たが、いま、亜硫酸ガスにつきましても鉄鋼業

その他からも発生はしておりますけれども、最も

大きな発生源として約四割程度の亜硫酸ガスの発

生は火力である、こういう状況でございまして。

○細谷委員 私の質問に答えてないのです。厚

生省、あなたのほうでは、ちゃんと石油が燃焼さ

れた場合に大気汚染にどういうふうな寄与してい

酸化窒素は、東京都の場合に一年間三万五千ト

ン、これはガソリン車。ディーゼルから一万三千

トン。それから産業。石油ばかしではありませ

んが、十一万トン。この割合を申し上げますと、

石油関係、いわゆる産業から出ますのが六九%と

なります。自動車等からは、ガソリンから二〇%、

ディーゼルから八%でありますから、おおよそ三

〇%ということになります。

亜硫酸ガスは、東京都の場合には、産業関係から

四十六万トン、自動車から、ガソリン車で二十六

百トン、ディーゼルから二百トン。そうします

と、石油系の産業から排出されるものが九九%、

ことばをかえていいますと、亜硫酸ガスの圧倒的

な部分は発電所等の産業関係から出ます。酸化窒

から考えると、どうも川崎の上空の光化学スモッグを発生させた原因というものが非常に大きなウエートを占めているのではないかと、測候所その他等の全体の資料を総合してみると、そういう議論もあるようです。しかし、これ以上、ちょっと追及して、あの時点において起こった現象は何であったか、何が犯人であったかについては、私自身はこれ以上わかりません。

○細谷委員 厚生省にお尋ねしますが、光化学スモッグでアメリカのロサンゼルスではたいへんな問題が起こつておる、たいへんな被害が起こつてくる。この夏、日本でもずいぶん騒がれました。そこでひとつ二点についてお尋ねしたい。

私が先ほどあげました酸化窒素なり亜硫酸ガスのロサンゼルスにおける産業関係なりあるいは自動車等の寄与率、酸化窒素の寄与率、そういうものは、どういう割合になっているのか。

第二点は、ことしの光化学スモッグでどれほどの被害が起こったか、これを明らかにしていただきたい。

○曾根田政府委員　お答えいたします。

日本における窒素酸化物、炭化水素等の発生源別の分担率につきましては、先ほど先生もおっしゃいましたように、東京都の場合、窒素酸化物は、自動車から約三六％、工場、発電所等から六四％、これが大部分でございます。それから、炭化水素につきましては、自動車から九七％、ほとんど大部分が自動車からの排出ガスによるものでございます。

それで、アメリカのロサンゼルスにつきましては、これと対比するような意味での寄与率の具体的排出量なり、寄与率の具体的数字は、いま手元に持っておりませんので、御了承願いたいと思います。

それから、被害についてでございますが、本年六月から七月にかけてまして、千葉県あるいは都内、埼玉等で各種の被害が報ぜられてまして、まだ未確認のものもございますけれども、一応申し上げますと、六月二十八日、千葉の木更津付近で起こつ

たとえられておる光化学スモッグによる被害を受けた者が、約六千名でございます。それから、七月二十日、同じく千葉の市川から木更津にかけまして光化学スモッグが起こったその被害者は、約三百名でございます。それから、同じ七月二十日に埼玉で報ぜられました被害者が、四百名でございます。なお、七月二十一日、都内西部で起きましたスモッグにつきましては、具体的な数字が必ずしも確認されておりませんが、約五千名というふうに聞いております。

○細谷委員 第一点の、ロサンゼルス地区における各種汚染物質の主要発生源と寄与率、私が調べておりますから、申し上げますが、酸化窒素はガソリン車は六三％です。一酸化炭素が九七％。一酸化炭素のふえる一番大もとが自動車であるということとは明確であります。そして酸化窒素は六三％であります。燃料の燃焼、いわゆる発電所、産業関係から出ますものが、酸化窒素は二九・八％、おおよそ三〇％であります。亜硫酸ガスは五三・六％、おおよそ五四％となります。一酸化炭素についての産業関係の寄与率はほとんどゼロであります。

ますか。七割以上、亜硫酸ガスでは九九%の犯人をとらえないで、法律の中では燃料を規制するだけ。それで大気汚染をやるうなんということはおこがましいじゃないですか。できますか。お尋ねします。

○山中国務大臣　私が全部お答えできるかどうかわかりませんが、私たちはそれをやるうという姿勢を示したつもりでありますし、この大気汚染防止法の附則においても、いままで電気、ガス事業法等の目的にも公害の概念がありませんでしたけれども、取り入れて、そしてそれぞれ都道府県知事の要請等にはといった措置を通報しなければならぬというようなことで、それがながしにされるように、いわゆる国家目的を二つあげましたけれども、そのために肝心の周辺地域の人々のそれらの適用除外された施設から排出されるものについて被害というものは適用除外、いわゆる被害の救済が適用除外、防止が適用除外とはならないような最大の配慮はいたしたつもりであります。

○細谷委員　最大限の努力をした、こうしか言えないでしょう。しかし連合審査でも問題になっておりましたが、大体光化学スモッグの七割の原因

○綱谷委員 通産大臣、この大気汚染防止法の中で附則の10に、ガス事業法の一部を改正する。その第一条の「確保する」というのを「確保し、あわせて公害の防止を図る」と書いてあります。そして、12には、電気事業法も同様でありまして、「確保する」と第一条に書いてあるのを「確保し、あわせて公害の防止を図る」と書いただけなんです。あと何も改正してないんです。原子力に対する被害、これは原子力基本法。それに基づく被害予防については、人体に対する放射能の影響というものについては詳細に書いてあります。電気事業法やガス事業法、この場合一番大きな問題は電気事業でありますが、電気事業法をあさってみても許可の基準とか、あるいは改善命令とかんとかについては、公害のコの字もありません。人命の尊重とか人の健康なんという字は、一つもありませんよ。全く生産ベースであります。その点に手を触れないで適用除外ということは、私が現実的に数字を申し上げたとおり。そしてそのほうはやったかというとか何もやってない。これでは通産大臣、あなたがエネルギーバランスの問題から、また電気ガス事業というのは公益事業であって、人

をなしておる産業、亜硫酸ガスの九九％の原因をなしておる産業、そういうものを適用除外にしておいて、大気汚染防止ができるとは私は思わない。通産大臣いかがですか。

の生命にも関係する問題だからと言われ、でも、大気汚染防止という意味においてはこれはもうなっちゃおらぬ、意味がない、こういうふうに申さなければならぬわけですが、どうですか、厚生

○宮澤國務大臣 光化学スモッグがいかなる状況のもとに起こるかということは、必ずしも十分に解明されていないと思いますけれども、ハイドロ

省、これであなた自信があるというんですか。まあまあ何とかやっていけるといふんだけれども。

○橋本政府委員　確かに御指摘の点に問題がある

カーボンとNO_xが存在する場合に、一定の温度と光があつて発生するというふうにとらえられておるわけであります。亜硫酸ガスにつきましても御指摘がございましたが、それらの発生源の一つが電力会社である。大きな発生源であるということ

ことは事実であります。そして大気汚染防止法自体、従来窒素酸化物を取り入れておりませんでしたが、今回の改正としてこれを加えたわけでありますが、当然私は電気事業法及びガス事業法が通産大臣の所管として行なわれております中に

は、私は御指摘のとおりであろうと思います。したがって、電力に対しても、あるいは自動車に対しても、排出の規制をするということによって、そういう現象が起こらないようにつとめてまいりたい、こう考えておるわけであります。

おきまして、所要の監視、監督はしていただけるものと信じております。

○綱谷委員　通産大臣、先ほどあなたは光化学スモッグの原因なり機構については明瞭になっておられぬというけれども、あなた基本だけはおっしゃつ

た。何といひましても光化学スモッグの引き金は酸化窒素なんですよ。酸化窒素というものが一定量に達しますと、日光の光の作用でこれが分解する。非常に反応性の強い酸素が生ずる。それによってオゾン等が生ずる。いろいろなオキシダントがでてくる。こういうことなんですよ。それから、その場合に、炭化水素の存在というのが大きくこれを促進するということ、これははっきりしているんですね。そういういまいへんな大きな問題になっておるロサンゼルススモッグの問題、こゝたいへんな被害が出ておる光化学スモッグの問題を押えるには、自動車の問題じゃないんですよ。七割というのは、一番大きな問題は、これは何と

いいます酸化窒素をよけい出す、自動車は一酸化炭素を減らそうと思えば、一酸化炭素がふえるわけですから、一酸化炭素のほうはコンバーターが何かで炭酸ガスにしてしまえばいいんですけれども、高温で燃料を燃しておるこの発電所の酸化窒素は防ぐことはできないですよ。また、大気汚染防止法では酸化窒素は問題にしてないようですけれども、これじゃだめなんですよ。ですから、言ってみますと、酸化窒素さえなければ光化学スモッグが起ころぬ、こういうことになるわけです。亜硫酸ガスの問題はまあおいて……で

すから、光化学スモッグというのを来年も起らないようにするためには、酸化窒素を押えるより、酸化窒素を押えるのはどこかといひますと、これは七割の寄与率を持つておる発電所を押えなければ……どうしますか、お答え願ひたい。

○宮澤国務大臣 問題は、こういうことであらうと思ひます。いま電気事業法のお話がございまして、このたび私どもが公害関係のたぐさんの法案を提出いたしましたのは、これによって勧告基準、排出基準というものを確立いたしましたして、そして公害が発生しないようにしたい、こういう目的からであります。それらのものの中から、たとえば電気事業、ガス事業が全然これだけはいかなるものを排出してもいいんだというたてまえに

なっておりますら、ただいまのような御指摘がございまいしょうと思ひます。事實はもちろんそうじゃないわけでありまして、それを電気事業法に書くか、あるいは今回のように各事業横断した法体系に書くか、そういう問題だと思ひます。私どもは後者をとつたわけでありまして、ただ、それにしたしまして、電気事業法そのものの第一条の(目的)には、何れにせよ手落ちであらうということ、第一条の(目的)を追加したわけでございます。

そこで、ただいま御指摘の光化学スモッグでありますけれども、たとえばNO_xというものが規制の対象になつていないというのであります。たゞいまのような御指摘になります。今NO_xが規制の対象になるのでありますから、それをきかんとしければ光化学スモッグの一つの原因は除かれる、こういうふうに考えるわけでありまして。

○細谷委員 通産大臣、あなた、この電気エネルギーというものを確保するというのを前提で言っておりますけれども、あなたの部下であります通産省の化学工業局長が、「先駆者の自負と責任」というこの記事をおる新聞に書いておられます。その記事の一節に、こう書いてあります。これは地球エネルギーの縮小再生産に入ることを心配するエコロジや脱産業に走る公害論と軌を一にする思想である、公害問題というのには産業優先ではないかぬのだ、やはり人命優先、生活優先、こういうことでなければならぬというところで、この論文は、いまこれから問題にならうとする石油化学からの合成木材や合成紙や合成たん白について論じておるわけですよ。あなたの部下ですらここまで

しているのです。公害問題に対する基本的な考えは、それを先ほど来、いや何でもかんでもやるんだ、大気汚染防止法には入れないけれども、電気事業法なりガス事業法でやるんだとおっしゃるけれども、それについては単に数字を入れただけにすぎない。あとはおれたちにまかせい、こういうことです。しかも、大気汚染の一番決定的な亜硫酸

酸ガスについては一〇〇%に近い、光化学スモッグの原因については七割に近い原因者である。これを大気汚染でとらえない、大気汚染法でチェックすることができない、こういうことになれば、これは山中長官、ざる法もいところですよ。その思いませんか。これでは副本部長としてつとめが果たせないんじゃないかと私は思うのですが、いかがですか。

○山中国務大臣 副本部長たる私個人の考えはございませぬ。しかし、政府としては、提案をする際に政府が意見が一致していかないというものの法案は、閣議という経過をたどりますから、提出できないということになります。したがって、その感

触として責任がとれるかという問題になります。うが、私は最大限にこれだけ物質も追加し、目的も明らかにし、そしてそれに対応する義務を通産省が今度は負わされたわけでありまして、たとえど道府県知事から要請があつても、それをとれないという通報をする場合であつても、なぜとれないかという理由をはつきり——いわゆる被害を受けておる状態というもので、住民に対しても納得できる対応策というものである、とれないならとれないという理由が、明示されなければならぬ。しかし、大体においてはとれないことはないのであつて、とることになるのでありましょ

うけれども、そういう新しい方策をとることによつて相当な前進が期待できる。私の念頭には、来年光化学スモッグが、少なくとも東京、大阪近郊等においては起らないようにしたいという悲願がございませぬ。したがって、あなたの言われるように、この根源を断ちたいという考えは、いまも変わっておりませんが、根源を断つように一そう努力をしていくために、通産省のそれぞれの法制に従つた運用というものを厳格に、きびしくやつてもらひたいと念願しております。

○細谷委員 厳格に、きびしくやつてまいりたい、おそく山中長官の考へておられるのは、これはもう大気汚染の決定的な役割を演じておる電気事業を適用除外にすること、文字どおり大気汚染法は、これは改正しても意味がない、ざる法にすぎないという私と同じような考えに立つておると思うのですが、まあ、これ以上は答えられない。ところで、法律案を見ますと、重要な点は燃料規制ということにウェイトを置いたのだ。その燃料の規制でも、十五条の第一項、「政令で定める地域」緊急時の措置、これも「政令で定める場合」、何もかも通産省が握つておるわけですね。そして電気事業法については、原子力基本法のような公害問題についての丁寧な書き方は一言一句もない。あとにかく通産大臣のフリーハンドにまかせろ、こういうふうなことを言ふんですよ。緊急時の措置だつてできないんですよ。緊急性の措置だつてできないんですよ。こういうことなんですよ。これで通産大臣、どうやろうといつたつて、大気汚染は文字どおりざる法、私に言わせませぬならば、第二条の(定義)から硫酸化物を特に取り出して煤塵を分けた、この辺から通産大臣のこの大気汚染法をさるにしようという意図が、この法律を通じて歴然とあらわれている、こういうふうには申しさなければならぬと思ふのですが、いかがですか。

○宮澤国務大臣 もし、公益事業が排出基準を守らなくてもいい、公益事業はその例外であるというふうな法律の立て方ではございませぬ、ただいまのような御批判があらうと思ひますが、そうではありますので、電力会社といへども当然排出基準を守らなければならぬというたてまえになつておりますことは、これは申し上げるまでもないことではございませぬ。

それから政令というのは、通産省がかつてにくるのであらうと仰せられますけれども、むしろそうではございませぬ、これは内閣において決定するのでありますから、こまかいことは法律に書けず政令に落とすというだけであつて、それは各省の権限をどうしようというものでないことも御承知のとおりであります。

それから硫酸化物につきましては、これは御承知のように、ただいま全国に八つの段階を置い

改悪だ、こういうふうにして差しつかえないと思ふのでありますけれども、山中長官、それから厚生省、どう見ておられますか。

○山中事務大臣 改悪では絶対にございせん。前進していることは間違いないと思つております。

○橋本政府委員 私ども、これが改悪だとは断じて思つておりません。少なくとも従前は相当地に進行しておると思つております。

○細谷委員 改悪だと思わない、こうしか答弁できないでしょう。それは、燃料規制の新しい条項等を入れて前向きであるように見せておりますけれども、大きな犯人をのがしてこそぞろをつかまえてやうなことなんです。事実上は改悪ですよ。それが、電気事業とガス事業と、大気汚染というのをはきわめてさう然と分けておるところに問題がある。そして本来ならばこういう防止協定を結ばなくても済むように、国はナショナルミニマムといひますか、最低の基準を示して、そしてその地域の気候なり風土なりあるいは社会的な条件、そういうものを勘案して、県なりあるいは市町村にその条例をつくらせる。基本法もそうでしょう。基本法の五条、国の方針に準じて社会的なあるいは自然的な条件を加味して条例をつくれと書いてあるわけです。四条と五条の関係はそうなっているのでしょうか。にもかかわらず、移したかのごとく規定し、実際は政令で押えていこう、こういうことではありますから、こういう防止協定があつたことと出るのには私は当然だと思つております。本来ならばこれは法律、それに基づいた条例、そういうものによつて地方団体の生活が守られなければならぬ、こういう体制が一番望ましいと思ふのでありますけれども、いかがですか。

○山中事務大臣 それは進出できればいいほうであつて、東京電力の銚子とか、あるいは関西電力ですか、そういうものは立地すべからざるという状況のところにあるわけでありまして、立地できるという条件についてきびしいものがつくつていふことでも、絶対必要な要件を企業側が

満たさなければならぬ場合において、私はそういう事態は今後もあり得る。たとえ国のほうがかりにあなたのはよくできたというおほめにあらずからような内容のものををつくつても、さらにやはり立地させるかさせないかの議論、そういううなものに残りますし、それ以上のきびしいもの、立地してみたところで、運営できないようなものの要求等はやはり出てくると思ひます。したがつて、その意味においては、政府がきびしい基準をつくつた、これならまあ全国の取りきめの内容も全部取り入れてあるわい、かりにそういうものができて、さらにまた新しい現象として起こつてくるであらう。やはり国民の、自分たちの住んでいゝ地域の環境に対する考え方というものは、相當きびしくなつてきていることを政府も認識し、企業側もそれをはつきりと自覚しなければならぬ、そういうふうには私は受けとめております。

○細谷委員 時間がありませんから……。この問題については私がいままで申し上げましたように、大気汚染防止法ということと前向きに検討したというけれども、これでは大気汚染を防止する前向きの姿勢はとり得ないのではないか。その決定的なガンは、重罪犯人を適用除外として見のがしておるところにあるんだ、こういうことではありますから、ひとつこれについては再検討をいたしたいといふことを申し上げてみたいと思ふ。

最後に、時間がありませんからひとつ山中長官にお伺ひしておきたいのでありますけれども、法律はたくさん出したけれども予算措置はない。地方に対しては予算措置は次の通常国会だ、こう言つておられるわけですが、一点だけお尋ねしたい点は、厚生省の公害防止費用研究会等から厚生大臣に答申が出ておりますね。その答申の中に、国の財政計画の中に公害対策の明確な位置づけ、それをしてほしい。言つてみますと、予算項目の中に、社会保険費と並ぶような項目を新しくくつて、公害対策費という項目をつくつて、そして十分予算措置をしていかなければならぬの

ではないか、こういう答申があります。こういう方針でいくつもりなのか、いままでのようにばらばらでわからないようにするつもりなのか、これをお尋ねしておきたいと思ふ。

○山中事務大臣 これは予算の組み方の形の問題で、そういう厚生省の審議会の答申等も参考にしたいかなければならぬと、一方大蔵省が予算を組みます場合の予算の組み方の形にもなりましよう。でありますから、いまのままでいきますと、各省がばらばらに要求してくる予算が、各省大臣限りで、最終的にバランスという国全体の公害対策の予算はこれでよろしいかという、そういう角度から見られないままに最終決定になるおそれがございますので、特に閣議で発言を求め、公害対策本部というものが、予算の要求の内容についても、査定のしかたについても、最終セツトする場合においても、全体のバランスとして、いま言われたようなことを念頭に置きながら確認をするという方式をとることを関係各省大臣も了解をしていただいた次第でございます。

○加藤委員長 細谷君に申し上げます。あなたに与えられた時間が少なくなりましたので、結論を急いでください。

○細谷委員 終わります。

午後零時三十五分休憩

午後一時二十一分開議

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。藤田高敏君。

○藤田(高敏)委員 私は、まず山中総務長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。今次臨時国会が召集をされ、本会議また連合審査、こういつた審議過程を経て今日に至つておられるわけですが、この臨時国会に向けて国民の期待は、政府及び立法院である国会が、公害問

題に対して具体的にどういふ成果のあがる対策、立法を整備し、また今日イタイタイ病なり水俣病なり、あるいは四日市ぜんそくに代表されるようなこういう公害患者に対して、あたたい具体的な施策を差しのべてくれることができるであらうか、こういう強い期待をもつて、この臨時国会といふものは国民注視の中に開かれていゝと思ふわけですが、しかし、本会議以来今日の審議経過を見ますと、政府の基本的な公害対策に取組む姿勢、特に公害罪に対する政府原案についての手直し、最も大切であるといわれておる無過失賠償責任制度が見送られる、次の通常国会に向けても、政府がこの問題について誠意をもつて具体的に提案するかどうかも、今日までの審議経過の中では明らかでない、こういう一連の経過の中から、国民はこの国会に対し、あるいは政府のこの態度に対して、私は非常に大きな失望を抱いていゝのではないかと思ふわけです。そのことは、新聞論調にすべて依拠するわけではありませんけれども、こゝに、三日来の新聞に代表される論調、特に公害病で悩んでおる人たちの意見、そういう人たちが国会に傍聴をした意見として出されておるものは、私はそういうふうには判断をするわけでありまして、山中総務長官は、この国会を通じての国民の反応といふものに対して、どういふふう把握をされておるかといふことをまずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○山中事務大臣 各種法案の作成過程において、立案省いわゆる原局等が、それぞれ新聞等の御要請等もありましたでしようし、あるいは新聞のほうで抜いて書いた記事等もございましたでしようし、その経過が比較的今回つまびらかにされていたものでありますから、その過程を踏まえて、最終案といふものが原案であります、その原案の前の素案等がこういう形であつたのに、でき上がったものを見れば、これはおかしいではないかという批判が、今回ことにきびしいと私も思つております。これらの点について、何も法案ができ上がるまで秘密を守るべしといふことを逆に強弁

しているではありませんので、やはり私たちは国民の批判を率直に受けとめないと、これは午前中の質問にも出たわけでありますが、やはり国民が全部その気になる、いわゆる政府がやる気を出して法律をつくったならば、国民全体もそれを受けて立つのだという風に、企業者ももちろんであります、すべての国民がなることが必要要素が多過ぎますので、その意味において、今日までの本会議、合同審査等において傍聴された被災者の方々等が不満である、政府のいっていることは、自分たち自身のいま現在苦しんでいる問題と遠い話をしていてはないかという御感想を持たれたことは、たいへん申しわけないことであります、私たちはこういうことをしつと受けとめて、それらの人々にも、たいへんおくれたわけでありすけれども、おくれでもなお最善を尽くそうとしている努力を認めてもらふ義務があるというふうに考えておるわけでございます。

○藤田(高)委員 私は、この傍聴をされた方、あるいは公害病で悩んでおる、また病床に横たわつておる、そういう人たちに代表される意見は、大同小異の形で国民の統一したと申しますか、共通したこの国会に対する一つの失望としてあらわれているんじゃないか。私はその点については、この公害問題というものに限定をするのではなくて、この失望は、すでに論議の中でも部分的に出てまいりましたが、今日の議会政治に対する不信感というものを助長する結果になるのではないか、この点を非常に私自身心配をし憂慮するわけであります、この政治不信に対する大臣の見解を承りたいと思います。

○山中国務大臣 これこそ、国民の総意によつて選ばれた者が国民の権利をかわつて行使するという形の議会政治の中において、その前提としての政治のあり方に対する不信といふことは、最も避けなければならぬ要素であります。信なくして政治が立つわけはありませんし、国民の信がなくて選ばれた者が、自分たちは間違いない国民の信託にこたえているなどと言えない。そういうこと

になりましたならば、議会政治は破壊されるし、崩壊の道をたどるおそれがある。私が午前中に、われわれがいまなさなければならぬことは、当面のそのような問題と同時に、われらのあと生まれかわり死にかかりしていく日本民族に、どのように自分たちがこの国土というものを残していくかということも念頭に置いているのだということとを申しましたのは、そういうことも含めてでありますので、もし議会政治に対する不信等の声がありますならば、われわれはそれを取り戻すために、これはもちろん、一義的には政治の責任でございますから、われわれ政府の側が負うべきことでありすけれども、少なくとも国民から見ても政府というものの、そして立法府というものが、どのような形で合意するのか、どのような形でその成り行きを定めるのかについて、最も真摯な努力を払うべきであると考えておる次第でございます。

○藤田(高)委員 この基本的な問題に關連をして、具体的にお尋ねをしたいと思うわけであります、いま段階的に国民が、この公害国会、臨時国会を通して一種の大きな失望感を持ちつつある。この失望感を、やはり期待の持ち得るようなそういう臨時国会として有終の美をあげていきますためには、すでに論議をされてきておりますが、一つは、無過失賠償責任制をこの臨時国会の中で法制化することができないかということであれば、少なくとも次の通常国会に向けては、準証責任の転換問題とあわせて、政府は誠意をもって次の通常国会で無過失賠償責任制度を確立していく、こういうことを具体的に約束することが、いま私が指摘しておる問題の根本的解決の主たる条件になり得るのではないか、こういうふうには私は確信をす

るわけでありますが、これに対する見解をお尋ねいたしたいと思ひます。

○山中国務大臣 公害担当大臣としての範囲内でお答えいたしますが、私は、今国会でどのような形で法律が制定されますか、国会の意思にまつところでありすけれども、その結論を踏まえて、さらに次に、この各種行政法規の取り締まり

法規の中で無過失責任等も盛り込み得る範囲があるはずであるといふことで、これは厚生省とかその他のいろいろ所管がございしますが、食品とか薬品とか、あるいは毒物、劇物とか、そういうようなもの等、やはり行政法規の中で、原子力や鉱山法に定められたような無過失責任というものが求められ得るはずである。その分野は、私自身が総括する担当大臣としてさらに勉強して詰めてまいりまして、もし次の国会に間に合えば、そういうものは提案したいと思つております。

さらに一歩前進して、普遍的な形における無過失賠償の前提としての第一段階である準証、立証責任の転換という問題についても、やはり法務省も努力をして検討すると言つておられますので、私は私なりに、政府の姿勢の問題として、たゞいまの御要望のような方向に努力を重ねていくことを怠つてはならないというふうに考えているわけでございます。

○藤田(高)委員 抽象的な表現の言い回しとしては、この無過失賠償責任制度というものを普遍的に、民法の特例法としてつくるといふことがかりにむずかしいとしても、いわば原子力関係あるいは独禁法関係、あるいは労働基準法関係その他鉱業法関係といったような形で、すでに無過失賠償責任制を明らかにする単独法がありますが、たとえば今日、大気汚染の元凶といわれておる火力であるとかガスであるとか、あるいは重化学工業関係の、化学関係の産業部門に対して、単独立法で無過失賠償責任制度というものを確立していく、そういう単独法といふものは、そういうものをつくっていくといふように理解をしてよろしいかどうか、この点、重ねてお尋ねいたしたいと思ひます。

かわらず、これは準証責任の転換なり無過失責任なりといふことに別な意味の指定をしていくというようなことも、またあらうかと思ひますが、たいへん技術的にむずかしい法理論上の問題がありますので、これらの問題は、法務省からも民事局長に来ていただいておりますので、さらにこまかい問題等でございますれば、関係当局から答弁をしてもらいたいと思ひます。

○藤田(高)委員 私は、無過失賠償責任の問題については、宇都宮における一日内閣において佐藤総理が言明をされたとき以来、この臨時国会に対処する政府の基本的な方針の中には、この無過失賠償責任問題をどう取り扱うかといふことは、政府内部においても一番大きな問題として論議されてきたと思ひます。法理論上の技術上の問題、あるいは今日まで、先ほど来指摘しておるような単独立法との関係、こういうものを含めて立法技術上の問題は、私の判断によればさしてむずかしい問題でない、むしろ問題は政府自身がそういう腹になり得るかどうかという政治判断の問題だと思ひます。

私はあえてお尋ねいたしたいのですが、非常に困難な問題もあると、こう言われておるのですけれども、この臨時国会に至るまでの間いろいろ検討されてきた中で、どういふ点が具体的にむずかしい問題として論議をされているのか、この点を総務長官にお尋ねしますと同時に、立法技術上の問題であつてこの臨時国会に間に合なかつたとすれば、これまたどういふ点が非常にむずかしいのか、この点は法務省の民事局長にお尋ねをしたいと思います。

三つ目の問題は厚生次官にお尋ねしたいと思ひますが、たしか園田厚生大臣のときであつたと思ひますけれども、いわゆる熊本の水俣病とか、あるいはイタイイタイ病、新潟の水俣病等に対して、俗にいう公害病として厚生省はこれを認定をしたわけである。なるほど公害対策の全般的な所管責任者としての総務長官の立場もさることながら、無過失賠償責任の問題について、最も積極的に、最

も熱意をもって努力をしなければならぬのは私は厚生省にやないかと思う。それはわが国のような異常な公害が発生をして、社会的な犯罪とまでいわれておるような公害国になつておるわが国において、人命の尊重あるいは快適な生活環境の保全、こういう観点からいけば、その中心的な役割りを果たすべき行政官庁は、何といつても私は厚生省でなければならぬと思う。この厚生省が無過失賠償責任の問題について、どういふ積極的な考え方を持っているのか、この臨時国会に臨むまでの過程において、この主管省としてこの問題に特に力点を置いて努力をしなければならぬ厚生省自身が、どのような見解のもとに積極的な努力をしてきたか、このことについてお尋ねしたいと思う。

○山中国務大臣　まず宇都宮の一日内閣において、総理が公害一本にしようとして、当面の問題についての所信の表明をいたしました。これは政府の行事であるからといへばそれまでのことでありますが、やはり政府が公的のものと言います場合に於いては、少なくとも責任ある言動をしなければならぬ義務を絶えず負つておるわけでありまして、一日内閣の言行でも、総理が申しましたのは、公害罪については、臨時国会にという表現はしておりませんが、つくる、しかし準証、無過失責任については検討を急ぐという表現をしておりますのは、そのときからすでに議論をいたしまして、そして臨時国会には間に合わないということ、その時点でも明らかであつたわけでございます。そしてさらに私の手元で、各省の取り締まり法規をつくります際にも、たとえば毒物、劇物等は最もなじむものではないか、その取り締まり法に無過失責任というものが入れらるか入れられないか、そうすると、今回は毒物劇物取締法で顯著な一つのこととしては、運送する業者も登録制にするというようにございまして、そうすると、運送途上等において起こつた被害についてもはっきりと責任は明らかになるのですが、その運送業者が無過失責任を負うべきものなのか、そういうものを製造販売するものが負うべきものなのか、

か、そこら等の議論もなかなかありまして、最後に、これだけでも一つだけとらえて、あるいは土壌汚染防止法でカドミウムだけとらえて、そしてこれを無過失責任だというのは、カドミウムは何も土壌汚染防止法だけではないじゃないかと議論をいたしました結果、やはりこれは検討しようじゃないかということが残つておるということ、経過は以上のような次第でございます。

○橋本政府委員　いま全体にわたつては副本部長よりお答えを申し上げたとおりであります。私も目体として、特にいま藤田委員からも御指摘のありましたような一連の事件における水銀、あるいは毒物劇物取締法等に記載されている毒物、劇物、あるいは今回の改正で追加して対象としようとしておる亜毒性物質、こうしたものは本来の無過失責任の制度になじむものであると考えて、今日までもまいりました。遺憾ながら今国会に間に合なかつたことは事実であります。厚生省としては、将来ともこうしたものには無過失責任制度になじむものであると考へ、同時にそういう方向へ努力をしてまいりたいと思つております。

○味村説明員　民事局長が法務委員会に出席しておりますので、私からお答えを申し上げます。

過失責任主義は、これは近代法の大原則でございます。これは、私個人の自由とも関連をしております。無過失責任主義と申しますのは、個人なり企業なり、ともかく行為者が尽くすべき注意を十分尽くしたにもかかわらずお損害賠償責任を負わなければならない、こういうことでございまして、場合によつては不可抗力あるいは第三者の行為、こういうものによりまして責任を負わなければならないというケースも出てくるわけでございます。したがって、無過失責任主義の立場というところになりますと、これはその行為の危険性とか、そういう高度の危険性をいふのさいに検討しなければならぬというように考へられるわけでございます。従来、私も法務省と

いたしましてもいろいろ検討はいたしましたが、その危険性をどういふ場面に置くかということにつきましても、やはり具体的な公害の態様に応じて検討しなければならぬというようにございまして、それぞれの個別的な公害の態様を検討した上で個別的な物質あるいは行為、そういうものをとらえていくよりしかたがないのではあるまいかというのが、現在の私の考え方でございます。

○藤田(高)委員　私は、無過失賠償責任制度が法制化できない、確立できないようなことは、イタイタイ病あるいは四日市ぜんそく、水俣病といったようなこの種の公害問題を根本的に解決することができないのではないかと、これは現在民法によつてこの賠償責任を明らかにしていくということになれば、これは少なくとも十年ぐらひは裁判では時間がかかるのじゃないか。実際に、こういう被害を受けた人たちは全く泣き寝入りの状態になるのではないかと、したがつて、この公害問題を根本的に解決していく法律上の問題としては、この無過失賠償責任を原則として普遍的に明確化していく、このことはいわば最重点を置いて、今後の対策と申しますか、立法化を急ぐべきではないかと思つております。特に今日のうちに技術が高度に発展をしますと、原子力産業ではありまじけれども、放射性物質の問題等については、私は非常に厳格な注意を管理者としても払ふと思つております。しかし、幾ら厳格な注意を払つても、これは半ば不可抗力的に公害が起る余地が、どの産業についてもたくさんあるんじゃないか。そういうふうな考へますと、無過失賠償責任の問題については、これは何を差しおいてもこの無過失賠償責任制度というものを、少なくとも次の通常国会に向けては政府の責任においてお出しになる、確立する、こういうことを約束されるのが最も大切であり、この臨時国会に課せられた政府としての最大の政治責任を果たすことになると思つておりますが、重ねてその点についての所信をお尋ねをしておきたいと思つております。

○山中国務大臣　これは合同審査会でも私申し上げましたが、やはり今日の係争中の事態等を見ても、あるいは予想される状況等を見ても、訴訟に持ち込まざるを得ない人々は大体不特定多数の一般市民であつて、訴訟を起こしたほうの側で故意または過失の責任の立証というものは、金銭的にも、あるいは能力の面においても、あるいは時間等の面においても非常にむづかしい問題がある。したがつて、私たちがとしてはそのような心情的な立場において、そういうことを十分念頭に置かなければならぬことであると思つて、政府としてそれをどうするか、いつまでにやるかということになると、やはり法務省という、法理論上のきちんとした仕訳が公害とはいつても、それは全部のばく然とした、公害とは何ぞやという議論からおそらく始まるのでありまじようから、どのような範囲、どのようなケース、どのような物質、どのような場合においてというふうなことで、やはり法理論上のきちんとした前提が打ち立てられて――一般論としては、それがなしと民法特別法というものはつくりにくいのではないかと思つております。

○藤田(高)委員　私自身のこの主張が具体的に約束されないことを、はなはだ遺憾に思つております。その点については連合審査以来、すべての質問者からいつてもいいほどこの問題に就いては終つておりますから、私は以上でこの問題については終つてしまつて、大気汚染防止法関係については少く、この条文を中心として質問をいたしたいと思います。

まず第一にお尋ねをしたいことは、立法形式の問題と規制方式の問題であります。これは先ほども、わが党の細谷議員のほうから質問があつたかと思つて、今回の改正法もそうでありまして、現行法もそうでありまして、規制対象になる基準が、法律の規制対象にならないで、省令や政令にゆだねておる部分がほとんどであるといつてもいい形式になつております。これは私は、具体的な技術を要する問題もありますから、この政

令、省令にゆだねることがいけないということではありませぬけれども、このような公害防止の中心的な法律案としての大気汚染防止法の条項の中に、いわば白紙委任的な性格を持つて省令や政令にゆだねることについては、私は立法技術上としても問題があるし、実態としても問題があると思

うわけでありませぬ。少なくとも私は、この省令、政令にゆだねるといたしても、この法律を審議するこの国会の場に政令なり省令の具体案というものを、この法律の参考資料といえますか、付加して提案をし、われわれ自身がそのことについて十分審議をすることができ、そういう中身を知った上で政令なり省令に委任をするということ

でなければ、私は権威のある法律としてのいきい、また意義をなさないと思うわけですが、これについての見解をひとつ聞かせてもらいたい。というよりも、むしろ私は、そういうものを大急ぎで、この国会に向けていまでも出してくるべきではないか、その用意があるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○山中国務大臣 連合審査会でもそういう答弁をいたしまして、ある省においては、自分たちはこういふことを大体考えているという答弁をした省もありましたけれども、これを確定した政令として閣議で決定をしても、そうして国会の御審議の場に供するというのは、そこまで持ち上げるまでの議論が詰まっていらないわけでは、各省はみな

ろいろな感触を持っています。各省はみな最終的に政府として法制局の手順を踏んで閣議で決定したものが政令でありますから、それをやはり持ち込まないと、各省が考えているものをそのまま参考供するといふのは、あとで違つた場合はまたたいへんでございまして、そこらの点は実情をござんししく願いたいと思います。

○藤田(高)委員 私、政府のこの種の法律の取り扱いについても、いま指摘いたしましたように非常に準備が不十分というか、われわれ自身はこの法律の条文だけを見て、政府あるいは政府委員の説明を聞いてそれでわかる程度で、自主的に材料を持って具体的に検討をするということができない。そんなことで、この大気汚染防止法であれば、防止法についてわれわれ自身が国会議員としての責任をもって国会審議をやったという責任を果たすことができるかどうか。これは私はできないと思うのです。それは山中総務長官のように頭のいい人だったら、もう一から十まで一べん説明を聞いたらわかるかもしれないけれども、私どもはやはりこれは具体的なそういう裏づけ資料といふものがなければこれは審議にならないと思うのです。そういう点ではあえて言えば、今日公害問題についても政府のとおつておる態度はいささかというか、私は国会軽視のそしりを免れないと思

うのですが、その点についてはどうですか。

○山中国務大臣 御批判は甘受いたしますが、しかし、やはり法律として政令にゆだねることが衆参両院で可決された後に、その政令というものは手順としては閣議決定という手順を踏むわけでありませぬから、法律より先に政令が閣議決定されるといふことも理屈を言えないうわけでは、その意味では審議の参考供するための努力をすることが原則であるといふことを申し上げたわけでありまして、へ理屈をこね回しているわけではありませぬので、そういう手順であることは御理解願いたいと思います。

○藤田(高)委員 私は大気汚染防止法に関する限りは同じ政令、省令にゆだねるにしても、その幅が非常に広過ぎるというところが一つ。それと、なるほど手順からいけば長官が言われるとおりであることも私も理解をいたしております。しかし、こういうもので法律が通れば、政令としてきめていきたいというぐらいいないものは当然この国会に向けて出されるべきではないか。将来に向けてやはりこの大気汚染防止法のみならず、私はそういう取り扱いをすることが真の国会審議にふさわしいのではないかと。そういう観点から私は今回のこの取り扱いについてははなはだ不当であるといふことを私の見解として強く主張しておきたいと思

います。

次に、規制方式の問題についてであります。これはまた先ほども若干議論になったところでありますけれども、いわゆる大気汚染防止法の中身を見てもみまると、大事な事項がほとんどもう届け出一本でなされるという形になっている。もちろんいろいろ説明を聞いてみると、届け出の過程ではこの計画変更を命ずるようなことができるのであるから、実際の運営面としては許可制に四敵するようになつてくるのだ、こう主張される向きもあるようでありますけれども、私は公害防止といふものを徹底していくためには、公害発生源である各種の産業が公害を発生させないような施設をまずつくることである、あるいは公害を発生させない燃料を使用することである、そういうことが具体的

的に計画の段階で、それを認可する段階で、許可する段階でチェックすることが最も大事じゃないかと思うのです。届け出をしたその事業を、届け出のとおり許可をした、許可をしてから公害が発生をしてくると、改善命令を出したりあるいは一時操業停止をする、これはやはり私は公害問題を根本的に解決していくという道筋あるいはその発想から考えれば、これはさか立ちしておるのではないかと。これはやはり届け出制ではなくて、厳格な許可制にすべきではないかと思つております。が、この点については産業政策との関係もありませぬので、総務長官並びに通産大臣の見解を承りたいと思つております。

○山中国務大臣 原則論としてはそのとおりだと思つております。ただ、何が何でも全部許可制にしたならそれで済むのかというところもまた別に疑問がありませぬ。大気汚染防止法を例にとつて言われた電気、ガス事業等であれば、これは原則許可といふものはその電気、ガス事業法で備えられているわけでありませぬし、今回の汚染防止法の別途の定めによつて、今回は直ちに直罰をもって規定がされるようになっておりますから、この直罰といふのはやはり相当に――量刑はまた別な議論として、先ほど答弁もいたしました、直罰がとられるといふことは非常に大きな問題として私たちは意識を持っておるわけでありませぬけれども、そういうことを考えてみて、原則全部何でも許可制でなければならぬというふうには私もちよつと考えかねる点がございませぬ。

○宮澤國務大臣 これはなかなかむずかしい問題でございませぬ。今法律案の改正をお願いいたすことによりまして、大気汚染防止法それがか水質の保全と工場排水の規制というふうなものがある。ゆる地区の指定制でなく全国制になりますので、こうなりますと、この新法成立後は、地区のいかんにかかわらず公害発生施設についてはその内容を審査し、必要があればその案の段階において改善命令あるいは問題にならないものは廃案を命ずる、これが全国的に行なわれるようになります。

で、従来それが地区制でございましたので、そういう規制が働かない地区が相当にあったわけでございますが、今度はそれがなくなりますので、私は実態においては公害発生施設をチェックすることはできる。万一の場合はたゞ山の中長官の言われまじく、直罰もございまして、使用停止の命令もかけられることになりまして、まずこれで目的を達し得るのではないかとこのように考えております。

○藤田(高)委員 山中総務長官の答弁を聞きますと、原則的にはそうだ、こうおっしゃる。原則というのは私は文字どおり十中八、九までそうすることが望ましいということだろうと思うのです。そういう原則的に正しいと思われることが、なぜ具体的に法律の中で改善をされていくのか。また、通産大臣の御見解を聞きますと、届け出制であつても実態としては十分チェックできるのだから、それでいいではないか、こうおっしゃる。しかし私は、この日本語の概念としては、届け出というものと、許可制というものと、承認というものと、ニュアンスの違いがありますし、そのことばからくる強制力、拘束力、そういうものからいけば、私はやはり許可制であるべきであらう、実態が同じであればなおさらのこと許可制にすべきではないかということがあります。特に私は、この条文との関連において申し上げますと、七条は申し上げるまでもなくば、煙発生施設の設置の届け出になっております。で、このことについてこの十四条においては一項、二項、三項、四項にわたつてば、煙処理の方法に対する改善命令、使用燃料の変更を命ずる改善命令、あるいはば、煙発生施設の使用停止を命ずる改善命令、こういうふうになつております。この十四条でわざわざこういう改善命令というものを具体的に定めるくらいですから、こういう改善命令が実問題として起こらないようにすることのほうが公害防止のためからいけば大事な手だてでなければならぬ。そういうことが行政的にも立法的にも処置されてこ

そ、公害というものが未然に防止することができるといふ研究していかねばならない問題としてあるという問題意識は持つております。

○藤田(高)委員 通産大臣の御答弁を聞いておりますと、公害問題に關してはこれはずでに論議をされてきておりますように、公害対策基本法の改正の問題にも触れるわけでありまして、いわゆる産業との調和事項ですね、こういうものを削除したというところで、人間尊重、生活環境の保全優先の原則というものが出てないことは私も指摘をしてきたとおりであります。私は、口でどんなに政府が公害防止をやましく言ひましても、具体的にこのいろいろな各条文の中にあらわれてきておる姿勢というものを考えると、これは率直に申し上げて産業過保護の思想なり、そういうたてまえというものが、依然として貫かれていっている。はなからうか。やはり私は、たとえば電気事業法であるとか、ガス事業法であるとか、何々事業法であるとか、ガス事業法の場合であれば、大臣がおっしゃるような思想的な背景というものがあつてしかるべきだろうと思ふのです。しかし、少なくとも大気汚染防止法であれば、これは公害防止立法ですから、公害防止立法の中には、思想的なバックボーンは公害をいかにして防止するか、そのために届け出制がいいのか、許可制がいいのか、こういう観点から政府は対処することが大切ではないかと思ふわけでありまして、そういう点については、これまたいやな言い方ではありますが、政府部内においては、この種の問題についてはどうしても産業政策を推進する立場と、国民の生命なり健康をいかにして保持するかという厚生省との間には、私は若干の見解の対立があると思ふのです。若干というよりも、ある意味においては深刻な対立があるかも知れない、そういう対立があつてしかるべきだと思ふのです。そういうたてまえからいいますならば、厚生省はこの種の問題についてどういふ考え方を持つておるかということをお尋ねしたい。これが一つ。

時間の関係がありますから、問題点を二、三列挙して質問をいたしたいと思ひます。

次に、私は条文でいいますと、第四条の三項。第四条の三項には、「排出基準は人の健康を保護し、または生活環境を保全するために必要な限度を越えないものであり、かつばい煙を排出する者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ」というような、きつめて念には念を入れたいような条文がございまして、これは、ばい煙規制の關係では第四条の三項、特定有害物質の中では十七条の六項、粉じん關係では十八条の六項に同じような条文が入つておるわけでありまして、私はなぜこの公害防止の法律ともいふべきものの中に、こゝまで企業の立場を考えた条文を入れたければならぬのか、どんなにきれいごとをいつても、こゝに私は、公害防止の法律案の中に依然として産業優先、産業保護の思想というものが具体的にあらわれてきておると思ふのですが、これに對しての見解はどうか。これは私は少なくとも削除すべき条文ではないかと思ひますが、これに對する見解を關係各大臣から聞かしていただき

○橋本政府委員 いま幾つかの点にありました最初、四三三項の点を御指摘になりました。四三三項をはじめとして、いま削除すべきであるという御意見を吐かれました条文は、すでに全部削除して国会に提出をいたしております。お調べを願ひたいと思ひます。

それからもう一つは、先ほど粉じん排出施設、届け出制、許可制の問題がございました。私も先ほどからの御意見、決して藤田先生の御指摘になりましたような点が食い違つておるとは考えません。ただ一つ申し上げたいと思ひますのは、法理論の上からいいますならば、許可制というものは一応全面的に一般に禁止をしたものの中から個別的に許可すべきものを免除するという考え方でございます。私も私どもとしては、たゞしてそういう考え方をとることが大気汚染防止法の中で望ましいものであるかどうかには、必ずしも先生と意見をともしするものではございません。

○藤田(高)委員 私のいま指摘したことは、具體的な修正の中で生かされておるようでございますから、この点は、いま答弁がありましたように、この条項については訂正が加えられておるようであり、次回の質問に移りたいと思ひます。

次に、条文でいきますと、新たに今度の法律で出てまいりました大気汚染のいわゆる監視、測定についてであります。この監視、測定については、こういう条文が出ておるわけですが、問題は、いま全国的にこれだけ大気汚染を中心に問題が起つておる、しかし、これをどういうふうにして監視をし、監視を、そして適切な対策を講じるかということが、当面の具體的問題として非常に國民が関心を持っておる問題であります。この点については、すでに先進県では、東京にしても、大阪にしても、非常にいろいろな公害監視センターというものができ、そしてそれぞれ地域の汚染の大気汚染の事態というものがテレメーターで集約をされ、そして適切な措置がとられるようになっておりますが、政府はこの法律の成立に並行して、全国的にはどういう監視体制というものをいまつくろうとなされておるか、大綱的でもいいですからその計画を示してもらいたい。

そのことに關連して、このような監視センター、測定器を設置していく場合の費用負担の問題はどういうふうにしていくか、その考え方についてもお尋ねをしたいと思ひます。

○橋本政府委員 最初に一つ訂正をさせていただきますが、先ほど修正したと言われましたが、政府原案そのものではないのでありますから、修正をしたのではございません。この点は最初に申し上げました。

同時に、現行の大気汚染防止法に基づいて、現在指定地域内二十五平方キロ当たり一カ所の自動監視測定点を設けております。この整備がようやく四十五年度現在で五四・五〇の進捗状況を示しておたわけでありましても、今回御審議を願っております大気汚染防止法が成立をいたした場合は、当然この計画全体を練り直さなければ

なりません。それに伴つて測定点その他の整備が急がれることは当然であります。補助率自体は、私も従来どおり三分の一の考え方をとっております。

○藤田(高)委員 この監視センターの問題については、各府県に最低一カ所くらいは設置をして、そして重硫酸ガスなり弗素なり、その他さまざまな大気汚染の状況というものが的確に把握できる、そういうものを時期的にも設定して、そして府県あるいは市町村を含めてこの体制というものを具體的に整備をしていく必要があるのじゃないか。その時期設定等についてはどういうふうを考えておりますか。

○橋本政府委員 いまの御指摘のとおり、確かに今度は全国一律に考えます場合に、むしろ各都道府県、それぞれ基準となる基準点というものは設けなければなりません。ただ、これが来年度の予算編成の問題ともからみますので、私どもとしては、基本的な考え方としては、まず全国的な網を引いていくことを中心に考えますが、全国的にそれぞれの府県に基準となるべき監視センター等を設けていく考え方をとつてまいりますが、むしろこれは来年度予算設定と同時にその中で考えていかなければならぬ問題でありまして、いまの時点で、的確にこまごまやれるというのを申し上げる余裕はございません。お許しをいただきたいと思ひます。

○藤田(高)委員 國民の立場から考えれば、こういう法律をつくることも大事だけれども、それ以上、いま私が指摘をしておるような対策が早く確立することをみんなが希望しておると私は思うのです。そのことは、なるほど答弁としては来年度の通常国会に向けての来年度予算との関係もある、かんべんしろ、こういうことになるかも知れませんが、この法律をこういう新規なものとして出してくる以上は、さっきの政令事項の問題ではないけれども、こういう条文が出てくる以上は、少なくとも厚生省なり主管省としては、これに見合う裏づけとして、全国的には来年のたとえ

ば八月だったら八月まで、あるいは五月だったら五月までに主たる県について、もうすでに大気汚染防止地域として現行法による指定をされておるような地域に対しては、どういうふうに行つていく、それに対しては所要財源は大体どのくらい要するんだということが、具體的な計画としてなされる上でこういう法律が出てこない、法律は通つたけれども公害はなくなる、こういうことにならうと思つておる。そういう意味において、私はやはり来年度の予算上の問題としてではなくて、具體的なこの裏づけ構想として示してもらいたいと思ふ。

○橋本政府委員 センターの設備は国で行なうもの、自治体で行なうもの、いずれもございまして、それだけに予算の中身にかかわりまいしに、来年度主要各県において全部の一応のセンターの設置が終わるところまで私も持つていくつもりでおります。

○藤田(高)委員 ちょっと私時間を見間違つておりました。あと五、六分の間です。次に、質問を移したいと思ひます。私が一番中心的に質問をしてみたいと思つておつたところがちよつと抜けてきたわけでありまして、簡単に質問したいと思ひます。

それは先ほど細谷議員も指摘いたしました、結局、この法律から電気、ガスが規制対象からはずされていきます。先ほどの答弁を聞くと、いわゆる電気を供給していく、そういう事業の性格と公害防止との調和といふ、そういう事業の性格と公害防止との調和といふ、産業優先、事業優先を、むしろ、あえて言えば、産業優先、事業優先の御答弁であつたと思ひますが、私の主張からすれば、この種の公益事業であればあるほど、他の民間産業なり、他産業よりも一歩突出した形で公害防止の責任を果たしていく、そういう性格なりあるいは国としての立法規制のワタの中に、電気とか、あるいはガス事業といふものは、当然包括していくべきではないかと思ひますが、それに対しての見解を承りたいと思つております。

実際問題として電気事業法やガス事業法のなにを見てみますと、公害防止に関する条項というのは一カ所もありません。あえて実際の運営の中でやっていくというのであれば、私はこの電気事業法の中に、あるいはガス事業法の中に、この大気汚染防止法に關係する公害防止の条項というものを挿入すべきじゃないかと思つておる。そのことができないければ、やはり電気、ガス事業についてはこちらでこの大気汚染防止法の対象として規制していくべきではないかと思ひますが、その点についての見解を承りたいと思ひます。

○山中国務大臣 電気、ガスについての特異性については、通産大臣からお話がありましたとおりでございますが、たとえばそうでないもの、現行工場排水等の場合には、ガス事業等も含めて、閣議で政令を変えて全部地方に委譲をいたしましたことは、すでに御承知のことでございますが、できるだけのものはやる。しかしながら、その場合においてどうしてもやはり公益的、原料確保等の問題からむずかしいという場合において、今度は次に、単なる目的に公害という概念を入れるばかりでなくて電気、ガス事業法のそれぞれの条項においてその目的を受けた新しい条項が生まれるべきであるという点については、今後私たちが検討していく分野であらうと思つております。

○藤田(高)委員 いま答弁がありましたように、なるほどこの条項の中では二十七条ですが、電気工作物あるいはガス工作物にかかる取り扱い条項として、知事が、ばい煙発生施設等に対して改善を命ずべきこと、その他必要な措置をとることを通産大臣に対して要請することができる、こうなつておりますが、私はやはり知事の見解というものと大臣の見解、あるいは地方自治体の考え方と國の所管省の考え方とは、必ずしも一致しないと思つておる。そういう点からいけば、これは条文どおりに解釈すれば要請することができても、その要請にこたえない場合もあり得ると思つておる。ですから公害防止を完全にしていくためには、私はやはり規制対象としては法律の中にガ

ス、電気を包括しない限り、全くこれはさるというよりも底抜けの法律になるのではないか。そういう点であってこの二つの事業は大気汚染防止法のワックに入れるべきだと思いますが、その点についての見解を承ると同時に、時間の関係で最後に質問をいたしたいのでありますが、この事業所の中における公害問題を、組合活動の一環として対外的に発表したという理由によって解雇をされておる問題が起つております。その事業所は京都の中郡峰山町丹波七百七十五、日本計算器株式会社峰山製作所でありまして、時間がありませんから簡単に申しますと、この事業所は基準法違反だけでも十八件、監督署の命令に従わず、再監督命令書によって注意をされておるような事業所であります。この首切り問題というのは、基本的には活動的な組合幹部を解雇するということがねらいであり、組合組織の弱体化をねらつておるのを中心でありまして、少なくとも表面向き理由には公害問題で解雇をしておるわけでありまして、私は、公害発生に関する技術問題等についてはこれは秘密はあり得ない。企業は株主に対して責任を持つと同時に、地域の住民に対しても責任を持つという社会的責任があると思うわけでありまして、そういう観点からいけば、当然その会社で起つておる公害、そのことによって事業所の従業員はもとよりであります、地域の住民に対しても種々作を中心とする農作物に対しても、相当大きな被害を与えておるわけでありまして、こういう問題について通産省当局はどういう手だてをしておるか、また労働者自身はこの種のいわば労働問題が発生しておることに對して、今日まで監督署としては手だてをしておるわけでありまして、労働者自身の労働行政として、この種の問題をどう指導をしていこうとなさつておるか。

に、あえて言えば公害問題によって労働者の雇用権は侵害をされない、こういう具体的な権利保障の条項を入れる基準法の改正、もしくはやろうとすれば三党から出しておる環境保全基本法の中に（事業者の責務）というところがありますが、そういう中に社会党を中心とする三党の考え方が出しておるわけですが、こういうものを政府の出しておる基本法の中に具体的にに入れて、そうしてこの公害問題というものは内からも外からもみんながやかましく社会的に規制をしていくということが大切ではないかと思いますが、その点に対する労働大臣の見解を承りたいと思います。

○加藤委員長 藤田君に申し上げます。与えられた時間が来ておりますので、結論を急いでください。

○山中国務大臣 要請というのは非常に大きな意義がありまして、報告するとか、意見を申し出るということが出来るというのとは根本的に違います。要請は、その要請する根拠を持って、すなわち要請された大臣が所管しておるプロパーの法律においてとるべき措置をとることを要請するので、それから、原則はその要請に沿つて措置がとられなければならないという考え方があつておるわけですが、そしてもしそれがとられない場合には、先ほども申しましたが、なぜとれないかの理由を当事者にも、あるいは一般国民にも納得のできる明らかな理由でなければならぬという場合はあり得ないということがあるわけですから、要請というものには普通の場合とは違つて相当な背景があるのだというのを申し上げておきたいと思つておる。

○野原国務大臣 お答えいたします。

労働組合が公害問題等で広報宣伝活動を行なうことは、社会通念上正当なものである限りは、これは当然な事であると思つておる。虚偽の宣伝等によりまして会社の信用を失墜させるということなどはなすべきではない。もしも労働組合の広報活動等が、正当な範囲を逸脱しておるというふうな場合は、就業規則の懲戒規程によりまして懲戒されることもあり得る。しかしまた、労働組合の広報

宣伝活動が、労働条件の維持改善等の労働組合法第一条の目的達成のために正当な行為である限り、その行為を理由として組合役員を解雇する等の不利益を与える処分は、それはなすべきではないということに考えております。

いづれにしてもこの峰山製作所というものの組合の三役の解雇の問題につきましては、ただいま裁判をしておるわけでございます。裁判所の判定あるいは労働委員会等が十分事実の調査をいたしまして、いづれ近く最終的な決定が下される、労働当局としては、ただいまのところとかくの批評は避けたいと考えております。

○小宮山政府委員 電気事業についての問題については、大気汚染防止法あるいはスモッグの規制その他も受けますし、県知事が立ち入り検査の権限も持つております。通産省といたしましては、そういう立ち入り検査その他状況がございまして要請があつた場合には、その要請に従つて最善の努力をする所存でございます。

もう一つは、いま労働大臣からのお答えの丹波の日本計算器峰山工場の件でございまして、けれども、状況が入つておるわけでも、さうさく調べてやつていきたい。ただこれは良識の問題でございまして、非常に遺憾だと考えております。

○岡本委員 私は、いまの労働大臣の……

○加藤委員長 まだ許しておりませんか。橋本厚生政務次官、答弁あります。ありません。橋本厚生藤田君に申し上げます。あなたの時間は超過いたしております。

○藤田（高）委員 労働大臣の答弁については、社会労働委員会でもう少し煮詰めたいと思つておる。時間がありませんから、これで終わります。

○岡本委員 私は最初に委員長にお願いしたいのですが、それは御承知のように今度の法案は非常に各法案とも政令事項が多過ぎる。したがって、審議がスムーズにいきまうように、一つ一つ事例をあげてやろうと思つたけれども、したがって、各省の政令に対するところの、どういうよう

にやるといふことがまだ調整はされておられません。でも各省の意見というものは出ておるのだというところが、山中長官から先ほどお話がありましたから、各省の政令に対するところの資料をひとつ当委員会に、できればきょうじゅう、できなければあした午前中にでも出していただきたい、こういうふうに思つておるが、委員長、いかがですか。

○加藤委員長 ただいま岡本君から申し出のありました政令ないしは政令に関する資料、これはきょうじゅうないしはあすの午前中と期限を切つての希望でございますが、それは提出できますか。

○山中国務大臣 ちょっと、それは各省が全部いま作業をしておる段階でございますから、きょうじゅうとか、あしたの午前中とかということでは、残念ながら御期待に沿えないと思つておる。

○岡本委員 いまは委員長に対する答弁だったので、その中を内容を検討するというところでは、法案によつて非常に曲げられる。したがって、審議する過程においては慎重に一つ一つ読んでやらなければいかぬ。したがって、この会期中に全部やるということが非常にむづかしい。したがって、私は一歩譲つて、政令事項の分だけは各省の考え方を提出していただきたい、こういうことですが、いかがですか。

○加藤委員長 わかりました。それは後刻理事会を開きまして、理事会によくはかりまして、岡本君の希望がなるべく達成できるように尽力をいたします。

○山中国務大臣 こういうことではどうでしょう。資料と言つても、結局は印刷物になるわけでしょう。それがあとで関係各省や閣議前の法制局の調整等が変わりますと、また後退とか変わったとかという御意見が出るわけですね。だから質疑応答を通じて、この政令ではどういふことを考えているんだというところ等の問答の中で、アウトラインなり、あるいは大体固まつておるものな

ら、そういう方向で作業中であるが、そういう参考的なものを念頭に置かれるような質疑応答をされたらいかであろうかと思うのですが、そういうことではいけませんでしょうか。(それじゃいけないよ」と呼ぶ者あり)しかし、それはいけないといったってできないのですよ。

○岡本委員 委員長、いま私が申し上げているのは、簡単にこの質疑応答を全部やれ、こういうのならば、これはほんとうにありがたい。確かに、私も資料がありますから、それに合わせてやるわけですが、何ぶんにも、会期というものを考えたり、あるいはまた理事さんの皆さんの意見を考えたりすると、スムーズにこの審議が

○加藤委員長 わかりました。あなたの希望が達成できるよう、政令または政令のできていない部分については、それに関する資料を、提出できるところからはしてもらい、そのことについては、きよりの委員会後の理事会にはかりましてこれをきめる、こういうことではないですか。

○岡本委員 では、そういうことになっていただきませう。

そこで私は、一昨日までの連合審査におきましていろいろと論点が出てまいりましたが、さらにこれを当委員会でも明らかにして、そうしてほんとうに国民が期待するような法案をつくりたい、こういう考えでございます。

そこで、法務大臣は、公害罪は公害の抑止力になるんだ、したがって、若干不備なところもあるけれども、それよりも、公害罪で人を罰するというよりも抑止が目的だ、こういうお話でございました。

そこで、私も、やはりこの抑止の問題で、公明党、社会党、民社党の三党で提案しておりますところの「公害に係る紛争の処理及び被害の救済」あるいは「無過失損害賠償責任制度の確立」、こういうのも大きな抑止力になる、こういうこと

で、この問題からまず答弁をいただきたい。

その前に、農林省の食糧庁長官見えておりますか。——カドミウムの汚染米、これが玄米で一P M以上は買い上げない、〇・四P M以上は買い上げるけれども配給にしない、こういうように答弁がたびたび当委員会でもあった。しかし、さきおとといですか、兵庫県会において問題になっておりますのは、この汚染米が配給されておる。三十万トンのうち十五万トンも配給のルートに乗ってきておる。これは神通川の婦中町の米であります、これについての確たる答弁をお願いしたい。

○農林政府委員 お答え申し上げます。

富山県から兵庫の方面に管理米、自主流通米等送られておりますが、御指摘の婦中町のうち、神通川流域の米は兵庫県には送っておりません。

○岡本委員 そういふことないでしょう。ちゃんとこれは農林省兵庫食糧事務所から知らされたのが十一月十四日、県が汚染米であるという連絡を受けたのが十七日、はつきりとここで出ているじゃないですか。あなたごまかしてはいけませんよ。

○農林政府委員 富山県と兵庫県の間は、従来とも米の流れのあるところでございますが、自主流通米、管理米を含めまして、婦中町は非常に広い地域でございますが、そのうち神通川流域の地域もございまして、神通川流域の地域につきましては出荷をいたしております。神通川以外の地域につきましては、安全であるということで出荷をいたしております。

○岡本委員 いずれにしても婦中町の熊野、宮川、あと二つほど、四つの要観察地域からの米でありまして、富山県の経済農協連の分析結果が出ています。富山県は買い上げないとして〇・四から〇・九の米は買い上げても配給しないというの、配給のルートに乗っておる、それについてもう一ぺん答弁してもらいたい。

○農林政府委員 お答え申し上げます。

自主流通米にしましては、先ほど私が申し上げ

げたとおりでございますが、政府管理米の中に、兵庫へ持っていったものの中に疑わしいものがございますので、これは配給停止をして、現在一般米屋には渡しておらない状況でございます。

○岡本委員 これは県会でも問題になっているのです。あなたは事実を確かめたのですか。これはそんなにかげんな答弁ではないのですか。これで時間をとっているのとあれですから、もう一度あなたのほうから直接調査して、そうしてきちっと報告をしてもらいたい。いいですか。

○農林政府委員 私どももきょう御質問の御趣旨を伺いまして、県、食糧事務所等に、電話照会をして調査した結果、ただいま御答弁申し上げた次第でございます。間違いはないと思いますが、念のため、もう一回調査をいたします。

○岡本委員 一ぺんだれか派遣をしてしないと、この前農林省の福島県ですか、あの問題だつて本省との行き違いがあったわけですから、その点はひとつ要求しておきます。

次に、通産省の公害保安局長来ておられますね。——鉱業法におけるところの無過失責任の状態、すなわち、どういふような状態だからこういう無過失責任がつくられたのか、これをひとつはつきりしてください。次には科学技術庁から、この無過失責任の問題を、どういふ状態だからつくったのか、この二点について、両方から……。

○通産政府委員 鉱業法の無過失賠償責任の規定の立法理由でございますけれども、この規定が設けられましたのは戦前の昭和十四年におきます鉱業法の改正の際に設けられたわけでございますが、明治以来、鉱山では煙の関係あるいは水の関係で非常に広範囲にわたる重大な農業等を中心とした被害を与えてきておることは御案内のとおりでございますが、こういう歴史にかんがみまして、鉱業といふものはいろいろ公害防止に努力をしていても、その当時の判断といたしまして、どうしても近隣に農作物被害等を与えかねない、そういうやっかいな産業である、こういう認識が一つ基礎にあったというふうに聞いております。

○大坂説明員 御答弁いたします。

現在の原子力損害賠償法ができましたのは昭和三十六年でございますけれども、その前年に原子力委員会の委員に基づきまして原子力損害賠償専門部会が設置されました、その答申が出ております。それによりまして、原子力の損害賠償につきましては、いまだ未知の分野もございまして、諸外国あるいは条約等の例も参照いたしましたところ、被害者に故意または過失を立証させることは酷な点もあるということで、被害者保護の観点から現在の無過失賠償責任制度を採用したものと聞いております。

○岡本委員 よくわかりました。鉱業法は大体被害の歴史的関係から、それから原子力は未知の問題が多いから、こういう答弁であります。

法務省来ておりますね。——そこで質問をいたします。

一昨日、私は総理にこの場所におきまして、この無過失賠償責任問題についていろいろとお聞きしましたところ、島本君に対する答弁の中に、これは私が答弁すると一生懸命やっているところの山中君が意欲を失ってはいけなから、こういう答弁がございました。また、私に対するところの答弁は、カドミウムや水銀はどうか、こういうように無過失賠償責任を公害全般というのじゃなくて、特殊なものにやたらだと言いますと、それに対して総理は、国民に対してこう答える。カドミウムはまだ人体被害の調査ができてないからこれはまだ問題にならぬ。そこで、私はあとの水銀について聞こうとしたのですけれども、実は時間がなかった。したがって総理の答弁は、カドミウムについてはまだ人体に対する影響度がわからぬからできないんだというのがこの無過失賠償責任問題の答弁でございました。

だから、総理が非常に信頼している山中長官にお答え願いたいのですが、では、水銀あるいは砒素、シアンといふものは、もう人体に影響がある、ということははつきりわかっているのですから、これは特定有害物質、こうなっておるのですか

ら、まずそういう特殊な有害物質については、無過失賠償責任制度を適用することができると、これをひとつお聞きしたい。

○山中国務大臣 先刻も答弁いたしましたとおりでありまして、そういうことも一つの手段である。すなわち、物質をとらえてそれを各種規制法を横断して、それにかかるとのことは無過失責任あるいは立証責任の転換ということの法律ができるかどうかも含めて、あるいは各規制法の中でそれぞれ盛り込んでいく方法等も含めて検討をしていく。しかし、一般の民法の特例としては、先ほど法務省から答弁がありましたとおりで、法務省の見解というものがまず優先しなければならぬと思っております。

○岡本委員 じゃ、法務省から答弁を求めます。はつきりしてください。

○味村政府委員 先ほど申し上げましたとおり、過失責任主義は、これは近代法の大原則でございます。その例外を認めるにつきましては、これは相当合理的な根拠が必要であるというように考えているわけでございます。

ただいま御指摘のように、原子力なりあるいは公害、こういうものにつきましては無過失責任主義というものが採用されているわけでございまして、これは一般的に危険であるという見地から、まあ非常に高度の危険性を持つておるといふ見地から、そういう無過失責任主義が採用されたものだと考えておりますが、やはりこのように個別的な行為、企業の企業活動、こういうものに着目して無過失責任主義を採用する必要があるものは採用していくということではなからうかと存じております。

○岡本委員 そうですね。あなたおっしゃったように、やはり人体に被害があるとか、いろいろ検討しなければならぬ、こういうことでありますね。

そこで山中長官、この通産省の鉱業法は、歴史的に農業被害とかいろいろあるものがある。それから原子力のほうでは、これはまだ非常に未知数であ

る。両方ともやはりこの被害があるというところから、その精神からできたと、こういうことでは。

そうしますと、水銀だとか、シアンだとか、そういうのははつきりしたものは、これはもうこの事例があるんですから、そういう特定物に限ってこの立法にしたい。それでなければ、この私ども三党で出しておる二十五条、二十六条、こういうものがなければ今後のこの公害の抑止力にならない。そうなりますと、どうしてもいま審議しているあなたのほうから出された政府法案がほんとうにははつきりしなくなるのです。その点について、もう一度あなたから確実な答弁をいただかぬと審議ができません。

○山中国務大臣 これは先ほど申し上げたとおり、私たちはつくりだして言っているのではなくて、そういう方向でさらに鋭意努力をして、できるものはつくっていきたくておるのであります。それから、広い意味においては人の健康に有害なものとしては、やはりカドミウム等も含めなければならぬと思うのです。そういう意味において、ただし、どの程度の場合にどうであるかという問題が非常にむずかしい。そういうこと等や、たとえば各種規制法を横断するといつても、光化学スモッグ現象等について無過失賠償をだれが負うのかというふうな問題等は、これはいわゆる未知の分野であつても、因果関係すら未知であるという問題がありますから、だから全部すっぱりといけるかどうかについても問題がありましようし、これはだから前向きで努力する、こう言っているわけですから、いまここでできないだけであつて、問合はなかつただけであつて、これから検討を続けていきますというのを申し上げているのですから、何もそうひどく岡本君の意見と私と違つておるわけではないと思ふのです。

○岡本委員 そうしますと、あなたの御意見は、カドミウム、いろいろなものを見て、その因果関係の問題がはつきりしていないというものもある。じゃ、大抵酸素とか、シアンとか、水銀と

いうのは、いままでの四つの裁判を見ましても、厚生省からははつきり原因究明しているわけですが、そういうものは、そのはつきりした分から個々別に分けて、またたとえば物質別に分けるとか、よく政令で定めるとかいいますけれども、これはそういうことはできませんか。

○山中国務大臣 そういふことも念頭に置いて一つの方式であると考えております。

○岡本委員 じゃ、これはそういう個々に分けず、そうしてこういう無過失賠償責任制度を検討するということでありまうけれども、われわれ心配いたしておりますのは、この現在の基本法がそのまゝいつた場合、また何年かかかる。考えてみると、四十二年に私どもこの政府の原案を審議したことがあつて、そして不本意だったけれども、環境基準やいろいろきめなければならぬということと修正をして通過をした。ところが、費用負担とを考えると、非常に国民は不安なものです。したがって、大体そういう特殊なものに分けて、これだつたらあなたも考えられるということでありまうから、まあ今臨時国会では無理であれば、通常国会あたりにはそういう原案が出てくるか、この点をひとつはつきりしておいていただきたいと思います。この法案の通過に非常に差しつかえがある、こういうことであります。いかがですか。

○山中国務大臣 費用負担法も三年以上たつております。これもしかし通産、厚生両省だけで話し合ひをさせていたのでは、あるいは今臨時国会に間に合はなかつたかも知れません。やはりここに対策本部というものができて、強力なる調整をいたしましたから、国会で受け取つていただけたらいいだけないかは別問題にして、悪影響防止法等も、やはり不可能といわれた法律をつくることのできた。そういうことを考えると、やはり私

たちは、なるべく現在の機構が持つておるいいところを生かして、そして国民が何を期待しているかに沿うためには、各省庁のそれぞれの意見の違いを乗り越えて調整をして立法していくという努力は、これも臨時国会が終わつたからもう何もしないということではないのでして、やはり本部としてはその機構を最大限に生かして、そういう方向へ努力してまいります。臨時国会に出せと言われても、これは初めから、宇都宮の一日内閣のときから臨時国会には間に合はぬということ念頭にあつたのだということを申し上げておりますので、やがて次の通常国会に間に合うかどうか、これは私たち一生懸命作業してみたいと思ふので

す。

○岡本委員 どうもはつきりしない……。作業する、その場合は——いま私はなぜ食糧庁の話をしたかという、要するにカドミウムも人体に影響があるから、一PPM以上は買い上げない、あるいは〇・四から一PPMの間は配給しない、こういう政策を農林省がとっているわけですから、カドミウムがやはり——きのう佐藤総理が、カドミウムは人体に影響があるかないかわからぬというふうなことを言ったのは、これは間違いです。さういふふうには私は聞いた。これは人体影響の關係がわからないから入れられないのだと言つたのは、これは間違いじゃありませんか、どうですか。

○山中国務大臣 総理が言われたのは、カドミウムが有害な物質でないと断言しておられるのではないのです。カドミウムをつかまえる場合に、それがどの程度のときにどのような状態になるのかという、そのところが科学的にいまのところきちんとできない点があるというのを言われたと、私はそばにおつて聞いておりました。

○岡本委員 そこで、いま厚生省から聞いてもいいのですが、時間がありませんから、これをやっていると……。

そうすると、厚生省が要するに白米で〇・九PPM、これは少し安全値を見たといつておりますけれども、しかし、人体に影響がなければさういふことをきめるわけがない。すでに神通川にあつたところが出ております。したがって、これはカドミウムもその検討の中にあなたは入れる考え

がおりかどうか。無過失賠償責任の中に入れるかどうか。これもひとつお聞きしたい。

○山中国務大臣 先ほど私は、カドミウムを含めて検討すべき対象としておる旨は答弁いたしております。

○岡本委員 じゃ、これは検討、検討といつて長年かかっては困りますから、あなたも実力あるところの、特に総理から山中君の意欲をいではならぬというような答弁もあるくらいですから、絶対にひとつ通常国会には出すのだという決意を持っていた方がいいのですが、いかがですか。

○山中国務大臣 ここで出すのだと言つておいて出なかつたら、また私の責任になります。私は、なるべく早くつくりたいという熱意をもつて一生懸命やっているわけですから、だから総理は私の熱意をそぎたくない、こういうことを言われたのでしよう。だから、内閣一体となつて取り組むというのでありますから、私の意思が受け入れられないことではないと私は信じております。

○岡本委員 まあ、あなたの意向を取り入れないことはないとおっしゃったから、そのくらいのことでは、次の通常国会には出していただくというように努力していただく、あるいはまた必ず出したいだということをお願いして、次に進みたいと思ひます。

そこで次は、通産省の政務次官来ておりますね。先ほど法務委員会におきまして、法務大臣から、公害罪が成立しますとその責任というものが、その工場が一番最末端にいつてしまふ、それでは非常にぐあいが悪いから、どうしてもやはり企業に公害責任者を置いてもらわなければならぬ、こういうことで通産省にもお願いするのだといううなことの答弁がありました。通産省としての決意、あるいはまたどうするかということ。これは実は私も政策審議会、要するに野党三党と、それから与党の政調会長との会談のときにもこれはそうすべきだというようにお互いに意見が一致したわけですが、この点についてひとつ……。

○小宮山政府委員 この問題につきましては、通産省の諮問機関でございまして産業構造審議会の中に公害の部会をつくりまして、各界の委員を選びまして、県知事では千葉、岡山、市長さんには横浜市長さんなどにも入つていただいて、八月から検討を重ねておりますので、今年以内にその答申が出ると思つておりますので、その答申を尊重して考えたいと思つております。

○岡本委員 答申も答申でしようが、これも野党、与党大体一致したことですから、必ず入れていくのだ、つくつていくのだという前向きな決意はあります。どうですか。

○小宮山政府委員 そういうつもりでございまして。

○岡本委員 次に、先ほど野党三党の環境保全基本法の二十五条、この中に、紛争が生じた場合に裁定権がなければならぬ。一昨日も実は総理に私は、加害者と被害者、すなわち加害者は企業になつておりますが、この力関係を考えると非常に被害者のほうが弱い。総理はそれは非常に心配しておる、こういうやさしい御答弁でありました。心配しておるということは、この紛争処理法案の中に裁定権が入つてないからぐあいが悪いのだ、総理自身も非常に心配していらつしやると思ひます。

そこで、この裁定に類するところのものがいままであると思ひます。その中で、一つは運輸省の海難審判庁、こういうものがあると思ひます。が、海難審判庁来ておりますか。——審判庁長官から一言、ひとつ機構、いろいろなことを答弁してください。

○藤原説明員 お答え申し上げます。いま御質問なされたのは、海難審判庁の機構といううなことに存じますので、御説明申し上げます。海難審判庁は、運輸省の外局として、運輸大臣の所轄ということになっておりまして、二審制度を有する海難審判機関でございまして、その組織、それから権限は、海難審判法で定められております。

して、中央機関としたしましては東京に高等海難審判庁がございまして、それから地方機関としたしましては函館、それから仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎の七カ所に、それぞれ地方海難審判庁が設けられておるわけでございまして、なお、事件の申し立て機関としたしましては、海難審判事務所が各海難審判庁に対応してそれぞれ設けられておるわけでございまして、そういう組織になつております。

○岡本委員 そこで、この人的構成、これは聞くところによると、私どもの調査によると、船長だとか、あるいは海のことによつて通達した方、こういう人たちがこの審判官になつておるものであります。

それからいま二審制度だとおっしゃつたのです。が、地方にあつて、中央にあつて、それから以降は、おそろく裁判所に移行するのだと思ひます。が、裁判所にいった場合には、いままでの私の調査によりますと、海難審判所で大体結論が出た、裁決したというものは今度それが持つておつてもしも事件があれば検事が起訴をする、こういうようなシステムになつておる。なぜかならば、普通の裁判長あるいはまた裁判官、弁護士、こういうものは海のこととがわからないから、しろうとであるから、こうしたものができたと思ひます。

そこで、山中長官にお聞きしたいのですが、いま話したとおりでありますので、実は公害裁判ということになりまして、裁判所も、裁判所の判事あるいは裁判長も、それから弁護士も——これは中谷さんみたいな弁護士だったら非常にわかると思ひますけれども、こういうことがわからない。まして技術的なことがわからない。こういうことでは的確な裁判が非常にむづかしいのじゃないか。したがつて、いまやられておるところの四つの裁判、四大裁判というものは、一昨日も私言いましたけれども、厚生省から原因究明をした。それによつて裁判に移行してあるわけでありまして、したがつて、この公害にかかる紛争処理法案をつくるに、山中長官は、どうしてもこの問題でぐあ

いが悪いときは、和解の仲介、あるいはまた調停でぐあいが悪いときには、裁判へいったらいいんだ、こう簡単におっしゃつたのですが、その後、私これをずっと調べておりました。裁判へいきましても、結局、裁判官も弁護士も公害問題はしうと同士のわからぬ者同士がやるわけですから、原因の究明がなかつたらこれは裁判にならない。したがつて、いまの四つの裁判は、これは厚生省の善意で原因究明されたので、小さな、政治問題にならないものは、これは原因究明がでないから裁判では明確な決定ができない。その点を考えますと、厚生省にこうした海難審判所に準ずるようなもの、公害裁判所のようなシステムにするに、それともここに、裁定を入れるか、二つに一つにする、これが大きく公害の抑止力になるのじゃないか、また被害者の救済になるのじゃないか、私はこういうふうに思ひますが、この点について山中長官の決意を伺ひたい。

○山中国務大臣 これは前国会からあるいは今国会に入つても私答弁しておりました。ただ前国会で、紛争処理委員会が片づかなければ裁判にいけないんだというふうに出つたような言い方をしてないで、まゐりも切りの四角でございまして……。私が言つておるものは、憲法で何人も裁判を受ける権利を剝奪されないと同時に、行政においては終審としての裁判が行なえないという制約がある。であるから、この私たちが発足させた公害紛争処理法のつとめての中央公害審査委員会の権限は、単に賠償額の確定について双方をあっせんして努力するということばかりではない。そういう行為の差しとめ請求とか、あるいはそういう発生の防止施設をつけさせる請求とか、そういうものも含めてそれらの紛争処理制度をかりに導入してみても、いままさに不服であればそれを縛ることではできないわけですから、やはり裁判所にいつちやうということになるわけでありまして、この点私はこだわつて言つてい

るわけじゃないので、出されたのが最近でござい
ますから、具体的な案件もぼつぼついま、受けつ
けるケースと受けつけられないケース、地方に回
すケースといろいろ裁いておりますが、相当活用
されております。これらの実績を踏まえてみ
まして、これはどうしてもやはり裁定制度まで持
ち込むべきである、そういう結論が体験値から生
まれましたらそこで踏み切ることもあり得ると
いうふうに考えておるわけでございます。

○岡本委員 私ども三党も非常によく調査しまし
て、結局和解の仲介というものは両方が大体これ
で和解しようという場合、その中には、きのうお話
しましたように非常に生活に困って、企業はほう
から札びら見せられて、もうしかたがないとい
うので不本意ながら同意しておる、そういうふう
なかわいそうなものがあるんですね。それはほん
の和解の調停ではないと思うのです。もう一つの
仲裁のほうは、加害者といったらおかしいですけ
ど、被害者が申し立てても、一方の被害者のほう
の同意がなければ実質は紛争の処理がでないよう
になっていくというところはあなたもよく御存じだ
と思うのです。そうしますと、加害者のほうはそ
れはもう知らない、こういうことになりましてど
きないのです。したがって、これはどうしても裁
定権がなければならぬという結論に達して、私
どもはぜひぶん長い間かかってこれを審議しまし
て、一つ一つ見て、そして確かめた上で三党でき
まったわけでありまして、この点について
ひとつはぐらさずに、周囲のいろいろな力関係、
被害者と加害者の力関係、いろいろなものを見
て、ほんとうに紛争の処理、被害者の救済、これ
をやるというあなたの御決意がなければ、ずつ
と見てから、こういうことになってしまつと私は
思うのですが、もう一度その点についてひとつ御
答弁いただきたい。

○山中国務大臣 私は、裁定制度を持ち込んだん
絶対いけないということは申し上げておらないわけ
でして、そこまですべきかどうかについてもう
少し体験を積ましてほしいということをおっしゃ

るわけですね。ただ、まあ社名をあげていいし
うが、NHKが二、三カ月前に、全部個人の責任
者の社長ないしそれに代行する人々の名前がは
きり入った全国の大手百社の企業者の意識調査を
やっておるのです。そのときにたいへん興味ある
データが一つあるのですが、それは裁判に持ち込
んだら、とことん手続やその他でがらばって逃げ
回っているように見える、企業といふものが心理
的にはどういふことかというところ、裁判に持ち込
まれたら反社会的な企業であり、ときには殺人企業
というふういふ方もされるわけですね。そう
すると、新しいその会社の名前による企業立地も
なかなか困難になってくるし、あるいはまた新卒
を採用しようと思つても、そういう会社には、ど
うもイメージが悪くなつて来なくなつたというよ
うな実例等も聞いておりますが、そういうような
ことで、当事者間で話し合いがつけばいいとい
うのと、私たちのいま持つておりますような
紛争処理審査委員会等の第三者機関の仲裁等に
たいたいというのが実に九〇%を占めていくわけ
です。裁判に持ち込んでみてもやむを得ないとい
うのは、一〇%以内ですね。というところを見ると、
企業の責任者もみんな裁判だけは避けたい、話し
合いで片がつくものならそうしたいという気持ち
が出ておるものと私はそれは見たわけですが、そ
ういふことを踏まえて中央公害審査委員会が出
発するとき、これは実はいへん多忙な繁忙な審
査会になるかもしれぬ、ぜひひとつ練達さんのう
な経験豊富な委員長はじめ各常任、非常勤の方々
六名で、これを、国民のためにたいへんいい機
ができたと思うような運営をしてほしいというこ
とをお願いをしたぐらいいでありまして、そういう
意味からいって、もう少し私たちにその経験を積
ましてもらいたい。いますぐにここで裁定権を持
つのは行き過ぎであるとも、あるいはその意思は
ないとも言うていただきたいと思つたのです。

○岡本委員 うまく逃げてしまつと困るのですけ
れども、それで、厚生省にお聞きしたいのです
ね。いまの中央審査会ですか、これについて私ども
ちょっと不満なところがあるのですけれども、厚
生省のほうも、実はこうした問題を非常に心配な
さつておるのにお察だと私思ふのです。そこで、
やはり法律家とその原因を究明する科学者、それ
からもう一つは医者、この三つが寄つた、要する
に海難審判所みたいな専門家が寄つたものがなけ
ればならぬと思うのですが、厚生省のほうではこ
の公害審判庁というのですか、こういうものを外
局に前向きにひとつ考える考えはないかというこ
とをひとつお聞きしたいのです。

○橋本政府委員 紛争処理制度が国会に上程され
ました際、日本社会党また公明党からもそれぞれ
の対案が出されました。そして、その当時各党か
ら出された対案と政府の原案との間に、非常
に大きく食い違ひましたのがその裁定制度等を取
り入れるか取り入れないか。同時に、両党から提
出された対案は、私の記憶にも間違いがな
いならば、その裁定を経なければ訴訟には移れな
い形態をとつておつたはずであります。これが本
委員会におきましても非常に議論になりました
が、結局、それぞれの当事者の考え方によつて訴
訟にも、また和解、調停等を受ける方向にも、い
ずれの道をもいつの時点でも選び得るほうが望ま
しいということ、当時本院としてもこれを成立
させた経緯がございます。

そういう意味からいいますと、現在総理府に
おいて御準備を願つております紛争処理制度とい
うものを活用していくことによつて、また現行の
訴訟制度を活用していくことによつて、いずれの
かまをえもとど得るといふことのほうがむしろ望
ましいのではないかと。構成についても、先ほど岡
本先生のお話になりましたような形を私どもも
望みますが、制度としてはその運用にまつほうが
よりよいのではないかと考えております。

○岡本委員 確かにそうですね。厚生省では私が
提案したものをやはり望むというのがあたりまえ
だと思ふのです。なぜかならば、いまあなたが

おっしゃったように、和解の仲介やら調停のとき
には裁判権を放棄してしまわなかつたならばだめ
なんです、この紛争を処理していただくために
は。そういうことを考えますと、よしんば裁判権
が残つておつたといふにしても、原因究明とい
うものは四つの大きな裁判のように、厚生省が善
意をもってやられたらこれは間違いがないのだ
が、それは個々のケースについては御無理だと思
ひます。それにかわるべきものもやはり必要で
あらう、こう思ふのですけれども、そこで山中長
官もうした面からも考えて、やはり裁定権を、あ
るいは私たちが主張しているところの裁定権とい
うものはどうしても私たちがそれによつて被
害者の救済ということが一つあります。もう一つ
は公害を大きく防止していく、抑止していくこの
公害罪の精神からも考え、また公害はないほう
がいいのですから、環境が非常にいいということ
は望ましいことでもありますから、その面からも考
えて、ぜひこれは必要じゃないかと思ふのです
が、あなたはいまやつていられる最中だからそれ
をよく勘案して、こうおっしゃつていられるけれど
も、こうしたいろいろな事実の上に立つた場合に、
やはり裁定権もつけていこう、もう少し前向きにな
らなといふこと、これは思ふのですが、いかがで
すか。

○山中国務大臣 これは、前国会で公害紛争処理
法案を制定いたします際に、そういう議論をした
わけなんです。そして、一応法律としては、あな
た方は足りないと思つたかもしれないけれども、法
律は、できればやはり法律ですから、そういうこ
との運用をすることにして出されたのは先月なん
です。ですから、これからいろいろなケースを
やつてみてやはり中央公害審査会はそのような権
能を持つことが国民のために必要なんだという結
論が——結論といふんです、そういう体験なり方
向が得られたら、私はそれにこだわらぬものでは
ないと申し上げておるのです、まだ先月出して始
まったばかりのもので、一応その基本論としては
先国会で最終的には、賛否は別として法律は通

○高辻政府委員 抽象的におっしゃる限りそのとおりでございます。地方自治の本旨に基づいていなければならないということはそうでございますが、どうも私の説明が足りないかもしれません。そういう特定の事項に関しては、国もまたそれについての重大なる関心を持ち、地方団体もまた親近の事務としてこれに関心を持つ、両面があること、これを御留意くださるようお願いしたいと思います。

○岡本委員 そこで、大体この公害問題というのは、その地域の健康、あるいはまた生活環境、あるいはまた生命問題、こういうことでありますので、いま法制局長官から説明があったように、まず第一義的には地方自治の一番の責任でありますから、地方自治体のこの本旨にそむいてはいけません。

そこで、私さうは公害対策基本法の審議でありますので、基本的な考え方からたゞしているわけでありまして、通産省に聞きますけれども、通産大臣が、先般東京都におきまして国よりもきびしいところの条例をきめた。それに対して何とか、法律違反であるというようにことを発表しておりますが、それについての見解はいかがですか。

○小宮山政府委員 これは、先生の御指摘の点は、都の都条例だろうと考えます。国の基準を上回った基準を設けたということで紛争をかもしたことで、その点については私も十分よく承知しませんでした。大臣がどのような答弁をしたか、あとで調べてお答えいたします。

○岡本委員 そうしますと、小宮山政務次官、大臣がそういう答弁をやっておったとすると間違いないことになりませんか。たとえば一つの例をとりますと、きょうはこれはまだ公害対策基本法のあれですから環境基準まで行きませんけれども、そこまで話をしませんけれども、たとえば自動車の排気ガス、新車は二・五％、中古車は国は五・五％、ところが東京都では五％、五％ということでは五〇〇PPMということですか。すごい問題で

すけれども、こういうものをばつと横で吸うわけですね。それはそれとして、そうした場合に法律違反ではない、これはここから見るとそうなるでしょう。もしも通産大臣が、その問題じゃありませんけれども、ほかの問題で、東京都がきめたことが法律違反だ、こういうふうに発表しておった場合は、これは間違いですね。どうですか。この点をひとつお聞きしたい。

○小宮山政府委員 先ほどの御質問の点について通産大臣がそういう発言をしているという私は記憶はございませんけれども、通産省の事務官が何かしゃべったことがそういう記事になったと私は聞いております。

○岡本委員 だから、あなたわからないのだから、もしも発言をしておったとしたら間違いですねと、こう聞いているのじゃないですか。どうですか。発言をしておったとしたら、これは憲法の精神に反しますねということをお聞きしておるわけですから、発言しておるとかしてないとかまだ言うてないのですから。

○小宮山政府委員 その点について、局長からお答えいたさせます。

○莊政府委員 条例の規定というのは法律の範囲内で自治体が制定することができるといいう規定がございまして、そういう意味で法律の範囲を越えた事項については、条例は有効な拘束を課することができないというのが政府としての従来の解釈になっておるものと私は承知いたしております。

○岡本委員 いま憲法九十二條の「地方自治の本旨に基いて」ということになっておりますからね。公害問題については特に生活環境、生命の問題健康の問題ですから、地方自治体はその地域に於いて、そうして特別に上のせをして基準がきまつておつても、それよりもこうしなければ守れないのだというようにきめたことは、これは決して憲法の精神からすれば間違いない。法律より憲法のほうが優先するわけですからね。ですから、もしも東京都がそういうふうに法律よりもきびし

いものをきめたというのは法律違反である、こういうことは憲法の精神に反しますか、反しないですか、これを聞いていますのですよ。これをもう一ぺん政務次官か通産省かどっちか……。法制局長官に聞きますようか。

○山中国務大臣 同じ憲法に、条例は法律の範囲内で定めるといふのがたしかあったと思うのですが、そういう意味で、憲法の条章にもそのことは根拠があるわけですか。

○岡本委員 そこで、人の生命、健康、生活環境、まず生命ですね。こういうものは基本的な権利です。これを地方自治の本旨に基づいてきめた場合は、これは憲法の精神からいって何ものにも優先するのあたりまえじゃないですか。それについてもう一ぺん……。

○高辻政府委員 いま総務長官が言われましたように、憲法九十四條の規定に、地方公共団体は「法律の範囲内で条例を制定することができ」という規定があることは御承知のとおりだと思います。要するに、法律の範囲内でなければならぬ、法律の範囲を越えては制定できないというのが憲法の規定であります。したがって、通産省の事務当局がどういふことを申し上げたかわかりませんが、いまのようなことであれば、これはまさに憲法の説明をそのままにしたというふうに言えるだろうと思っております。

○岡本委員 そういう説明があるだろうと思っておったのですが、そうしますと、その法律といふものは、地方自治の本旨に基づいた法律でなければならぬんだ、そうでしょう。今度は法律に基づいて地方自治が条例をきめるのです。ですから、そのもととは、もとといふのは憲法ですが、そこからいいますと地方自治の本旨に基づいた法律でなければならぬ、この法律がきまらなければならぬ。ですから、この点を私はいきよはただしておいて、そして次の各法案の審議のときにあなたのほうから聞いて、その見解によってやはり修正するものはしなければならぬ、こういうことですから、その点について山中長官からもう一

度聞きたい。
○山中国務大臣 憲法は、定められてあることが絶対であつて、どの条項が憲法のどの条項にまさるといふものでは私はないと思うので、やはり憲法に定められたものは定められたとおり守つていけばいいのだと思つております。

○岡本委員 話をすりかえたら困りますね。確かに条例は法律の定められたところによつて定めると書いてあるのはわかります。しかし、その根本、その法律は、私たちがこれからきめるのです。この立法院できめる。その立法院できめるときに、審議する際に、憲法に反したような法律をきめてはならない。これはわかりますか。どうですか。その点についてもう一ぺん。

○山中国務大臣 憲法に違反するような各種法規がつくれないことはあたりまえでございます。

○岡本委員 わかりました。じゃ、それでもう時間があれですから、きょうはあと古寺君がちょっと十分間は関連質問があるそうですから、私は明日に回しまして、これで終わります。

○加藤委員長 まだ十五分ばかりあります。約十五分。

○岡本委員 それじゃ十五分までやってください。

○加藤委員長 関連はなるべく十分以内というお約束でございますから、さように心得てください。

○岡本委員 それじゃ五分だけ。
そこで、公害のこの審議をまだこれからずっとするわけでありまして、公害問題の歴史的背景といふものは、最初大阪府あるいは東京市——東京市の当時であります。そういう条例で最初きまつておつたわけですが、そして地域の住民を守つておつたわけでありまして、それがいつの間にか中央集権になつてしまつた。そういう背景もございまして、そこでやはりもっと地方の条例できまるような法案に私どもは修正をしなければならぬと考えております。

そこで、最後に、自治大臣来ておりますね。——地方自治体に権限が委譲された場合に、一番

問題になりますのは技術者の問題であります。たとえば三重県の尾鷲市の火力発電所をつくるときに、三重県に非常な技術者がいたのかいないのか知りませんが、火力発電所から出てきたところの書類を見ますと、着地濃度を計算するときの計数というのがある。これを途中でごまかしてしまつて、非常に薄いのだというふうなことが出てくる。したがって、この技術者あるいはまたそうした企業を監督するところのりっぱな吏員と申しますか、そういう者が必要である。この養成について自治省はどういうお考えを持っておるか。

もう一点は、地方自治体に対して権限を委譲するといふけれども、権限は委譲するけれども、口は出すけれども金は出さぬ、こういう非常に変なことが出ておりますので、そうならないように、どのくらいの予算を公害対策に要求するつもりをしておるか。この二点についてお聞きして終わりたいと思います。

○秋田国務大臣 公害対策事業の円滑な推進のために、関係地方公共団体の技術者の養成あるいはこれの研修が大切なこと。従来各関係官庁でもこれが研修等のことをされておりましたが、これを強化してまいる必要があります。地方公共団体におきましても、体制を整備されるときに、研修等をひとつやっていたりするように指導してまいりたいと思ひますが、自治省といつても、現在公害に関する技術その他の知識が完全とは申されません。しかし、さりとてそれを待てというわけにはいきませんから、現段階で必要なものを、できるだけ範囲におきまして、研修機関を設けるようなことの必要を私は痛感をしておりまして、とにかくこの点についてひとつ関係各省とも御連絡を申し上げ、もしできなければ自治大学校等におきまして特別の講座を設けるか、特別の研修機関を設けるような手段を事務的に講ずべしということ強く命じてございます。

なお、地方公共団体がこれらの対策を実行するに、権限はあるが金がないということでは、仏

つくって魂を入れないわけではございまして、公害防止計画遂行の事業を中心に国の責任を明確にする必要があろうと思ひます。したがって、国と地方との責任の区分、あるいはこれに対する財政の考慮、措置というものを、事業者の公害対策事業に対する責任範囲の明確化とともに明確にする必要があり、これに対する財政上の措置を総合的に強化する必要を認めております。この点につきましては、先般来たびたび御答弁申し上げておりますとおり、地方公共団体が一定の予定期間内に、計画期間内に、公害防止計画事業の遂行が完全にできまうように各関係官庁と協議を重ねております。たとえば河川、港湾等におけるしゅんせつ事業につきましても、新たに国の責任制度のあるものについては明確にする必要もあろうと思ひます。また問題になっております下水道の整備事業につきましても、この国庫負担の制度を拡充強化をする必要を認めております。それから、地方債につきましても、いろいろ所要の考慮を講ずるとともに、来年度といつては、所要のいろいろ交付税に処置を講ずるとともに、不交付団体においては交付税の問題が関係しないということになりますから、地方債につきましても金額といつては千四百四十四億圓、これは本年度と比較いたしまして四百二十一億圓の増、五・一%増でございますが、これは下水道を中心として、その他ゴミ処理対策等を含めました金額であります。

以上御説明申し上げます。

○加藤委員長 関連の申し出がありますので、これを許します。古寺宏君。

○古寺委員 最初に、山中総務長官にお願いしたいのでございます。

公害対策基本法に基づく公害防止事業でございますが、これは現在公害がすでに発生している地域だけに計画があるようでございますが、今後開発計画が行なわれる地域に対処するところの公害防止計画についてはどう御構想をお持ちになつておるか、まず最初に承りたいと思ひます。

○山中国務大臣 原則的には、全国一律の規制基準がかかることは、たびたび申し上げておりましたのでありますが、さらに先般の閣議決定いたしました千葉とか、岡山とか、そういう三カ所の公害防止事業というものの計画を国が承認をして、五年間の計画に対する国の財源の裏づけをしていくというふうなことをやるわけでありまして、したがって、これからは東京とか、神奈川とか、あるいは大阪というものが出てくるでございまして、さらに、全般的には企業立地のあり方等について、経企庁長官等から御説明がありましたように、今後の日本列島の土地利用のあり方、企業立地のあり方というふうなものが当然提起されてくるであらうと思ひます。

○古寺委員 企画庁長官にお願いします。

現行の地域開発計画というのがございます。東北開発促進計画であるとか、中国、四国、九州等の開発促進計画がございまして、この開発促進計画の公害対策と申しますか、こういう点についてはどういふふうになっておりますか。

○佐藤(二)国務大臣 御存じのように、現在の地域計画はいずれも相当古くなつておるものが多いのでございます。したがって、私たちの目から見ても、公害問題のとりえ方について必ずしも十分でない、こういう感じのものがございします。それらは実を申しますと、たとえば新産都市の例をとりましても、たとえば新産都市を最初に始まりましたが、最近に於いては、新産都市におきまして公害問題を非常に重視いたしまして、逐次事態に應ずるような事業の施行をいたすように心がけております。御存じのように、新全国総合開発計画が昨年の五月に決定をされました。この新全総の際には、公害問題を、当然のことながら十分議論をいたしました。御存じのように新全総の中にはいわゆるブロックごとの、地域別の開発の基本構想を示しております。でありますから、現在の計画そのものは古くなつておりますけれども、それに新しい新

全総の方針というものを取り入れてまして、その方針によつてやつてまいる、こういうことになつております。御存じのようにブロック別の地方開発はそういうことで相当古いものですから、われわれもその方面についての再検討を行なつておるところであります。

○古寺委員 そこで、東北開発促進計画というのは昭和四十五年度で大体終わることになつておりますが、四十六年度の新しい計画というものは現在お考えになつておりますか。

○佐藤(一)国務大臣 その開発の具体的な計画の前に、実は法律そのものについて、もうだいたい古くなつておるのではないかと、こういうことで、私どもはまず法律の問題について根本的にいま検討を開始しておるような次第でございます。したがって、その法律の新しい構想がもしでき上れば、それに基づいて今後また新しい計画を持つこともできません。現在のところでは、そうした点をなお検討中でございます。

なお、それから従来のような方式で地域別に一々の法律をつくつて別々の開発構想を持つのがいいのかどうか、そういうような基本的な問題もあわせて検討しております。そういう意味では目下検討中、こう申し上げるよりはかたいたしと思ひます。

○古寺委員 その検討はいつころでございますか、これは早い機会にやりますかと、新しい計画に間に合わないのではないかと。現行法の立場でいきますと、当然東北開発審議会に諮問しなければならぬ時点に達しておるわけでございしますが、まだそういうこともなされてないようでございますので、検討の作業を早急に進めて、新しい計画を考えていただきたいし、さらにまた、東北開発三法につきましても、前国会におきまして長官が検討中である、こういうお話もございましたが、まだその結果は出ていないようでございますので、これもあわせてお願いをしておきたいと思ひます。

現在東北開発の中で、むつ、小川原湖の工業開発の問題があります。これは周防灘等とあわせて

非常に大規模な工業開発でございますが、御承知のように青森県のむつ・小川原湖の工業基地開発の地域におきましては、すでに相当の土地ブローカーその他によって土地が先行取得をされておる、こういうような実情でございますが、今日までの公害の原因を調べてみますと、工業立地計画の問題が非常に大きな公害の原因になっておるわけでございます。こういう点に關しても、新しい大規模工業開発促進法と申しますか、こういうような立法措置、あるいは土地の先行取得の問題、こういう点について、現在長官はどういうふうにお考えになっておるか承りたいと思ひます。

○佐藤(一)國務大臣 小川原湖に例をとって御説明がありましたが、御存じと思ひますが、私たちがいま新全総の審議会のもとに、特に小川原湖の研究部会を設けて、そこでいま御指摘になったような点を中心にして検討してもらつています。専門家を相当集めて、そしてやりたい。新しい公害問題、エコロジーの問題、こういうような問題も十分に取り入れて、そしてやつてまいらう。こういうことで、せつかく検討いたしてまいります。

われわれとしましては、土地の問題等がいまの御指摘のようにたいへんうるさくなつてきておりますので、まず土地の問題等についてやはりめどをつけていかなければならない。この際に法律を必要とするかどうか。これについてはいろいろと意見もござります。その前に、いろいろそれに必要な機構をつくり上げなければならぬ。そういうことで、一方においては資金調達の機構が要りますし、一方においては現地の県を中心とした土地の先行取得の機構が要ります。また、それらを結んで、関係方面の多いこととござりますから、関係の調整のための機構も考へるということ、いま三つぐらいの機構を並行的に考へておるところであります。

○加藤委員長 古寺君に申し上げます。話の途中かもしれませんが、与えられた時間が三分超過いたしました。

次は、川端文夫君。

○川端委員 山中長官にまず最初にお尋ねしたいと思ひますことは、民主主義の政治は世論政治だと思ひます。今国会、二十四日から開会されて、私も民社党としては公害国会をもっと早く開会すべきだといつて要求してまいつたわけですが、しかしながら、とにかくも政府は公害基本法の一部改正及び十三法案を出されて公害国会は開かれておるわけです。本会議の質疑あるいは連合審査会の質疑を通して、毎日、新聞及びテレビに報道されて、その多くはこの国会に大きな失望を感じてゐるのが大多数ではないかと思つて見てゐるのではないかと。私もそのことが心配になりまして、地域の各方面に一応この国会をどう見るかという立場を聞いて回つて、きょう出てまいつておるわけですが、やはり大多数の国民は、何か国会は与党と野党の堂々回りをしている本質に感ぜられてゐるのではないかと、やううという気がないではないかという感じを持つて見てゐる人が大多数のように感じました。このことは、大臣もさることながら、われわれ国会に議席を持つ野党といへども、議員という立場に立つて、やはりわれわれが深く反省しなければならぬことではないか、こういうふうにか考へるわけですか。

その一つは、いままで起きて、このような臨時国会まで、公害国会を開かなければならぬとなつた原因に対して責任を感じて、これをすみやかに処置をするというその具体的な処置の出し方の問題が一つではなからうか。もう一つは、今後再びこういう問題を拡大させない、あるいは防止するといふ意味の問題点が内容であらうと思ひます。もう一つは、やはり今日までイタイイタイ病など水俣病によって苦しんでおる被害者に対して、どのような具体的な愛情の手を差し伸べるかといふことが、何か示されるのではないかと期待されておつたのかかわらず、何か言いわけと追及とに繰り返されておるというように、国民の大多数が印象として受けておることは、はなはだ私どもは残念に思ひます。

そこで、私は冒頭に山中長官にお尋ねしたい点は、二十四日からの国会開会以来の質疑の中に、ある程度皆さんが準備されたものの以上のものとして、なるほどと感ぜられたものがあつたはずではないか、委員会に出てみたり、テレビを見ていて、いろいろまじめに聞きながら、どこか胸に打たれるものがあつたはずだ。そういう意味において、あまり原案に固執しないで、よりいいものができるならば、ある程度少数野党の意見といへども聞いて直していくという雅量があるのかどうか。何でもかんでもそれは聞きつづななし、われわれはこれを出した以上はこれしかないといふが、こんな態度を続けられるのかどうかという点を、まず最初に承りたいと思ひます。

○山中國務大臣 私、総理ではございませんで、そのような基本的な姿勢に御返事申し上げます。場合によっては限度があるかと存じますが、私たちは謙虚に耳を傾けてゐるつもりでありますし、また誠心誠意、説明や答弁もいたしておるつもりでございます。しかし、国民がそういう目で見ておるということであれば、私もたいへん残念に思ひます。しかし問題は、いま出ておる法案のどこが足りないとか、後退とか、いろいろ議論があるのではないかと、その前に、もう一つ議論があるのではないかと。

それはたとへば公害罪にしても、やはり刑法の特別法として自然犯を、強盗や殺人と同様につかまえていくとする国というのは日本しかない。これはいばるわけではありませぬけれども、そういう立法例というものを初めてつくるその意欲というもののについては、やはり一つの評価というものは前進であることを認めないとはいへないのではなからうか。あるいは今日の生活実態、逆に小さい問題に例をとれば、清掃というものは市町村だけにまかしておいては無理な面が出てきた。したがって、産業廃棄物、生活廃棄物等について、

広域処理を前提とした廃棄物処理法というものに変えていって、いろいろやうやういうようなことでもいって。そういうやうなことから、やはり一生懸命やつて、しかも相当時間があつたようでありませぬけれども、私が担当大臣になりましたから正味三月余りでこれだけの法律も各省の協力を得てつくり上げたわけでございますので、やはりいままでの状態からすると、基本法をはじめとして、前進をしておるところもある。この点は、政府のやつておることは全部だめなんだ、しかも、全部政府のやつておることは政治の裏切りであつて、国民の不信を買ひだしたといふふうにお受け取り願わないように私たちもつとめなければならぬ、こういうふうにか考へておるわけでございます。

いづれにしても、国民から信頼される政治というものが前提であることにおいて、御所論と私も見解を異にするものではございませぬ。

○川端委員 私も先ほどから言つておるうちに、公害基本法の一部改正と十三の法律を出されておる姿から見ても、一歩前進であることを否定したものの見方の上になつて、ものを言おうとしていないし、言つてゐるわけでもない。しかしながら、国民はいま深刻に公害の問題が公害ノイローゼ的な意味になつて、よりいゝものを、もっと勇断を持つたものを期待してゐたのに対して、しかも、前々から言われておるうちに、私は、これはいまさら繰り返して、財界の圧力に負けたとか何とかいふことを言おうとは思ひやうけれども、国民自身が期待しておるものが非常に期待はずれになつたことだけは、お互いに謙虚に、与党も野党も反省の上になつてこの公害法案に当たらなければならぬ。私も、野党といへども正しいことに對し、一歩前進に対して鞭撻するにやぶさかではないけれども、なおいゝものがあるといった場合には、すなおに聞くという態度がまず前提にほしい。それがなければ国会の意味が非常に減殺されてくるのではないかと申上げておるものであつて、否定した立場に立つてものを言おう

としておるのではない。このことはあらかじめ知っておいていただきたいし、総理に對しても、やはり国民の期待にこたえるためにこの程度のことには聞くべきだという勇氣をお持ちになつていただくように、長官からもお伝えを願いたいことをお願いしておきたいと思ひます。

そこで、もう一つ具体的に申し上げますけれども、大蔵大臣と山中長官の間に、どうも食い違ひの答弁をされてゐるのではあるまいが、はっきりしないような意味をわれわれ感ずる場合があるわけですね。大蔵大臣は来年度予算編成の中に公害対策費は、あるいは二〇%なり二五%の積極財政を組む中において十分消化できる、こういうふうな堂々と答弁されておるわけですが、山中長官は、どれくらいかかるかまだ十分明らかではない、こういうような意味において、数字の上に対しては具体的にお答えにならうとしていないようにしか考えられない。私は審判に聞いていないから、あるいはどこか聞き漏らしてゐる点があるのかも知れないが、ここでひとつ、来年度の予算の中にはこれとこれだけは明らかに公害として、私どもの主張を生かして予算の中に織り込んである、織り込み済みである、たとえば国の責任の問題と、地方公共団体の責任を負うべきものと、あるいは企業負担の問題と、この数字は明らかにしてあるから御安心願ひたい、こういうことをきょうここで示していただきたいと思ひます。いかがでしょう。

○山中事務大臣 数字において大蔵大臣と私と食い違ふことはないと思ひます。たとえば公害関係予算要求額財投を含め三千五百六十八億になりますというところを、大蔵大臣が否定してゐるわけではないと思ひます。しかし、それを受けとめる姿勢については、それはやはり違ふと思ひます。その意味でおっしゃつた思ひます、大蔵大臣は、自分は日本一のけんぼうであることをもって誇りするなんてことを言つてゐるのですから、なかなかそう簡単にシブチンぶりを脱却いたしません、しかし、その大蔵大臣のもとで、大蔵省が来年度の予算の中で最も重点として

柱を立てておられます中に、公害が数少ない重点の中に入つてゐる旨、はつきり内外に表明しております。大蔵大臣も当席を通じ、本会議を通じて、来年度の予算の重点に公害対策予算を組むんだということを言つておられます。さらにまた、私たちとしては、最終的に公害データバンクでいいの、あるいは国立公害研究所として各行政機関の研究機関を一本にしたものをつくらせて、あるいはさらに地方公務員の公害関係職員の研修センターまで併置して、総理が裁断をされれば、そういうものまでつくる。とすれば新しくやはり予算を追加して要求をしなければならぬものもございませう、さらにこれからは必要ならば、間に合はないといふことはないわけでありませう、間に合はないものは必要なものとして、締め切り日が八月の三十一日であつたからといって、この緊急重要公害問題については、私たちとして予算の追加請求等もしたい。大蔵省もそれをこばむものではないと考えております。

○川端委員 予算の問題に對しては、しからば、本国会において各関係委員の質疑の中から、なるほどと考えられるものがあればそれを生かし、なお新しくお考えになるものは追加要求する用意がある、かうように受け取らしていただいてよろしいわけですか。

○山中事務大臣 同僚委員というのはどういう話かわかりませんが、結局今国会で企業の費用負担法というものは出た。ところが、それに対する国と地方の財政問題についての特例法は出ていない。じゃないか。この点は私どもは、率直に承りましてそのとおりである。しかし、これはやはり予算編成の際に一括して詰めなければならぬ。補助率等の問題は、大蔵省が姿勢を示すのが原則でございまして、そういうことも含めて、地方債の特別ワックスというやうなことも考えなければならぬ。さらに税制、金融等もあわせて詰めるべきであらうと考えておりますので、そういう問題は質疑応答等の過程を通じて、国会の御意思を十分に

反映させるようにしたいものだと考えている一つの例でございます。

○川端委員 ひとつ話を變えて、予算の問題を通じて、数字はここで申し上げませんけれども、二つに分けられるのではない。

その一つはこれから起きてくるであろう公害等の問題防止のためのいろいろな手当ての問題と、現在までの問題、先ほども申しました現在まで起きてゐるこの事実に對して、たとえば田子の浦の問題、これは一つの試案が出ておるやうであります。東京湾の問題にしても、多摩川の汚染の問題にしても、いつ、どのようになつてくるのか、このことが明らかにされていらないように思ふので、このことが明らかにされていらないように思ふので、過去の問題に對してはさかのぼつて企業負担を追及してこれから取るのか。政府の責任においてやるのかといふことが、まだ明確でないように思ふのですが、この点いかがでしょう。

○山中事務大臣 公害事業費の事業者負担法案について、それらのものは明らかにしてございまして、長年の堆積によるヘドロやその他の排出物の堆積等についても、公害防止事業の対象にするのだといふことが明確にしてございまして。

○川端委員 過去の追及の問題は、後ほど費用負担の問題で少しお尋ねいたしますが、とにかくにも法律はどうあらうと、公害国会が開かれた以上は、水質もきれいになるのではないかと。

〔委員長退席、島本委員長代理着席〕

先ほどから申し上げておるやうに、東京湾の水もきれいになる段取りがもう始められるのじゃないかという期待を皆さんが持つておる。しかしながら、これが一向にかかろうとしてゐる様子も見えないといふところに、失望も大きいことを考えて、費用負担の問題もさることであるけれども、まず国がなすべきことは、国が先手をとつてやる勇氣が必要ではないかといふことを、私は申し上げておるわけでありまして、この点は十分御理解をいただきたいと思ひます。

そこで、もう一つ角度を變えて、今度の国会で

いろいろ文章の問題はたびたび質疑に出ておりますが、私ども野党三党が出してあります環境保全基本法案の、文字が気に入らなければ、精神でもよろしいというのか、すべてを否定する立場に立つのか、この点はどつちがほんとうなのか、ひとつ本心を聞かしてもらいたいと思ひます。

○山中事務大臣 私は今国会の始まりです、すなわち閉会中の間に、私どもの党と、野党の大多数の各党の方々の間に、この公害の問題については、思想、党派を越えた合意を見るための作業が進められてゐた。これはいままでもわが国の議会政治の中でも珍らしい、ちよつと例を見ないことだと思ひまして、これを興味深くながめておりました、もしこれが実を結んだら、これは実に異例のことであるし、たいへんけっこうなことだと思つたのですが、最後に公害罪と申しますか、公害罪はそのとき議論しておりませんでした、多分無過失責任の議論だつたと思ひますが、そこらこのころの議論を詰めたといふやうな、なかなか詰まらないといふほうで、結果全部御破算になつてしまつて、四党合意を見た点もあつたのと、私はたいへん惜しい気がいたしました。しかしながら、これらの四党が合意された内容については、拘すべきところは拘すべきであると考えて、今回の各種法案の中には最大限取り入れたつもりでございます。しかしながら表現等で、私どもが環境権といふことばについて、あるいはそういう表現をまだ踏み切り切つていない。憲法の条章を基礎にした国民の健康にして文化的な生活を守るのだといふ表現をしたのに対して、それではだめだとか、こういう御意見等については私たちがよくわかります。しかしながら、それならばいまず表現を變えるかといふと、私たちはいま憲法の条章を受けた表現でよろしいと思つてゐるとかいう程度の違ひでございまして、先ほど申しましたとおり財政等については言われるまでもなく特例法が必要ならばつくりますし、予算編成のときに考慮いたしますと申し上げてゐるのですから、野党の方々の御意見というものを無視す

るという気もございません。また、具体的な今国会の審議の過程で与野党合意された修正等がなされまう場合には、これは最高の立法機関としての国会の意思でございますから、私たちはその意思に従ってそれを法律として修正に依拠していかなければならないことは、これは当然の大前提でございます。

○川端委員 先日にも総理が、政党政治家であるから政府が原案出したものは、修正するならば与野党の合意を求めて改正してもらいたい、なかなかうまいことを言うのです。やる気があれば政府みずから修正する用意があつていいのではないかと。たとえば第一の公害の問題のことば一つの使用の方の中に、精神が違つていふのじやないかという疑惑を持たざるを得ない。「公害対策の総合的推進を図り、もつて国民の健康を保護する」とともに「保護する」という考え方が、古い封建的ないわゆる支配者的な考え方ではないか。新しい憲法下においては、どうして保障するといふそれくらいのことでは変えられないのか。そこに基本的な考え方の姿勢として、どうしても政府がやつてやるのだという考え方が抜けて切つていないところをわれわれとしてはいろいろ質問も出てござるを得ないし、意見を言わざるを得ないことに對して、もしほんとうに憲法の精神にのっとつてそういうお気持ちがあれば、修正等は与野党の間に政府が割つて入つて、修正に對して協力をさせるという御努力があつてしかるべきと思うのだが、いかがでしょうか。

○山中国務大臣 政府が提案をいたします際に、これは中途はんばなものでございますので、御意見があれば直しますという法律を出すわけにはまいりません。やはり最善を尽くして、これで国会の議論に耐え得るもの、国民に對して政府の責務を果たしたものだといふ前提で私たちは出しておるわけですが、かといつて、それに私が固執をしないといふこと、柔軟にあるいは謙虚に耳を傾けるといふことを申し上げておるわけでありまして、さらに、生活環境を保護するといふ言い方が封

建的の権力主義であると言われるのですが、その前の、最初に出てきます国民の健康にして文化的なという憲法における条章は、これは健康にして文化的な最低の生活を営む権利として、まあ最低といふことばは基本法に使うわけにいきません。しかし、憲法では権利として国民が持つてゐることを明らかにしてゐるものでありますから、その国民の持つ権利に對して、この公害基本法は目的の中にそれを引き取つて、憲法の条章を受けたその権利を冒頭に明確にしたといふことでございまして、これはやはり表現の角度の違いであらう、気持ちにおいては変わりはないのだといふふうにお受け取りいただければ幸いに存じます。

○川端委員 表現の方法の問題であつて、精神に変わりがないといふならば、いまの憲法に保障されてゐるという国民的な——憲法の精神から言うならば、与えるというよりは責任を持つといふ、保護を保障に変えるくらいのことには謙虚に耳を傾けていただいても悪くないのではないかと。たとえば、また次の問題の字句になりますが、野党三党が法律を提案してゐる中にこういう意見を出してゐるわけだ。「事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに」といふ、「ともに」といふ非常にあいまいなことを、必要な措置を講じなければならぬ、これはつきり規定したほうがいいではないかといふ意見を出しておいでるのだが、どうも答弁が逃げ回つておいでるやうに聞こえてならない、こういう感じがするのですが、いかがでしょうか。

○山中国務大臣 「講ずる」といふことは、講じますといふことでございますから、「ともに」といふのはその次にやることが書いてあるもので、つなぎに使つてあることばでございますから、「講ずるとともに」といふ「講ずる」は、講じないことを意味するわけではないと思ふのです。

○川端委員 どうも言語學者じゃないからここで議論したくないのだが、しかしながら、どうもそうであるならば、講じなければならぬという規定をはつきりさしたつて悪くないじやないか。講じ、そこで切つて、「ともに」といふこういう回りくどいことをしないで、講じなければならぬという規定をするくらいのことばは、やはりいま企業責任といふことを明確にする意味においても必要ではないかと思ふのです。ささいなところにも問題の焦点がぼけてゐる、こういう感じの中からお、いろいろ町に流れてゐる疑惑に答える意味においても、それくらいのことばを直すといふことは、私は勇気を持つてお答えいただいてもいいやうに思ふのだが、いかがでしょうか。

〔島本委員長代理退席、委員長着席〕
○山中国務大臣 これは「講ずる」といふのは、そうするといふことでございまして、講じなければならぬといふのと語感の違いはございまいしょうけれども、法律上それが違ふといふことにはならないと思ひます。

○川端委員 どうも「講ずる」と「なければならぬ」といふことで押し問答をしてゐるやうですが、どうも先ほどからお聞きいたしておりました、どこか逃げ道をこしらえておいてものを追いかけてゐるという感じがしてならない。このことだけは私の疑問が解けていないといふことを御理解願ひたいと思ふのです。私が頭が悪いのならあやまりますけれども、私はそういう感じがでない——私はそれくらいのことばはつきりさせるべきだといふ立場に立つて御意見を申し上げ、御質問申し上げてゐるわけだ。

そこで、角度を変えて、事業所の設置の問題に對して各地で公害の一番大きいと思われる問題は、電気、ガス、石油の問題ではないかと思ふのです。それらの問題に對して、その企業に對して知事がある程度の規制措置の権限を持ったとしても、電気やガス事業の施設に對して直接監督できないといふ現行法の中において、やはり中途はんばになりはしないのか、このことはいかがお考えでございますでしょうか。

○山中国務大臣 適用除外といふことは、適用すべきことが原則であるが、特別な理由があるので

除外をしたといふことでございまして、その意味では、おっしゃるとおり原則的には適用されるべきものが他の別な理由、すなわち御答弁いたしました燃料供給の確保の事情と、電力等の供給の環境を越えた広域的な責任を国が持つべきであるといふことから、原則が排除されたといふふうにしてあります。

○川端委員 どうもまたおかしなコンニャク問答になりやうなおかしな感じがするのですが、私は、別な方法で十分電気、ガス等の公益事業は監督できる方法があるはずだと思ふ。この場合に、これを知事にまかしても差しつかえないといふ立場を私はとりたいわけだ。その意味において、もう一つ知事にまかした場合には、こういうめんどうがある、こういう問題がじやまになるという問題点があるならばお示し願ひたい、こういうことをお尋ねしたいと思ふ。

○山中国務大臣 通産大臣にお答えいただくのが最も正確かと思ひますが、私が間違つていたらあとで通産大臣から訂正させていただきます。どこかの界かではございせんが、もしかりに、どこかの界の知事さんが、ちょっと常識で考えられないやうな規制を要求して、そして発電の停止を命じたといひます場合に、今日の電力といふものは、家庭の血液みたいなものであると私は思ひます。そのやうな、煮たきから洗たくに至る全くの血液みたいなものを、一地域だけがとめられた結果、その地域の国民であるはずの住民の人々が受ける被害といふものは、端的にいうと生命の被害があることもありましようし、要するに、はかり知れないものがあると思ふのです。ですから、その場合は国が遅滞なく、それこそ一秒も狂ひなく、直ちに他の事業所なり、あるいは他の電力会社等から、それらの地域に對して電力を供給する義務を持つておると思ひます。しかし、それが国に何も相談なしに、一方的にある地域がとめられるといふ事態については、これはやはり重大な事態になるおそれがあるので、それらのところはやはり広域供給の義務というものが要るのではなからうか。あ

るいは普通の規制の場合でも、先ほど来議論がされております国際的な低硫黄重油の確保の困難な事情から考え、あるいはまたわが国内の低硫黄重油の需要に対する供給の能力の限度から考え、ある地域のところについてだけ知事さんがきめた方式に従うために、全国の配分は考えないで、そこだけにはほとんど低硫黄重油をやらなければならぬ。そうすると、その場合に他の地域については低硫黄重油はもう品切れでございましてというふうには、ちょっとまいらないのではないかと思います。これは私、所管大臣でございませぬので、間違つていたら、おしかりを受けたいいつでも訂正をいたします。

○川端委員 この問題は、通産省の問題でもあるし、明日から商工委員会が開かれますから、商工委員会でもう少し詰めるとして、私は知事を信用してないという根拠をあなたから聞きたかったわけです。できないという根拠を聞きたかったのでも、権限の問題は商工委員会でもう少し詰めますけれども、そういう観点がどうしても中央集権的になって、地方自治体を信頼しないところ——世の中はやはりギブ・アンド・テイクというか、相対的なもののはずでしょう。こっちが信用しなければ向こうも信用できないというのがあたりまえな話なんだから、政府みずから地方自治体を信頼して、やらせるといふ前提に立つならば、知事もまた協力できるはずだということを十分考えておいていただきたい。今後の問題として法案の扱いの中でまだ他の委員からの言われるはずだと思ひますけれども、私はそう考えて御質問申し上げているわけです。

そこで、次に移りますけれども、公害に最も身近に問題を感じる立場にある市町村の権限の問題は、具体的にこの問題には何らこの法律は触れていない。そこで、これは当然知事から委任事項としてまかされるであろうからということで、知事から市町村にという間接だけでいいのかどうか。いろいろ具体的に、一つの地域に一つの企業なり、いろいろ問題が——いち早く公害等の問題が見つ

かった場合の市町村の権限というものの対して、具体的な案があったらお示し願いたいと思ひます。

○山中国務大臣 まず、都道府県知事を信用しないのかと言われるのですが、そうじゃありませんで、政令事項でございましてから、閣議決定等で措置できるものはすでに緊急措置をいたしまして、たとえば大蔵省としてはちよつといままで正常な議論としてはどうして受け入れがたかったはずの大蔵省の造幣局の印刷工場も、やはり都道府県知事の立ち入り検査その他の対象にして、工場排水法に関する限り、もちろん通産省の直営アルコール工場も含めて、全部地方に委譲いたします。したがって、政令で書いてあります各事業は、全部の業種にわたって知事がその権限を行使されることが可能になったわけです。私たちは、そういう意味で都道府県知事を信頼しないから一部おろさないのだという気持ちでは毛頭ないことを考へておりますし、ことにまた水質等についても、一部の市等については必要な場合には市におろしていくことも考へておりますし、さらに、町村の固有な権限の行政としてで得る範囲内のもの、たとえば現在の清掃法、今度出ます廃棄物処理法についても、あるいは騒音等についても、あるいはもし受け取っていただければ国会で御議論願えるはずの悪臭防止法等についても、これは地域の市町村単位の自治体というものが把握されることと最も適当だと考へて、まず市町村の固有事務という形で処理をいたしておるわけでございまして、決して国が地方を信用していないということはないんだということを御理解願わりたいと思ひます。

○川端委員 そこで、この問題はいろいろなお答えがありましたが、どうも納得できないけれども、時間の関係上次に移って、お尋ねしたいと思うのですが、事業者費用負担の問題ですね、この問題の中の第四条の「事業者の事業活動が当該公害防止事業に係る公害についてその原因となる」と認められる程度に応じた額とする。この「程度

に応じた額」ということは、ここでは公害が起きた程度という額とすなおに受け取っていいんじゃないかと思ひますけれども、もし事業経営が、今日のような金融引き締めによる金詰まり等によつて、赤字経営におちいっている場合にどうされるのか、この点をひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○山中国務大臣 いまの条項でも原因者負担の原則ははっきり負かれておるわけでありまして、それらのものの汚染に占める割合と申しますか、自分たちが原因者となった割合というものは、一応のそれだけの事業ごとに割合は、基準とすべきものは定めてございしますが、それぞれ地域の特殊事情がございしますから、都道府県あるいは置くことができる市町村の審議会等において相談をして定められる、そういう審議会を経て、施行者が最終的に決定をする、都道府県知事、市町村長ということになると思ひます。

○川端委員 ちょっと聞き方が悪かったのかも知れませんが、私の問いにお答えになっていないのですが、私は、言うならば、その負担がわかつておつても私に能力のない企業がした場合にどういう処置をせよとするのか、操業停止するののか、廃業を命ずる権限をお持ちなのかどうか。また、先ほどの話に戻りますけれども、現在起きている公害問題に対する費用負担は、さかのぼって負担を命ずるのだという場合に、たとえば赤字のために廃業した企業がした場合に、だれが負担をかわつてするのか、こういう問題は予想されたことがあったかどうかということをお答え願ひたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは赤字であらうとならうと、原因者負担として企業が負担をするわけでありまして、したがって、大蔵大臣がはっきり申しましたように、負担金等については損金算入等の措置も講じようと言つておりますし、企業の事態が、その仕事を続けていくために負担をすればやっつけけないというならば、これはやはり企業の存立に関する問題でありまして、事実上

メッキ業者等が、自分たちは今後カドミウムメッキはやらないうつて、特定な事業者層が非常に心配しているという事実もございします。そういうようなケースは出てくると思ひますが、しかし、これは中小企業に対してまた特別にその負担の金額並びに税制、金融等について特別の配慮をしなければならぬと書いてございしますので、その範囲内において中小企業の負担等については、金額そのものも、それぞれの態様に応じた地方の施行者が、審議会の議を経て定める内容において定められていくものと考えられてございします。

○川端委員 私の聞いてゐるのは、ここでは中小企業と言つたわけじゃないんです。中小企業の問題に私が言及するだろうと考へて先に御答弁願つておるわけですが、私は、企業が、赤字のために廃業したようなところが公害を出しておつた事実が残つておる場合に、だれがその負担の穴埋めをするのかということが明確にされていらないのではないかと。政府が出すとおっしゃればそれでいいんですが、そういう点が明らかでないということをお尋ねしておつたわけなんです。

いませつかく出たから、時間もないようですが、もう一つの問題で、ここでは中小企業といつても非常に幅が広いと申します。言うまでもなく、中小企業基本法に定められている中小企業の中にかなり大きな格差があるわけですが、少なくとも小規模企業ぐらゐは公害費用の負担の対象にしないということを明確にできないのかどうか、できなかった事情は何であるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○山中国務大臣 まず第一に、すでに企業がつかれてゐるとかなんとかという場合どうするかという話であります。連合審査で土壌汚染等の場合にもそういう御議論がございました。また、そのときにも、私、対馬のカドミウムとか、奈良の水銀とかいうことを申し上げましたけれども、そういうようなものについては国が全額やらざるを得ない。しかし、現にその会社は、別に事業者が存在をしてやつてゐる場合とか、あるいはその鉄業

権等がまだ残っている人がおつて、それを持つて
いる人がいるとかいふ場合には、応分の負担を強
制されることは間違ひありません。

さらに、第一点の零細規模の業者の場合には、完
全に負担を免れるということを書くか書かぬかの
問題であります。これはやはり原則は企業の規
模の大小にかかわらず、それらの人の健康や、ある
いはその他に定められた事業の内容に原因を持つ
人は、事業者というものは全部負担をすべきが原
則でありますから、中小零細規模であるからと
いつてそれは負担をさせない原則を一方につくる
ことはいけないと思います。したがって、先ほど
申しましたとおり、事業者の規模については配慮
をし、中小企業の負担金についても配慮をするこ
うことを答弁申し上げたところでございます。

○川端委員 時間の催促がありますから、は
しよつてもを言いますが、この問題も商工委員会
でもう少し詰めてもらつて、この辺にしまし
ておきますが、事業者費用負担法の中の第十三条
に共同納付の規定がありますね、この問題は、これ
は手続上の問題として考えなければならぬと思
うのですが、共同納付制度を負担者が申請した場合
においては、これを受け入れて個々の負担額をき
めないでもいいということになつてゐるんだが、あ
ややもすれば善意に解釈ばかりできない場合もあ
るのではないか。共同負担金のようなものをつ
くつても、結果的にはそれが実施されない場合に
おいてはどうなるのであろうか。正直者がばかを
みないために、そういう共同負担制度をつくる
場合においてはあらかじめその共同負担の内容を
提示させる、少なくとも延滞なり不履行の場合に
おいてはもとへ戻つて、個々負担に還元した実施
を行なうということくらいは明記しておくべきで
はないかと思うのですが、いかがですか。

○山中事務大臣 その点は法律に明記してござ
います。納付の方法というものは、その共同で納め
る場合に必要ない一切の方法を明示しなければなり
ませんから、それぞれの負担額から、納付の時期
から明らかにすることを求めているものでありま

すし、それが御破算になつて、一社が脱落した
ら、あとの残りがかぶるかというところは、それは
ありませんで、脱落したら、脱落者が出る共同
納付そのものがだめになりますし、もとの個々の
負担のケースに戻るわけです。かりに滞納その他
があつた場合においては、国税徴収と同じ手段を
もつて、国税、地方税の次に優先した徴収をす
る。しかも、その徴収は、延滞があつた場合に
は、延滞金から先に取つていくぞというようなこ
とがはつきり法律に定められておるわけでありま
すから、ただいまの御疑念は明確になつておるも
のと思います。

○加藤委員長 川端君に申し上げます。あなたの
時間が迫つてまいりましたので、結論を急いでく
ださい。

○川端委員 中途はんばな質疑に終わりそうなん
ですが、時間の関係もありますから、ここで一応
打ち切りいたしますけれども、たびたび質疑の
中でも、皆さん、各大臣も絶対という確信の上に
立つての考え方の御答弁がすべてではない、こ
ういふふうな理解をしておるわけです。したがつ
て、私も野党三党として、こまかいことではあ
るかも知れぬけれども、公書をなくするという善
意の上に立つて修正案を出して、御理解、御協力
を賜わろうとしてゐるわけですから、この点も十
分御理解いただいて、謙虚に耳を傾け、協力を願
うたいことを申し上げて、私の質問を終わしま
す。

○加藤委員長 次は、中谷鉄也君。

○中谷委員 私はまず最初に、政府の無過失責任
に対する姿勢がどの程度後退をしておるのか、こ
の問題について指摘をしておきたいと思ひます。
お手元に資料を差し上げました。ごらんをいた
だきたいと思ひますが、公害審議会の答申によ
りますと――資料の三であります。「公害によつ
て他人の生命、身体、財産その他の利益に一定の受
忍限度をこえる損害が生じたときは、原因者がこ
れを賠償する責任を負ふこととする。」という規定
を設けようではないか、設けるべきであるという

ことが、審議会答申であつたわけでありま
す。そこで、長官にお尋ねをいたしたい。この問題
について、受忍限度の範囲を越えた、受忍限度を
越えたというものは無過失責任制度を認めたこと
になりますか、なりませんか。

○山中事務大臣 まだ私は、そのときに担当大臣
でありませんし、関知しておりませんでしたが、
受忍限度を越えたというものは、無過失責任とは関
係ないのではなからうかと思ひます。

○中谷委員 受忍限度を越えたというものは、無過
失責任に近いけれども、無過失責任ではない。答
申は、そのような無過失責任に近い、裁判例の積み
重ねのそのような制度はつくりようじゃないか、こ
ういふふうについてゐるわけです。これらの点に
ついて、長官は無過失責任制度についてはずいぶ
ん検討したとおっしゃる。これらの問題について、
政府として御検討されたことがありますか。

○山中事務大臣 四十一年十月七日の答申につ
いても議論はいたしましたし、なお国会に、なぜ最終
的にあのような形になつたのかについても追跡を
して、一応頭の中に入れました。しかしながら、
公害罪並びに無過失責任の問題は、初めから法務
省が純法理論的にこれを議論するということ、
残りの十四と申しますか、一つだけ、公害罪に伴
うものについて、すなわち刑法、民法の特別法に
ついては法務省に作業をしていただくということ
に分担をいたしましたので、私としては詳しく経
過にタッチいたしておりません。

○中谷委員 法務省にお尋ねをいたしたいと思
ひます。

近代民法の原則などという大型なことを、何
べんも何べんもこの委員会においてお聞きをいた
しました。我妻教授の説によれば、七百七条を原
則として七百九条を例外規定とするという理論構
成も十分に可能である、こういうふうなことを無
過失責任の座談会の中で述べておられます。受忍
限度を越えたという損害を生じたときに、原因
者がこれを賠償する責任に任ずる、こういうふう
な無過失責任に近いけれども無過失責任を認めて

ない立法はなぜ困難なんですか。この点について、
法務省の御見解を承りたい。

○川島説明員 最初に、いまの受忍限度の点で
ございませうけれども、受忍限度は違法性の問題であ
ると思ひまして、答申の全文を読みますと、こ
れは無過失責任的な制度を認めることをいつてお
るものと思ひます。

そこで、法務省でございますが、法務省といた
しましては、この問題につきましては民法的な立
場から検討をして、一応問題点はいろいろ考へて
ございませうけれども、実施にあたりましては各省
の御協力が必要であるということでございます……

○中谷委員 お尋ねをいたします。

無過失責任制度は横断的で認められない。
しかし、受忍限度を越えたというものは、そういう
損害を生じた場合にはというものは、現在のほとん
どの裁判例がそういうことを認めておることは、
御専門家ですからもう御承知のとおりですね。そ
れを立法化しようじゃないかというのが答申の趣
旨だと思ひます。それができない趣旨は一体何
ですか。長官にお尋ねをすれば、法務省にまか
してゐるという。法務省にお尋ねをすれば、各省と
検討してゐるという。

あなたにお聞きしたいのは、受忍限度を越えた
損害、そういうものについて、横断的な法律をつ
くることができない合理的な根拠が一体あるの
ですか。無過失責任的だということ、無過失責任制
度を認めたこととは違ひますね。だから、一歩進
んで、私はきょうは無過失責任的なものさへも認
めようじゃないか、そこまで下がつてでも政府は
考えていないのかというところは、無過失責任制度
に対する政府の姿勢というものが後退に後退をさ
れてゐる、おそろくまじめにこの問題について討
議したのではないのじゃないか、こういうことを
私はあえて追及をするためにこの点についての御
答弁を求めているのです。

○川島説明員 無過失責任の問題につきましては
以前から検討をいたしておりました、この点は公害
対策本部とも十分連絡をとつておるつもりでござ

います。この点に関する考え方を申し上げますと、無過失責任を認める根拠は何かということが民法的には問題になってくるわけでございます。そこで、私どもとしては、要するに危険責任を中心とした理論構成をとるべきである、この場合には非常に危険度の高い企業についてまず無過失責任の制度を検討すべきであるというところで、現在それについての検討をいたしておるわけでございます。

○中谷委員 それは何へんもお聞きをいたしました。しかし、受忍限度を越える損害が生じたときにはという横断的な法律をつくることについてさえも阻止をする、拒まれる、拒否をされる、拒絶反応を示される、その理由は一体何なんですかと聞いているのです。無過失責任を認めようというところをきょうは言っているのではない。そんな話については、もうフランス民法以来の話であつたから何へんも聞きました。そのことを言っているのではないのです。無過失責任制度的なものさへもという、きょうは私は一歩後退して、それさへも認めないならば、政府の態度というものは無過失責任どころではないのです。無過失責任的なものも認めないのです。それを私はきょうは確認をしたい。それさへも政府は横断的には認めないのです。立法する意思がないのですか。

○川島説明員 ただいま申し上げましたように、非常に危険性の強い企業、これを選び出す必要がある。そのためには、むしろ一般的な制度としてではなくて、個々の制度として考えるべきである、こういう立場でございます。

○中谷委員 審議会答申の趣旨とは違ふ。審議会答申の趣旨は、横断的な法律を、無過失責任まで踏み切ることはいへんから、受忍限度を越えた限度において横断的な法律はつくれるのですよとこういう答申ですね。それは結局よう踏み切らないのですね、それさへも法務省はよう踏み切らないのですね。だから、後退だということはいわれておりますけれども、後退どころではな

い、総退却だということを横断的な面についてはきょうは確認してよろしいか。

○川島説明員 委員会の答申がどのような趣旨か、はたして一般的なことも意味しているのかどうかは、私はつきり審議会の経過を知りませんので存じませんけれども、私の考えでは認める必要のあるものについて認めようということであろうと考えております。

○中谷委員 おかしいじゃないですか。あなたは政府の民事局長でしょう。委員会の答申はそういう趣旨じゃないと言つて下さい。一般的に認めるなら認める趣旨だと言つて下さい。審議会の経過を知らない。前代あるいは前々代の民事局長から無過失責任というものについて、三年間われわれは論議してきたのです。審議会の趣旨を知らないという趣旨は、一体国会における答申ですか。何を言っているのですか。審議会の趣旨を知らないなんという答申があるか。

○川島説明員 私は、危険性のある企業について認めれば、その趣旨は貫徹されるものと考えております。

○中谷委員 違います。委員会の答申、審議会の答申はどんな趣旨なのかというのを、あなたはどう理解しているかというのを聞いています。それは一般的に横断的なものと認める趣旨じゃないのならないで、私はけつこうです。それはあなたの読み方ですから、それならそれで答えてください。それを、知らないということ民事局長の立場で言っているのかどうかということ、そのことを聞いています。何ということと言っているのですか。

○川島説明員 私は、ただいま申しましたとおりでございます。横断的じゃないで、縦に認めてもその趣旨は通るものだと考えております。

○中谷委員 違います。質問はそうじゃない。審議会の答申は横を認めている趣旨の答申じゃないのか、それが縦を認めようという趣旨の答申なのかどうか、どちらなのかを聞いています。

○川島説明員 私は、無過失責任を……。 (中谷委員「読んだことがありますか」と呼ぶ) 読みましたが、それにはその点についてはつきり何も書いてございませんけれども、しかし、必要のあるものについては認めれば足りるという趣旨だと思ひます。

○中谷委員 資料の七をこらんをいたしたいと思ひます。たいへん欠落をいたしたいと思ひますけれども、要するに縦だとおっしゃるわけですが、二重まるを打つてあるのはすでに無過失責任を認めたところの法律、欠落があるかもしれせんけれども、法律です。そして、三角のしるしは私自身が、危険性の高いものとして将来無過失責任を認めるものとして検討すべきもの、あと末尾の三つは、法案として、同じく三角に相当するものとして私は規定したつもりです。個々の法律を検討すると、これらの法律が検討の対象になるかどうか。この点については、ひとつ、検討の対象になるかどうか、これらの法律を検討されるかどうか、長官御答弁をいただきたい。

○山中国務大臣 いま数多く並べてあるのをちょっと見ただけです。これは現実関係として認めます。しかし、あとの三角の問題については、先ほど来答弁していますように、各行政法規の中で盛り込めるものは盛り込むための努力をしましようということをお願いをいたします。

○中谷委員 川島さんにお尋ねをいたします。無過失責任の問題については、法務省の方針は縦だということで三年努力をされたというのです。ここに私が書いてきた三十幾つの法律、まだまだ欠落があると思ひますが、これらの法律について、これは検討に値するかどうか——あなたのはうは縦の検討は現在始めているのですか。

○川島説明員 個々の法律についての検討は各省にお願いしております、私のほうとしてはいたしております。

○中谷委員 それでは橋本さんにお聞きします。厚生省の政務次官として。橋本さんしかおいでになつてないから。

橋本さんの場合には、厚生省の場合には、一体縦としての法律を検討しておられますか。

○橋本政府委員 先ほど藤田委員にもお答えをいたしました。私どもはこれは横と考えても縦と考えても、私ども個別法規の責任者としてば作業としては同じことになりませんが、たとえば水銀の類、あるいは劇物取締法に書かれておる毒物、劇物、あるいは今回その対象に加えていたかどうかとしておる亜毒性の物質、こうしたものは無過失責任制度になじむものであると考えております。受忍限度においても同じことが言えると思ひます。

○中谷委員 厚生政務次官に、さらに引き続いて質問をいたします。

典型公害書にありませんが、食品衛生法と薬事法、これらの問題は、通常世間でいわゆる食品公害とか薬品公害ということばが使われている。これらの問題については、いわゆる無過失責任の検討の対象の法律になるのかどうか、いかがでございますか。

○橋本政府委員 中谷先生はそういう点での非常に専門家であります。私はその意味ではしろうとであります。むしろその意味からいくなれば、食品公害あるいは薬品公害といわれている一連のものは、むしろ無過失責任を許さない性格のものだと私どもは考えております。何となれば、人間の生命にかかわりのある直接の物質であります。無過失を許さない性格のものだと考えております。

○中谷委員 無過失を許さないということは、最低限無過失は認めているのだ、結局そういうことですね。無過失を許さないということは、過失があつたら承知しないのだぞということ、過失があつたらとにかくとんでもないことなんだということが無過失責任を認めている趣旨ですね。

○橋本政府委員 少なくとも、今日の科学において判別し得る限りの過失は許さないということでありませう。

○中谷委員 では、無過失責任は、過失は許さないというのとは期待が違いますか、過失は許さないのだ、許しては困るのだ、過失があつたら困るのだというところは国民の常識であり、願ひです。法律制度として、無過失を認めているということ、を、縦の法律の中に、業事法の中にほうり込んでい、食品衛生法の中にほうり込んでい、ということをお考えになつてゐるということなんです。

○橋本政府委員 考へておりますから現行の法制を検討しております。

○中谷委員 検討してゐるのです。

そこで、長官にお尋ねをいたします。無過失責任の縦の検討の中で、公害の問題のほかに、近代科学の発達に伴い、航空機、鉄道、大型船舶、ガス爆発、電気のとにかくたいへんな事故、こういうようなものがある。これらのものは縦の法律として無過失責任の個々の縦の検討の中には当然入れらるべきだと私は考へます。典型公害だけじゃなしに、無過失責任の縦の検討は、そのような大事故を発生する、すなわち、大技術を持ったところの、高度の技術を持ってしかも高度の危険性を持ったこれらのものについても、無過失責任の縦の検討は少なくとも検討するべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○山中国務大臣 いまあげられた代表的な例としては、航空機なんかの損害は、やはり航空機会社が問答無用で責任を負ふというのは大體確立もしてゐることでしょうけれども、しかし、法的にそういうことは前提としては当然そうだとお氣がいたします。

○中谷委員 私も一夜づけですけれども、フランス法とそれからイギリス法にそういう制度があります。日本にはそういう制度がございせん。これらの問題については約款の關係が非常にまたやがましい問題になつてきて、約款が非常に問題になつてゐる。こういうような点についてはあわせ

て検討されるということ、法務省もよろしゅうございませう。ちよつとけつこうという返事をしてください。

○川島説明員 山中大臣の言われたとおりでございます。

○中谷委員 次に、当面筆証責任の問題について大臣は努力をされるということと連合審査の際にお話しになりました。そこで筆証責任というのは私は非常に概念が混乱してゐると思ひますけれども、これはしかし、民事局長おいでになつていただきますけれども、法律的な筆証責任の轉換、とにかく筆証責任を法律的に轉換させる、こういう意味でございます。大臣が言つておられます趣旨は、結局そういう趣旨ですね。要するに本来被害者が筆証しなければならぬものを、法律的に被害者のほうへ、被告のほうへとかく移してしまふのだ、事実上の、そういう意味で筆証責任の轉換と云ふことを当面考へておられるとおっしゃつたと思ひますが、公害について御検討になることは、私は非常にけつこうだと思ひますし、大事なことだと思ひます。そこで、いま申しました航空機、船舶、電気、ガス等のいわゆる大事故、要するに相手方が巨大であつて、どうしても市民が勝てないという場合に、実質的な公平を期待するため、あるいは薬品であるとかあるいは食品などというふうな、非常にデリケートであつて、とうてい過失について一市民であるわれわれが立証できないというふうなもの、これは典型公害ではなくても、そういうものについても、あわせて筆証責任の轉換を御検討いただきたい、御検討するべきだ、これが私の見解であります。いかがでしょうか。

○山中国務大臣 これは私が全部一応たばねはいたしますが、その過程の作業を、私自身が全部命令をしてやらせるわけには、ちよつと職階上まいりません。しかし、私としてはそういうふうな方向に作業をしつゝ、各省がそれに対応して立法し、てもらうことを努力いたします。

○中谷委員 次は、大気汚染の關係について少しお尋ねをいたしたいと思ひます。

橋本さんにお尋ねをいたしますが、第四条、これは都道府県についてのいわゆる積み上げといひますが、よりきびしい許容限度を定める規定でございます。この中に「自然的、社会的条件」といふことがございませう。自然的、社会的条件といふのはどのように理解したらよろしいのでしうか。

○橋本政府委員 この上乗せ規定の中で、私どもが自然的条件と一応考へておりますものは気象、特にわが国の場合など非常に複雑な地形の国でありますから、気象あるいは地形、こうしたものが自然的条件といへると思ひます。同時に、社会的条件といひます場合には、ばい煙発生施設そのものが非常に集中してゐるかどうか、あるいは付近に人家が密集してゐるかどうか、こうしたものがその条件といへると思ひます。

○中谷委員 社会的条件について橋本さんにお尋ねをしたのですが、その社会的条件といふのはあくまで客観的だから、私は社会的条件だと思ひます。その地域の住民が非常に公害に対する意識水準が高い、公害防止に対する意識水準が高い、地域社会において公害を防止しようという気持ちが非常に強い、こういう社会心理学的なものを私は導入すべきものだと思ひます。そうすると、その社会的条件は、そういう主観的社会的条件も当然入ると理解してよろしいか。

○橋本政府委員 純法理論的にいへば、こうした心理的なものといふものは把握のしようがないわけでありませうから、必ずしも入るといへないかもしれませう。しかし、現在のわが国の社会の中で考へる場合、当然考慮の対象にすべきものだと思ひます。

○中谷委員 次にお尋ねをいたしたいと思ひます。それは十四条と、それから二十三条の一項と四項について。十四条は、継続的な排出により人の健康云々に係る被害を生ずると認められる場合、

こうあります。この点については、結局どういふ場合がそういう場合に当たるのかということについて特別に規定がないようですが、ただ、この場合、厚生省としてお答えいただかなければならぬと思ひます。いわゆる厚生省の公衆衛生の立場、疫学の専門家の立場からして、継続的な排出により人の健康に係る被害を生ずると認められる場合といふのは、どういふふうな組み合わせでいいものでございませう。何時間だけのものといふか、このこと、含有あるいはPPM、どんなにかつてもいいですから、それをひとつ。私は、それが将来の条例としてあらわれてくる可能性が非常に強いと思ひます。その見解を承りたいのです。

それから、二十三条の緊急時の措置ですけれども、大気汚染が著しくなり、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある場合、この場合は、現行法の「大気汚染が著しく人の健康をそこなうおそれがある場合」よりもきびしいものであることは言うまでもないと思ひます。よりきびしいものかと思ひます。そこで、十七条の緊急時におけるものについては、すでに規則において定めがございませう。もうこんなことは、政務次官も御承知のことだけれども、一応時間のむだを省くために規則の十三条をコピーしてまいりましたが、規則の十三条には、緊急時の場合として一から四まで取りきめがございませう。そうすると、それと同じようなことである二十三条の、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合といふのは、政令ではいままでもそういうものがきまつてないけれども、一体どんな場合なのか。二十三条の場合について、何らかの設例をもつて答えてください。

○橋本政府委員 現行法と比べまして、いわゆる「生活環境に係る被害」といふことが加えられただけの強みは当然出てまいります。ただ、こまかい部分にわたりますので、公害部長より答弁することをお許しいただきます。

○中谷委員 公害部長さんのほうから、こまかいということ——こまかくない私は思うのです。人の健康のことですから、たいへんなことだと思ふのです。

もう一度聞きますよ。「著しく人の健康をそこなうおそれがある場合」については、すでに規則の定めがある。そうすると——私はきょうは公衆衛生学的な話を聞いているので、そういう政令のきめ方をしなかったからといって私は言うのじゃないから、考え方を聞きたいのだが、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合というのは一体どんな場合か、それをまずひとつ答えてください。例は一つでいい。三つのなについてひとつ言ってください。

○會根田政府委員 御承知のように、現行の十七条で、省令でおそれがある場合として、ただいま御指摘のように四つ書いてございますけれども、法律改正に基づいて、今度は政令になるわけでございます。

その政令の中身としては、少なくともSO₂関係は、大抵現行の省令の中身を基礎に一応置いておきますけれども、なお検討して、場合によればあるいはもう少しきついのを書くかどうかについて、は、検討いたしてみたいと思っております。

○中谷委員 おかしいですね。人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合と「著しく人の健康をそこなうおそれがある場合」とが同じ現行でいくのだというふうなことは、私は大体、SO₂なんと言われているのことがわからない程度、化学についてはいくらでもだけれども、日本語の解釈としてはおかしいじゃないですか。おかしいどころじゃありませんよ。

○橋本政府委員 実は予定で、すでに先生方もことばの上としては御存じでありますので、公害部長はあのように申し上げましたが、現行○・○六PPMというものが亜硫酸ガスに定められております。それを私どもは、この法律案が通りました場合に、可及的すみやかに○・○五PPMまで下げらるつもりであります。

○中谷委員 そうすると、次に十四条、継続的な排出により人の健康に被害を生ずると認められる場合、この継続的な場合という場合は、一体公衆衛生学的にはどういふふうに見ておられますか。

○會根田政府委員 先生御承知のように、今度の改正法で、排出基準違反の状態に対して直ちに罰則が科せられる、いわゆる直罰規定が今度かかることになりました。したがって、その後に行なわれる改善命令のありようも、現在の改善命令は、改善命令違反で初めて罰則がかかるものですが、その改善命令は行政措置的なものから、その改善命令は行政措置的なものから、改善命令以前に、違反の状態が直ちに罰則がかかりますので、改善命令のありようは、むしろ予防的な意味で法文の整理をする必要がある。そういうことで罰則も、改善命令違反の状態のほうが重くなっておりますので、そういう整理をいたしました。

○中谷委員 違うんです。そんなことは、私は法律屋だから、条文を読めばわかるのです。私が聞いたのは、継続的な排出により人の健康に被害を生ずると認められるという場合は、公衆衛生学的に見てどういふふうな場合に当たるのですか、それはとにかく排出する物質についてそれぞれの設備、大体どの程度のことを考えているかということとを答えてくださいと言っているのですよ。

○會根田政府委員 排出しておれば罰則がかかる、罰則がかかったにもかかわらずなお継続しておる、そういう状態でございませう。

○中谷委員 ついでといえ失礼ですが、橋本さんにお尋ねをいたします。先ほどあなたは、こういうふうにお答えになりました。適用除外例の問題の中で、二十七条の都道府県知事については、隣接都道府県知事についても要請権があるんだということを法制局で聞いてきた、法制局はそう言っているとおっしゃいましたね。そうすると、三項の通知は隣接都道府県にはあるのですか、ないのですか。それとも、それは二十八条でまかなうという趣旨なんですか。

○橋本政府委員 先生よく御承知のとおり、二十八条でまかなうつもりであります。

○中谷委員 そこでお尋ねをいたしますけれども、橋本さんもおかしいと思われるでしょうね。幾ら二十八条でまかなうといったって、立ち入り権がなしに要請しろというのは、やみ夜に鉄砲なんでしょうね。やみ夜に鉄砲じゃなくても、とにかくやみでスズメを撃つようなものです。立ち入り権を何で認めなかったのでしょうか。ふしぎに思われませんか。ちょっと次官にお答えになつてもらってください。

○橋本政府委員 ついでに聞かれる私ではわかりませんので、専門家に答えさせます。

○中谷委員 では、合理的な根拠をひとつお聞きしましょう。法制局は筋がこまかいから、質問を整理します。

立ち入り権を認めないのでは、結局、要請というものができまうよといったって、これは要請のしようがないじゃないですか。二十八条で資料をもらっても、人に教えてもらって質問したって、質問に迫りたがらないのと同じで、やはり自分が、とにかく腹に入らなければだめですよ。百問は一見にしかずということばもある。だから、隣接県、特に実際に公害を全部かぶっているところの県に、何で一体立ち入り権を認めないのか、これは一体どういふわけなのかということについて、私は、法制局じゃなしに、通産省のほうに実務の問題として聞きたい。法律論より、実務の問題として聞きたい。

○莊政府委員 法律論ではなく、実際の行政運営の問題としてお答えいたします。今回の電気、ガスの適用の除外に関連いたしました、まず資料を所在地の知事さんに送付するといふ点がございまして、先生、いまございまして、公害をかぶると見られる隣接県のほうには、法の規定に基づいては資料を送ることに、実はなっております。なっておりますが、行政運営といたしましては、きわめて緊密な連絡を従来からとるようにつとめておりますが、今後はさらに一

そう、その点には十分配慮するということをも根本前提に考えております。

○中谷委員 では、この前の質問をもう一度追いますよ。電気事業法四条、八条、新設、増設の規定ですね。四条は発電所の新設、八条は増設ですね。その場合に、実務的には、許可条件には入っていないけれども、設置県の知事の同意書面をつけていますね。隣接県の知事の同意書面については、十一月十二日の産業公害特別委員会通産大臣は、そのように担保をする、こういうふうには答弁をされました。これは私は、かなり重大な答弁だと思つてゐる。要するに公害防止をとるか火力発電所の建設をとるかという、私は実務の面では非常に大きな影響があると思うのです。この考え方は、通産省として、いままお緊密な連絡ということですから、変わりませぬ。隣接県の同意も要るわけですね。同意も運用上つけられるわけですね。

○莊政府委員 そのとおりでございます。

○中谷委員 京都府、それから千葉、東京、神奈川——東京都に火力発電所ができるという場合に、それが神奈川に影響する、千葉に影響するといふ場合には、そうすると神奈川県、それから千葉県の同意書も運用上つけるわけですね。

○莊政府委員 あらかじめ公害の総合事前調査等を綿密に行なつてまいりまして、関係ありと見られるところについては、一県であらうと二県であらうと、数には関係ございませぬ。

○中谷委員 どうも質問が荒っぽくなりましたので整理をいたします。次に、もう一度話をもとに戻します。長官にお尋ねをいたします。準証責任の転換という概念が、実は私自身一生懸命になつて勉強したが、なかなかよく頭に入らないほどむずかしい概念だと思ひます。これに長官お取り組みになりましたのは非常に敬意を表しますが、準証責任の転換というのは、故意、過失のとかく立証責任を相手方のほうへ法律上移していくということですね。ところが、因果関係の問題については、たとえば阿賀野川でいいますと、

の言い分ですね。それだったら、**学証責任を転換**しただけではどうにもならない。結局力の強い会社のはうは、**反証を十分にあげることができると**思うのです。ここに私は、**推定と蓋然性だけで足**るのだ、**要するに水銀が出て、水銀中毒があれば**、そういうふうな場合には、とにかく疫学的な証明だけで足るのだという考え方についても、**学証責任の転換にお取り組みになるのだから**、そのような因果関係の問題についてもひとつ検討を加えていただきたい。これが私の提案であり、当面お取り組みになる問題の**学証責任転換の内容としてそれを加えられるべきだ**というのが、私の主張であります。この点についてお答えいただきたい。

○山中国務大臣　これはやはりたいへんむづかしい問題の一つでしょう。私が言っている挙証責任の転換は、やはり故意または過失でなかったことの証明ができなかった場合には、故意または過失があったものと裁判官が認定する、さばく。挙証責任のいわゆる故意または過失でなかったことの証明が、訴えられたもののができなかったという場合には、訴えられたもののがその責任を負うということを言っているのであって、これ以上の範圍のものについては、法務省のほうの答弁に譲りたいと思います。

○中谷委員　法務省にお尋ねしますけれども、私
の質問も少し混乱をしたのです。要するに、自由
心証主義の立場においては非常に問題はあると思
いますけれども、因果関係については疫学的な証
明だけでいいのだという点は、すでに裁判例にお
いてもかなり確定していると思うのですけれど
も、举证責任の転換とはこれは関係がないわけ
だ。自由心証主義という民訴の基本的な原則に触
れてくる問題ではありましようけれども、そうい
うようなことについては、立法の検討の余地はあ

○川島説明員 因果関係についての拳証責任の転換のお話でございますが、これは中谷委員御承知のとおり、非常にむづかしい問題でございます。実際問題といたしまして、因果関係の証明が非常に困難であるということは仰せのとおりでございますけれども、これを転換させるということは、法律で規定するためには一定の要件を書かなければなりませんし、その要件をどのように書くかというところがまず問題となりますし、公害はいろいろ態様が異なりますので、それに応じてまた要件が異なってくるということも考えられますので、非常にむづかしい問題であらうと思います。最近の裁判例におきましては、比較的因果関係の認定

を、いとおっしゃったような疫学的な方法によって大量の観察をするというようなものと推定をしていくというやり方も行なわれておるようでございますけれども、これとてもやはり限度があるわけでございまして、この点につきましては、非常にむずかしい問題であるということだけをお答えさせていただきますと思います。

○中谷委員　そこで、筆責責任の転換、無過失責任、因果関係は疫学的立証で足るというふうなことを、裁判例もずいぶん積み重ねてもらえるだろうかと、思うし、要するに被害者をどのように救済し

ていくかということで、私の質問がこれからずっと続いていくわけですが、最高裁判所の総務局長さんにお尋ねをいたしたいと思います。

裁判所法の五十七条によれば、裁判所調査官制度というものがございます。地方裁判所については、工業所有権または租税に関する事件については、そういう調査官制度を設けておりますが、ひとつつて公害についてはやはり前向きにそういう調査官制度を設けられることを、公害と申しますか、大きな

す。 ○長井最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。 ただいまお尋ねのような公害調査官というような官職を設置できないかということにつきまして、今年三月、公害関係の民事裁判官の会同でも要望として出しましたので、審理の適正、迅速の爲め処理というたてまえからたいへん必要なことであるということで検討いたしました。ただ公害事件は、争点になります点が科学的に非常に特殊性に富んでおりまして、ある程度の件数は出ておりますが、各事件の争点が非常にばらばらでございます。

すのでしかも、その争点につきましての専門家がそれぞれ分かれておりまして、これを種類の限られた公害調査官というふうにならめて処理することが、現段階では予算的に現実性がない。必ずしも適切ではない。しかし、今後ある程度の事件が必ずまともと申しますか、審理の関係で類型化されますれば、私のほうとしてはぜひこれを検討いたしまして、実現に持っていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○中谷委員　中央公害審査委員会委員長にお尋ねをいたしたいと思います。お待たせをいたしました。

てたい。忍縮ですが、質問は非常に素朴な質問であります。

公害紛争処理法に基づいて、中央公害審査委員会が発足をいたしました。委員長に御就任をいただいたわけでありますけれども、一体どの程度の案件が係属するといふふうなお見通しをお持ちになつておられるでしょうか。それと、一体実務的にほんとうに、俗なことで言えばまだ店開きをされたばかりでございますけれども、法の運用の面で、あるいはまた機構、予算等の面で、これら

さいまして、具体的に、本来委員会で処理しなければならぬ事件はまだ起きておりませんけれども、発足後すぐ、委員会に出すについての手腕をどうするかとか、そういう点についての問い合わせとか、それから、これは苦情処理に相当するものだろうと思いますが、そういうのはすでに十数件起きております。ただ、いま申し上げましたように、委員会が本来の法律の趣旨に従って処理しなければならぬ事件はまだ起きておりませんので、そちらのほうの処理上の経験に基づいて意見を申し上げるといふ、そこまで行っていないのは非常に残念でございます。

○中谷委員 私、委員長にもう一点だけお尋ねをいたしたいと思うのです。これは、あるいは委員長というお立場で御答弁いただけないこともかもしれません、ひとつ新しい制度をつくる観点から、御専門家ですから、これらの制度についてはどういうふうにお考えになっておられるか。

実は先ほどから同僚委員も、裁定の権限といいますが、そういうものをとにかく認めるべきじゃないか、こういうふうな点についての話と申しますか、主張を繰り返し繰り返しておったように思っています。裁定権を認めるがよいかというようない

とで研究——ジャコリストなどにも出てくるように、ごさいますけれども、一つの考え方としては、そうすると一体五審制度になるじゃないかというふうな問題点もあるようです。いろいろな問題点はありませんけれども、委員長御自身としては、紛争処理法によるあの権限だけ、何かそういうことで、ちょっと問題があるのじゃないか。何もこれが終審でないことはあたりまえのことであって、労働委員会制度のようなものの方がいいのじゃないかという感触はお持ちなのかどうか。立法者

じゃございませぬ、実際の委員長にこういうことをお尋ねするのは、あるいは失礼に当たるかもしれないけれども、それらの点についての意見を、もしも言っていたらどうでしたらお答えをいただきたい、こういう趣旨でございませぬ。

○小澤政府委員 どうも私からお答えできることではないのでございませぬけれども、御指名でございませぬから、私の感じただけのことを申し上げますと、裁定制度というの、この種の問題について考えるのであれば、やはり本来の調定、仲裁と同じように、迅速に安い費用で早く救済を与えるための制度として考えることになるのだらうと思ひますが、ただ裁定をかりにそういう制度をとりまして、これはやはり、それに不服な当事者からは取り消し訴訟を起すことになると思ひます。それで、そのためにはやはり裁定も相当しつかりした、当時の十分納得のいくような裁定をしなければならぬが、前提として、そうなりますと事実の調査などについて、そうございませぬ調査はできません。そうなりますと、双方の利害の衝突している場でございませぬから、証拠調べそのほかの調査について、相当の手数と時間もかかるのではないと思ひます。もしその点が粗漏になりますと、訴訟で取り消しになって、さらに手数がかかるといふことになりまして、その点は、やはり裁定が直ちに、迅速な最終的な救済につながると思ひます。

私の考えではその程度で、やはりそう急にはいかなないのじゃないか、そういう感じでございます。

○中谷委員 長官にあらためて私は因果関係の問題に関連をしてお尋ねをいたしたいと思ひのであります。要するに委員長に対する質問はこれだけあります。ありがとうございます。

そこで資料の三の二枚目をごらんいただきたいと思ひます。こういうふうなことは被害者救済のために非常に必要じゃないか。私はこの考え方がどの程度熟しているのかどうかは別といたしま

して、被害者汚染地区構想、こういうふうな構想があります。要するに蓋然性というものをとにかく認めていこうじゃないか。そこで図の一のよう、人数と濃度とある。そうしますと一定の原因ですと、その中から一定の被害と一定の因果関係というものを、被害者汚染地区といたしたようなものを設定して、因果関係の推定を定型的に行なう。こういうふうなことをやっておけば、たとえば四日市せんそくしる何にしろ、あるいはそういうふうな汚染地区構想と、そういうふうな線が引かれた場合には、線が引かれておる、そういうふうな定型的なものがあれば私は非常によいんじゃないか、これみたいなのも若干ありますけれども、たとえばそういうことが私は可能じゃないかと思ひます。こういうふうなことがある特定地域に、赤線が引かれておきまして、ある特定原因物質が年間平均して一定濃度、これは罹病基準というものに名づけて、そういう罹病基準以上になれば、それは先ほど述べた一定の指定疾病を引き起こすという確率が大きくなるのだ、そういうふうなことが私可能だと思ひます。こういうふうなことを当然政府として御努力いただく。被害者汚染地区構想として、ここには因果関係の立証を容易にするために提案されているのですが、政府としてはこういうふうなことをいふことがあれば、ひとつお答えいただきたい。

○城戸政府委員 ただいまの点、あるいは厚生省のほうからお答えするのが適当かと思ひますが、私からお答えします。

現在の健康被害救済特別措置法では、先生のおっしゃるような意味合いにおきまして地域を指定し、それに関連する疾病を指定しまして、そこに救済措置が行なわれる根拠を求めているわけでございます。ただ、健康被害救済特別措置法では、いまの因果関係ということではなしに、影響によるというところで、それを広くとった形で運用がなされておるといふことを申し添えたいと思ひます。

○中谷委員 しかし結局ここで書かれている構想というのは、一つのモデルをつくらうじゃないかという考え方でございませぬ。モデルをつくらうじゃないかという考え方のように私は理解をいたしたもので、そういうことは、では公衆衛生学というものでしょうか、現在の学問の水準あるいは政府の行政努力において可能でしょうか。これは城戸さん御専門ですからひとつお答えになっていただきたい。

○城戸政府委員 いまの健康被害を例にとりましても、被害を起す物質によりまして、特異的な関係のものの特異的な関係のものに分かれます。たとえば水銀のような場合には、ある程度非常にはつきりとした因果関係に近いものが確定できると思ひますし、非特異的な関係といわれております硫酸酸化物、あるいは粉じんのようなものにつきましましては、これと慢性気管支炎等との関係は、やはり私が大気汚染によって慢性気管支炎になったのか、本来私自身の素質、素因によつてそういうことになったのか、この辺が判然としないう。しかし、大きく統計的に見ますと、高いところは重症率も高いといふことでございまして、双方の要素を組み合わせまして地域を指定し、疾病を指定して現実の行政を行なっている、これが現在の姿でございます。

○中谷委員 そろそろ時間ですので、私の質問も大体終わりたいと思ひますが、先ほど長官に私お尋ねしたのです。資料の七ですね。一番最後の法律をずっと書き出してまいりましたが、縦の関係で無過失責任をどこにやっていたらいいかという考え方、これはもう私はどこに資料の中に、特に無過失損害賠償責任に関する三党提案の法律案も資料としてつけてまいりましたが、もうこの論議は、率直にいうと非常に平行線のようです。これは、このいろいろな法律について、この各省間の検討というのはいつ始められるのか。それで私は、結局この法律について検討してみようということがありますと思ひます。この

法律について検討してみよう、検討の結果、この法律については無過失責任を入れるべきかどうかという判断があつて、入れられるかどうかというふうな一つのまた判断があつて、入れられるとすればどういう立法形式になるかといふことですが、どの法律をまず検討の対象にあげるかといふことは、率直にいうと無過失責任の問題はわれわれは三年間論議してきたわけですから、しかも縦の問題については努力している、こうおっしゃるわけですから、この委員会は九日まで続くようですけれども、いわゆる審議が九日まで続くか十日まで続くか、要するに本臨時国会中に、この法律は検討の対象にするかしないかといふことはお答えいただけないのでしょうか。私はお答えいただきたいと思ひます。縦、縦といふことが非常に重要だと思ひます。縦のものを検討の対象にする法律といふものをきめるのは、一体いつになるのかどうか。それに無過失責任を導入するかどうかは別として、これとこれはひとつ検討してみようといふことが入るの、一体いつの時期なのか、これをひとつお答えいただきたい。

○山中国務大臣 経過としては今日までもやはり検討はしたのです。ところがやはり法務省のほうで民事の特別法として定めてほしいという希望が、法務省のほうにたいしては、希望が、それがなかなか困難らしい。ならばあらためて法務省の希望も、各種規制法の中でまず取り上げられるようなものから始められたらどうですかという大臣のお話もありましたので、私のほうもそれじゃ作業してみようというところでございませぬから、時間的にどうかと言われまして、今国会でそれをどれとどれといふことをやるのにはたいへんむずかしい。そうすると時間的にはどうがという、次にすぐ予算編成作業をやりますので、私も公害ばかりやっておるわけじゃありません。予算もやらなければならぬから、予算が詰まればならぬから、その過程には、並行して今国会で行なわれた議論を受けて、次の国会にでも

出せるものありとすればそれはどれか、それはどのような理論でもって、どこまでの範囲をどのようにしてとらえるか。法理論的には間違いがないかどうか等の確認をしつつ並行していききたい、作業としては並行していききたいと思ひます。

○中谷委員 もう一度私お尋ねしますけれども、同じ質問をするのとはにかく私はあまり好まないのですけれども、立証責任の転換についての法律をとにかく当面努力したいとおっしゃいましたね。それは結局民事訴訟法の特例法として、単独立法としてお出しになるような法形式になるわけだと私は当然理解をいたしますけれども、それもお答えいたしたいのが一点と、いま一つ、どうしても長官御自身もそういうお気持ちがあると思うし、私も無過失損害賠償責任に関する法律案というものは、どうしても横のものをつくりたい。これはやっていると執念のほどを見て、私はこの問題についてはねばりたいと思うのですが、最低では無過失責任の法案について当面立証責任をやると同時に、将来の展望として無過失責任を考へ、いま一つは受忍限度を逸脱したという、いわゆる審議会答申をもとにした横断的な法律、この作業はぜひまず努力をしてみなければ、これは無過失責任に近いけれども、無過失責任じゃない。無過失責任のなんですから、こういうことについては、ひとつ大臣としての御答弁を私はいただきたいと思うのです。やはり横のやつを、縦ができてから横というのではなしに、これも私は並行してやっていただきたい、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○山中国務大臣 まず第一点の、民法の特例法としての、(中谷委員)民訴じゃないですか、立証責任は「と呼ぶ」損害賠償に関するですね。という意味の特例法をつくっていただきたいという、やはり担当大臣としての私の法務省に対する要望は、依然として続けていきたいと思ひますし、その作業もするにやぶさかでない、検討はしますと法務大臣も言っておられます。

さらに第一点に関して、各種規制法の中でそういう検討をしていく手段と、いま一つは、物質をとらえて各種規制法を横断をして、これに関するものは各種規制法においても全部無過失責任あるいは立証責任の転換を負わされるという形式のとり方と、これはいずれも——私は、どっちがいい悪いの問題ではなくて、全部検討の対象として、最終的に両方を並立したものとして法律をつくるか、あるいはそれぞれの規制法の中で果たし得るので、それで満足させられるということになるのか、これはいずれも捨てがたい議論でありますから、これから検討を全部していききたい。御提案の項目を全部検討したいと思ひます。

○中谷委員 法務省に、特に私は提言をしておきたいと思ひます。

もちろん、私は無過失責任というふうなものについて、各国の法制を調べたわけではありませんが、けれども、たまたま昭和三十年十一月の法律時報二十七卷十一号、「各国における無過失責任への傾向」という座談会の一節を引いておきたいと思ひます。我妻先生の発言でありますけれども、「日本の民法の理論だつて、七〇九条を大原則とし、例外的なものが七二条以下にあるといわなければならぬ」とは限らない。日本の場合でも、無能力者の監督の責任、使用主の責任、土地の工作物等の占有者及び所有者の責任、動物占有者の責任、とまずかぞえ上げ、その後、その他の責任として七〇九条を持つておくこともできないではない。」というふうな言っておるわけであります。そういうふうなことが通説でないことは、私は認めますし、先生御自身もそれを通説だと言っておられるわけではありませぬけれども、私は、やはりこの無過失責任の問題について、民法の近代法の原則だ、個人の自由を守るのだということを通じて、かえって大きな企業と、そうして弱い市民というもののの中における、非常な問題を暴露していると思ひます。こういうふうな問題については、もう多くの人が申しましたが、私も最後にそのことだけはどうしても申し上げたい。

きょうの質問は、あちへ行ったり、こちへ行ったりになりましたけれども、その点を申し上げ上げて、私のきょうの質問は終わりたいと思ひます。

○加藤委員長 次は、井野正揮君。

○井野委員 過般の合同審査会で、わが党の内藤議員から御質問をいたしました。そして何か三十分の中では、どうも消化不十分であつた運輸問題に限って私はお尋ねをしたい、こう考えているわけでありました。

まず第一に、過般の本案議で、総理は、自動車公害の場合は、私自身が、被害者でもあり、加害者でもあるという、また新語、名言をつくられたわけでありましたが、そこで、この大気汚染の法律の第十三条に、排気ガスを出す、あるいはそういういろいろな物質を出す施設の責任の問題がうたわれておるわけでありましたが、自動車の場合は、その生産過程にそういうガスが出るのではなくして、製品である自動車それ自体の構造、あるいは自動車の使用燃料、あるいは運行のしかた、この三種によつて、公害が起こるわけでございます。原因はもうよくわかつておるわけでありまして、ただし、いつ、どの時点でそれがどうして出たのかということが非常に問題になり、それが集積をされて、公害を起こすわけでありまして、この問題については、やはりその淵源にさかのぼつてこれを規制していかないと、みずからの生産のために人命がそこなわれる、生活環境を悪くする、こういう問題があるわけでございます。その根本に於ける規制が非常に必要だ、こういうふうなことを考へるわけでありまして。

そこで第一番に、これは事務的にお尋ねしてみると、運輸省に聞けば、それは通産省だと言うし、通産省に聞けば、それはどうも運輸省のほうだ。ちょうど道路の問題とか道交法の問題とかいうのは、三つないし四つぐらゐの省にまたがっておつて、お互いにキャッチボールをやつて、責任はおれのところだとは言わない、こういうところたいへん問題があるかと思ひます。

は山中大臣が内藤議員にお答えになつたように、例の排気ガスの規制の問題について、再燃焼の装置については、一台について四万円ぐらゐかければ、これは国際的に見てもそういう弊害を起こさないものができるのだ、こうお答えになつておりますから、これはもう議論の余地のないところであります。橋本次官は、いまちょっと行かれましたので、基準の問題はあとに残すことにいたしました。この有害ガスの中に四つの名称をあげられておりますことも、今日もう常識になつておるわけでありまして。したがって、一つにはガスの再燃焼の問題、あるいは触媒の問題、騒音については消音器の問題、これらが取りつけられれば、今日の常識技術の中ではこれは防ぐことができる、こういうことになるわけでございます。これを検査段階で規制するとか指導するという形では徹底をいたしませんので、当然人間の命を優先するという考え方に立つならば、製造過程の中においてこれを規制し、義務づけることが正しいと思ひますが、ありますが、この点通産省ではできるのか、できないのか。また運輸省は、あくまでも指導の問題だということを言い張つておるようでありまして、私は、製造過程の中で、販売のときにすでにこういうものでなくちゃ売っちゃならない、こういうことになつておるべきだと思ひます。が、総務長官のほうでは、どういふふうに通産省に要求されるつもりか。それとも、運輸省の指導の範囲の中で、それは万全を期することができるとお考へになつておられるか。これはひとつ、大臣及び両省のお考へを承りたい、こう思ひるのであります。

○山中国務大臣 私はいまから要請するつもりじゃなくて、すでに幸か不幸か、私、公害担当大臣というのと交通対策のほうの責任者でもあります。そこで、たまたま交通対策の末端——末端と申しますか、接点で、排気ガスにおいて、公害と交通のいゝゆるいままでの常識の人命を守るという意味とが接点を生じてきたということで、その意味では、両方の立場から、両省のそれぞれ大臣

いいじゃないか、こういうことに、御質問と答弁と食い違つたようであります。

そこで、総務長官、いますでにもう一万三千人の死者が交通災害で出たわけですね。昨年よりも一〇%くらいふえてきておるわけですね。交通災害の一番大きな原因は、スピードの出過ぎにあっておるわけですね。鉛を添加するという大きな要素は、媒介を通じて出力、スピードを出す、こういうことになっており、大気汚染の場合の取り締まり対象車種は、普通自動車と小型自動車とこういうことに法律ではなっておるわけですね。ところが、実際には、何も鉛だけじゃございませぬから、われわれの常識で、街頭で一番ばい煙とかそういう各種ガスを出さるうと思われのは、むしろ特殊大型車なんですね。ところが、これは今度の改正でも法令の中に入ってきていない。ずっと以前に出された大気汚染の法律には、普通自動車とそれから小型自動車しか入っていない。この鉛の問題については、いま言ったようにスピードと非常に関係があるのにもかかわらず、私の知っておる範囲では、出力の問題とこういうハイオクタンにしなければならぬという原因とは、非常に矛盾してきておる。都市の中では六十キロ出せるところなんがありやしない。高速道路だって都市の中では実際は五十キロぐらいしか出されない。そうしてこの公害が起こつておるのは都市の中だ。半面、八十キロ出せるような道路は、有料道路五つしかないのです。全線八十キロ以上走らせられるような道路は、ここ起こつておる災害の原因別、被害を受けた被害者別調査は、長官、よく御承知だと思ふのです。また、関係でなつた人もなければ、次官でなつた人もなければ、大会社の社長ではなとに身辺忙しいような人が災害を受けた例はないです。ほとんどは、好奇心にあふられて、スピードで快感を味わうレジャー族なんです。社会的に見て、産業的に見て、一体そんなスピードが必要なのかどうかという問題にも触れてくるのですが、こういう形の中でも、一定の段階的に経過措置をとつていかなければ、鉛を除くことはできないという答弁は、なかなか納得できないのです。この根拠をひとつ示してください。

○山中国務大臣 私、交通対策の問題から、一番弱い歩行者の死傷というものを半減させたい、いわゆる車が凶器であるという感じからいって、その意味からの対策というものに専念して、各種施策も、あるいは建設、警察、運輸等の五カ年計画等もお願いしてまいつたわけでございますけれども、ここ一兩年非常に顕著な傾向になってきたのは、アメリカ型の走る棺おけ的な、車対車、車自身のみによる死傷者が異常にふえる。したがって、対前年比で死傷者の減というのには非常に困難であるし、これはふえ続けるのではないかと。やはり理由の一つは御指摘のとおりだと思ふ。私は、じょうだんを言つておるのではありませんで、ちょっと私の言つておる話を聞いてもらいたいのですが、たとえば輸出車と国内車と分けるのは、またたいへんだらうと思ふのです。エンジンやその他の性能を、だから、国内車だけアクセルを一定以上踏み込めないように、何か輪をかせませるようなことを必置性にしたらどうだという話をしましたら、かりにそれが八十以上は幾ら踏んでも出ないというような車をつくらう場合に、追い越しその他の場合等において、一ぱい走つても全部同じスピードでしか走らないということになると、非常に危険な状態等が起こるという話等もありまして、これは私のちょっとつまらない思ひつきだったのかも知れませんが、考へてはみたのです。しかしながら、外国では、今度は逆に相当なスピードで走る性能を要求されていると思ふ。そうすると、輸出用の車と、主としてエンジンですが、国内消費用の車と別につくるだけ、日本の自動車産業というものがそれだけの能力を持つていていけるのかどうか、国際的な競争力というものがよく知つておると思うのですが、私もそこまではちよつとわからないのですが、おっしゃることは私自身にもわかつておりますし、いままでいろいろと議論はしております。

○井野委員 通産省のはう、いろいろお尋ねをしますと、鉛を添加しないと出力の基準に欠けるから、エンジン構造その他が整うまでは一定期間が必要なんだ、こういう御説明があるわけですが、一体鉛を添加してそういう力を持たせなければならぬという根拠は、普通自動車、小型車、こういういわゆるガソリンをもつて走らせる車について、どういふ条件の中でそれが必要なのか、ひとつ御説明願ひたいと思ふ。○赤澤政府委員 いまのスピードと鉛の関係でございますが、確かに鉛が入つたほうの、いわゆるハイオクタンと称するガソリンを使いますと、いまのエンジン構造の上からいって、エンジンそのものが非常に快適に操作するということになりまして、鉛そのものとスピードというものと、物理的にいいますと直接的な関係はないと思ふ。ただ、いまのエンジン構造から見ると、鉛が入つたハイオクタンをのを使つたほうがいい構造になつておる、そういうことだと思ふ。われわれといたしましては、御承知かと思ふますが、四十九年四月から、全く鉛のないガソリンを使つても所定の安全等に合致をいたしますような、スピードも出せ、かつ、エンジン構造としても耐久性のあるエンジンをつくるべく、いま技術開発を進めておるというのが現状でございます。○井野委員 どうも鉛を加えるという根拠が薄弱なんですよ。だから、鉛のないガソリンで走つたらどういふ欠陥があるのかこれをひとつ……。たとえば、こういうハイオクのこういう自動車では、ハイオクタンでない場合はこれくらいの距離しか走らないし、ガソリンはこれだけの量よいかかるし、あるいはこういうふうなエンジンを起こして不愉快なんだとかどうなんだという説明を、ひとつしつらうとにわかるように説明してください。○赤澤政府委員 詳細な技術的なことは運輸省の担当者からお答えをいただきますが、私が承知いたしておりますところでは、鉛抜きで、いまのままのエンジンを使つたといつたしますと、ある種のエンジンにつきましては、バルブ・シート・リ

セッションと申しますか、構造の一部についてふやあいが起こるというふうに承知しております。ただ、これも程度問題であらうかと私は思つております。したがって、将来、鉛抜きのガソリンでも十分作動し得る完全なエンジンをつくるには、やはり数カ年この構造改善につきまして、研究開発が必要なものと思ひたいしております。○井野委員 それは重大な答弁だと私は思ふのです。現に、鉛によって多くの人体に害がある、排気ガスによって問題が起こつておる。ところが、あなたの答弁を逆にひっくり返すと、そのメーカーの生産機能なり利益を保障するために、有害であるものの鉛添加を依然として認めるということに置きかえられますよ。そういうことなんです。○赤澤政府委員 私の御答弁が若干不足でございますが、私が申し上げましたのは、鉛がなくてももちろん作動はいたします。ただ、エンジンそのものの耐久性と申しますか、あるいはそのものの破損する寿命、こういったものの関係で、現在のところは、一部の自動車については鉛なしで動かす場合には、そういった故障が将来起こり得るという可能性がある、そういうことを申し上げたわけでありまして、したがって、鉛がなければ全くエンジンは動かない、そういったエンジンばかりつくるおるかということであれば、そうではないということでございます。○井野委員 耐久性の問題は、走行キロで何万キロか、あるいは年数で何年というのか、これは私はわかりませんが、摩滅して起こる場合と、腐食によって起こる場合と、いろいろ耐久性を失う要因があるわけですから、したがって、鉛の効用というもののについては、今日まで、爆発点における出力をふやすのだというふうに説明されてきておつたのが、私はこの議会の論議だと思ふのです。それ以上またむずかしいもつと微妙な関係については、私、知りませぬし、専門家がありませんから議論しようとは思ひませぬが、そういう面、一部の自動車については、この鉛を添加し

たガソリンでない円滑な作動をしない、あるいは耐久性、耐用年数が減ってくるとか走行キロが減ってくるとか故障、円滑な作動を障害する原因があるから、この鉛をいまま急になくするわけにはいかないのだ、こういう御説明だと思ふのです。これは私、間違つてますか。もしそうだとすると、私はこれはたいへんな考え違いがある。このハイオクタンガソリンを使った場合には、特に低速で走って密集したときに、この排気ガスは集積されて、人体に重要な被害があり、これを規制しなければならぬということはおもひ常識になつてきたわけだ。そうすると、あなたのことばをかりますと、一部の企業の利益のために、それらの人たちが現在持つておる自動車なり生産の設備なりを改善するまでは、やはりハイオクタンのガソリンを売ってやらないとこの企業は成り立たないということにはね返つてくるじやありませんか。一部の生産メーカーにおいてはということになりそうです。それが全体なんだから、いままぐハイオクタンをなくすると、自動車そのものが社会需要に合はなくなつてくるのだという説明なら、まだ一歩譲るところはありますけれども、一部の自動車の中で、ハイオクタンでない耐久年数に欠けるところがあつたり、作動を妨げるようなものが出てくるから、にわかになんかやめるわけにはいかないのだという答弁は、これは人間尊重じゃなくてメーカー尊重じゃないですか。

○赤澤政府委員 先ほどの鉛とエンジンとの関係は、先生のおっしゃるとおりだと思います。ただ、私も、メーカーの利益擁護とか、そういうこととばかり言ひません。ただ、いま千六百万台ございます自動車、それについておるエンジン、これはハイオクタンといひますか、鉛添加物の入つたガソリンといふものを一応対象にして設計をされておられます。したがつて、これは鉛がなければ全然動かぬかといへばそうではございせん、先ほど来申し上げておりますように、いろいろ運転操作上におきまして、また耐久性という面においてもふぐあいが起きてくる、こういうことを申し上げておるわけでありまして。したがつて、そういうものが全くなしでも十分安全かつ快適にと申し上げたほうがいいかも知れませんが、そういうふうな作動し得るエンジンといふものをつくるには、なお若干の技術開発の日時が必要でございす。でありますから、メーカーの問題と申しますよりも、いまございます千六百万台の日本じゅうの自動車の問題、こういうふうな御理解をいたしたいと思ひます。

○井野委員 局長、私も自動車に毎日乗つて歩いておるのですから、快適な操作とかふぐあいかといふものはよくわかるわけですよ。いきなりエンジンがかからないとか、こつんこつんノックするとか——しかしハイオクタンを使わない自動車に乗つて、サニーに乗ろうとあるいは今日いろいろ出てる国産の自動車に乗つて、ハイオクタンを使わないで問題があるとは常識的には私も考えられない。十五万キロ走れるものが十三万キロでだめになるのかどうかは知らないけれども、それがガソリンの原因だといふふうに証拠づけられる実験はまだ出ていないですよ。やつていないでしょう。ハイオクタンが問題になつてから、官庁は全部やめさせたでしよう。あなたの答弁など三百代言ですよ。それでは、具体的にハイオクタンを入れないときに、どのメーカーのどのエンジンについてどういふ結果になるのだということを実証できますか。ハイオクタンを使えばこういう重大な公害の原因になるということは、もう今日社会常識ですよ。片一方は明確であり片一方は明確でないのじゃありませんか。四十八年までにどうしますとか五十年までにどうしますとかいふのは、むしろ今日の石油メーカーのはうです。ガソリンを売るほうの立場に立つてあなた言つておるのじゃないですか。この点国民は非常に疑惑を持っています。私も帰つてから幾つも電話が来るのです。そんなことはない、通産省の答へはおかしい、鉛添加した自動車を使わなくなつてそんなものは関係ないのだ、ああいうことになんかされるなという電話がかかつてくるのです。この点、

どういふエンジンがどういふふうなふぐあいが起きるのか。ふぐあいというのはなかなかこれはむづかしいです。ふぐあいの程度について説明してください。

○隅田説明員 自動車局の整備部長からお答えさせていただきます。

ただいま先生御質問の、ハイオクタンガソリンを使わない場合にどういふふぐあいを生ずるかというところでございす。具体的な型式の名前までちよつと申し上げにくいのでございすが、現在調べましたところでもつて、国産車のエンジン型式の中で、約一四％のエンジンは一応ハイオクタンガソリンを対象として設計がされております。こういうエンジンを、いきなりハイオクタンでないレギュラーガソリンでもし使つたいたしますと、点火時期の調整それから点火装置の改良、それから非常にひどい場合には圧縮比の改良まで必要になる場合もございすが、とにかく一応調整しないし軽微な点火装置関係の改良が必要でございす。それをやりますれば一応使用可能になるかと存じます。

○井野委員 わかりました。点火装置と点火時期、俗に言う初めかかるかからぬかの問題です。これはそうたいした問題ではないですね。むしろ足腰のほうの問題だと思ふ。足腰は一体何に必要なのか。四人乗りの自動車に六人乗せれば、これは定員オーバーで警察に引っぱられるわけですね。スピードしかない。この足腰の問題で、八十キロ以上のスピードに耐えることが条件になつておるのじゃないですか。

○隅田説明員 圧縮比の問題はそういう問題よりも、一応高圧縮比でもつてハイオクタンを予想して設計いたしました車は、レギュラーのガソリンを使ひましたと異常燃焼を起こしまして、車の運転自体に支障を来したとくる、こういうことでございす。

○井野委員 異常燃焼というのと、それは爆発点における回転の問題でしょう。足腰というのはスプリングとかタイヤ、車両の問題じゃないですか。

〔足腰じゃなく、ブレッシャーだ〕と呼ぶ者あり。ああ、圧縮比、ブレッシャー、これは失礼いたしました。日本語でやつておると思うんだから、これは失礼いたしました。そうですか、いやわかりました。これはどうもナンセンスですね。ブレッシャーの問題だとすれば、一四％がこれに該当して、すでに市販されて使われておることになるわけですね。この一四％の自動車は大体二年間くらいでだめになるから、それまで待つという意味ですか。それともこういうハイオクタンに適応する自動車はもう生産をさせない、こういう形でハイオクタンのガソリンも売らないようにするの。ハイオクタンがいけないということになつて、これを規制しようとするれば、当然それに対応するエンジンの生産をやめさせなければならぬ、あるいはまたガソリンメーカー、石油メーカーに対しても、こういうものはもうだめなんです、需要がなくなるんですよという警告をしていかなければならぬ。この点はどうなんですか、通産省でないとならぬということにならないですか。

○隅田説明員 私たち新型の車を審査いたしますときには、ハイオクタンガソリンをできるだけ使わないエンジンをつくるようにという方向で、現在メーカーの指導をやつております。

○井野委員 通産省のほうにお尋ねします。お話によりまして、運輸省のほうから要望のあつたのは四十八年ないし五十年、ただいま四十五年ですから、あと三年ないし五年ということになるわけですね。これを目標にしてハイオクタンのガソリンを使ひさなくする、エンジン構造も変えていくということである。しかしながら、実際には、ハイオクタンでなくちゃ困る車は一四％しかないですね。これは年次の計算してみると、ただいまの運輸省の説明とは、量的に時間的に少しズレがあるのじゃないか。たつた一四％の現在出てる車、ただいまからもう生産をさせないという方向をとるとするならば、将来売られな

が、それらにつきましては、今後十分に検討して、公害対策の上において遺憾ならしめるようにいたしたい、かように考えております。

○井野委員 飛行場の建設はなかなか金がかかりまして、思うように進みませんし、しかし需要は非常に高くなつてきており、この特定飛行場の騒音防止法をつくつたのも四十二年、三年前であります。したがって、この当時の羽田、大阪の航空回数から考えてみますと、いまはもう二倍以上になつておるわけであり、今日の一種、二種の地方空港の中でも、ほぼこの制定当時に近いものが生まれてきておることは御承知のとおりであります。したがって、現にもうそういう状況に達してきて、苦情が出る前に公害の先取りとしてやろう、やらなければならぬ空港は私はあると思うのですが、運輸省では、こういう点についてはおそれく検討をされておると思いますが、されておるとすれば——されておらなければならぬと思ひますが、どの程度の空港をお考えになつておられますか。

○橋本国務大臣 東京及び大阪が特定飛行場として指定されました当時は、東京の場合、一日百六十三回、大阪の場合、七十五回という数字であります。現在まだそれ以外の地方空港でこれに匹敵するような数字を出しておるものはありません。参考に申し上げます、鹿児島において二十八回、宮崎において二十四回ジェット機が飛んでおるわけであり、もちろんしかし、こういう公害問題がやかましいおりからでありますから、大阪、東京を指定した回数までいかなければ指定しない、こういうわけでもありません。これは周囲の状況及びエンジンの改良等を考慮して、かつまた住民の環境保全という点を考えて、今後とも前向きに善処してまいりたい、かように考えております。

○井野委員 ところが、いまおあげになつた飛行場のほかに基地空港で、これは安保条約の關係もあつて、運輸大臣の規制するところではないかと思ひますが、かなり苦惱しておる周辺住民があ

るわけでありますが、これらの騒音防止についての対策はいかように考えておられますか。

○内村政府委員 お答え申し上げます。

ただいまの点でございますが、先生御指摘のとおり、たとえば板付でございますとかあるいは千歳でございますとか、基地ないし自衛隊の使用している飛行場がございます。こういうところにつきましては、防衛施設庁におきましてほぼ同様な基準でもつてやっておりますのが現状でございます。

○井野委員 大臣は、大臣のほうからいまおあげになつた空港等の視察の場合に、反面においては騒音を防止してほしい、反面においては今度は別な人たちが二十四時間の運航を認めてほしいという陳情を受けられると思うのです。私はわずか一年間の経験であります、この中で、これらはそこへ置いておいて、国際的なダイヤの關係で、なぜか日本へ到着するのは真夜中で、しかもものすごい音の大型機が入つてきて、かなり試験飛行のときから問題になつておるわけであり、今後国際的な交流が交易その他の上においてますます高まってくる中で、飛行場の施設そのものはなかなか進んでいかぬ。こういう關係で、夜の乗り入れについて、需要と被害との關係をどういふに調整していくか、承つておきたいと思ひます。

○橋本国務大臣 御承知のように、夜の到着時間の制限をいたしております。ただおしかりを受けられているのは、せんだつてのジャンボジェット機が非常におそくなつて、たいへん迷惑をかけた。これに対しては運輸省からきびしく制限をいたしまして、今後そのようなことがあるなれば夜中は飛ばさない、翌日に回せという強い指示をいたしまして、その後においてはまあまあそういうようなこともほとんど解消をした、こういう事実になつておりますので、今後そのようなことがありますれば、これはもう嚴重に取り締まつて、その日は出発させない、翌日出発させるという措置を講じていく、こういう方針でおります。

○井野委員 これはきわめて小さな車の問題であります、いわゆるバイクですね。オートバイです。実は自動車の騒音はかなり常識化して、警笛を鳴らさないとか、エンジンをあまりふかさないとかというふうな、ドライバの質が向上しましたから、よほど大量のところ、道路構造なんかのぐあいの悪いところ以外は慎まれているように思ひます。しかし、人もなげに雷のような音を立てて自動車の間を縫つて走る、そしてまた、自分自身が命を賭しておるバイクの、あの消音器を取りはずして走つておる——これは構造上の問題ではないと思ひますが、この対策についてよいお考えがあればお聞かせを願ひたいと思ひます。

○橋本国務大臣 私の答弁の不足のところは事務局から答弁させますが、実は私もこの問題は周知からいふ陳情を受けております。何であんな大きな音を立てるのだ、そうして人もなげに走つていく、こういうことで、これは何とかならぬかという強い要望がことに御婦人の方が多いのであります。ごもっともであります。これに対しては、もちろん騒音規制等を行なつておるのですが、若い者は、あの音がするところがいいのです、ね、かっこいいのです。それでも、はずしてしまつても例もあります、もちろんそれにいたしましても、瞬間にある程度の速力を出すために、相當に爆発音も大きい。これについては今後とも規制を強めていきたいと考えております。その他は道交法の問題で、交通安全の問題からこれを考えていかなければならぬ、かように考えております。

○井野委員 このオートバイの問題は、私はいわゆるレジャー用に販売してはならない、人に貸してもならないというようにしない限り、いろいろ考えてみましたけれども、騒音の防止の方法もなし、交通安全の方法もないという気がしてなりません。しかし実際に社会に有用なかというところ、きわめて零細な企業者や、あるいは行政上の公務員などがこれを活用して、非常に効果をあげておるようであり、寒い国ではまた病気の

原因にもなりますので、できる限りこのオートバイというものは、あまり活用しないほうがいいのではないかと気がしております。実は、車に乗つて歩くたびに、必ず一日に二件や三件はあのカメラ族が、車の間をあたたかも——何にたとえたらいいかわかりませんが、ひらひらと切つて歩く音ですね。あの子供の親御の気持ちになつてみても、社会人として、先輩としてみても、あるいは政治家として考えてみても、行政官として考えてみてもたいへん問題だと思ひます。私はこのオートバイの製造というものを相当禁止をして、特殊の産業以外、特殊の用途以外には使わないという方向に行かない限り、このオートバイの弊害をなくすることはできないと思ひます。

ところが、これを助長しておるものは何かというところ、オートバイ競走と、かっこうのいいものを宣伝をし、これをこの産業の振興のために必要だとして、振興会等をつくつておられるし、大臣はまさかその振興会の顧問になつておられるかどうかは知りませんが、かなり政治家の中にもこのことについて責任のある人たちがいるのじゃないか、こういう気がいたします。私はオートバイの製造をきわめて縮小する、これしかないと思ひますが、大臣の見解を最後に承つておきたいと思ひます。

○橋本国務大臣 青少年の問題の点から、いろいろ考えられる点は多々あると思ひます。お話のような御意見もりっぱな御意見であると存じます。これらを踏まえまして十分に検討してまいりたい、かように考えております。

○井野委員 大臣、その青少年の問題はよろしいのですが、この種のバイクに乗つて快感を味わい、かっこうのいいことを人に見せびらかすような気持ちで青少年に植へつけるオートバイ競技会ですね、あるいはこういうことが自動車の振興になるとする催し等について、政府要人あるいは有力政治家等が支援することは、いかがにお考えになりますか。

○橋本國務大臣 その製造その他は私のほうではありません、通産省のことです。ありますから、ちよつとその点はわかりませんけれども、いわゆる振興会といいますが、政治家がそういうものの顧問とか顧問になることは好ましくないのじゃないかというお話であります。どういふ人がなつておるかも承知いたしませんけれども、製造上の問題等につきましては通産省のほうにおいてお考えであらうと思います。

ただ私が先ほど青少年云々と言つたのは、青少年にかつこいようなものを与えようという意味じゃありません。全体的に青少年の問題というものを考えていく上においてもこの問題は重要であらう。安全とかあるいはそういうような意味で、私は前向きの意味で申し上げた点を御了承願います。

○井野委員 大臣、私もその点は賛成なんです。賛成なんです。そういうものを助長するような風潮が、行政や政治に重要な関係のある部門の中にあることは事実なんです。きょうは名前を申し上げませんが、あります。通産省もこれを奨励しているのじゃないかと思うのですが、売ればいい、ある産業が振興すればいいということ、反社会性が高まるというふうな点については、通産省どう考えますか。

○小宮山政府委員 確かにカミナリ族の問題は困つた問題でございます。しかしこれは消音装置をつける義務になつておりますので、今後とも大いにその面を取り締まつていただく。ただいままで零細企業その他がいろいろものを相当利用しておりますので、企業その他が成長したから、これで音が出るから、さあやめなさいというわけにはいかないのじゃないかというふうなことで、今後その騒音の問題についてメーカーとの話し合い、指導をするべきであらうと私は考えております。

○加藤委員長 井野正揮君に申し上げます。あなたに与えられた時間が過ぎました。結論を急いでください。

○井野委員 じゃ結論的に申し上げます。

確かに戦後の日本の経済復興の過程の中で、ある時期においてオートバイというものがいろいろな産業や行政、社会的に必要であつた時期はございました。その時代に多く生産をされて、それに依拠しているメーカーのあることも十分承知しております。しかし今日ではむしろ四輪のほうがずっと進みまして、至るところで四輪になり、オートバイはむしろレジャーの方向に変わつてきているという姿の中で、生産を抑制し、この種社会的な弊害をなくする方向に努力すべきではないか。いままお依然としてこれの振興のためにあるいは特定の会をつくり、あるいは有力政治家が参加をし、ギャンブルまでやつてこれを振興するような風潮は改めるべきだということを要望して、私の質問を終わります。

○加藤委員長 次は米原君。

○米原委員 私は、いわゆる費用負担法並びにそれに関連して公害対策基本法について、主として山中総務長官に質問したいと思つてます。

昨日の連合審査会におきましてわが党の寺前厳君が、公害問題解決のためには公害を引き起こしている加害者を明確にする必要があるという観点に立ちまして、総理に質問しました。しかし総理はこの回答を避けて、ほかの政府委員にこれをやらせたのであります。最後に、感情的にならないうでもつと冷静に合理的に今後の対策を立てるべきだといふようなことを申しました。しかしこの問題は、実は今度の国会において公害問題を解決していく上にも、単に感情問題じゃないのです。冷静に公害発生源の責任を明らかにするといふことがなければ、結局公害対策が成り立たなくなつていくのであります。そういう点でたとえ私がちがうのは、産業公害の発生源としての企業の責任、こういうことが公害基本法でも原則的に明確にされなければいけない、こう考えるのです。責任と申しますのは、公害を発生させるまた発生させるおそれのあるような企業は公害防除施設をつくる義務があるといふような程度じゃなくて、

先ほども民社党の方からその点指摘されましたが、つくるのが義務なんだ。あの富士市におけるヘド問題ですね。あの場合に、事業者はそれを防除する設備をつくるのが絶対的な義務なんだ、この考え方をしっかりさせる必要があると思ふ。また、その義務を怠つた結果公害が発生して、そうして一般住民に迷惑をかけた。ある場合には死者や病人まで出しておるわけでありまして、そういうものに對してはその費用は全面的に負担しなければならぬ、こういう原則です。そしてまた公害防止施設をつくるにあつては、その公害を引き起こす事業者が全額原則として負担するんだ、こういう原則です。また、そういうことを怠つて死者や病人を出す一つの刑事的な犯罪にも問われる問題が公害罪として今度出ているわけですが、その公害罪の原則ですね。そういうものは刑事的な犯罪としても責任をとらなければならぬんだ。私は、こういう義務づけを公害基本法に明確にすべきだと思ふのです。

なるほど公害基本法にも事業者の義務というところはうたわれております。同時に、国の義務、地方公共団体の義務、これは三つ並べて書かれてあるわけですね。ところがその先を読んでも見ると、事業者の場合は確かに公害を引き起こす側のそういう義務の形でちゃんと書いてあります。同時に、国の場合の義務というのは、その公害を防止して住民を保護する、そういうものの義務ですね。地方公共団体も同様です。そうすると、同じ義務といつても義務の意味は違つてくるわけですね。これが第一条では並列的に並べて書かれてある。そういう点でも、この義務そのものの意味がばやけてくるんだ。なるほど三条、四条、五条でそれぞれ義務が別々のものだといふことは書かれておられますがね。特に発生源の問題ですね。この責任といふものをちゃんと明確な形にしなければいけないじゃないか。義務といふことは、私、法律の専門家でないのでもよくわかりませんが、これを読んでみても、いわゆるこれを怠つてはならないという義務ですね。そういうものとは若干違

う何か心がまえ、努力目標のような印象を与えてるんだ。これに違反したら当然それに報復する、罰が加えられる、そういう費用も全額出さなくてはならぬ、こういう原則が非常に不明確になつてゐるんだ。この点をもつとはっきり書くべきじゃないか。

これはこの費用負担法の場合にも関係してくるのです。もちろんここに書かれてゐるのは、企業の中につける防除設備というふうなものじゃないですね。これを国や地方公共団体がやるという形になつていて、その費用を事業者が全部あるいは一部負担する、こういう形になつております。しかしこの場合に、本来は公害を引き起こした企業が責任をもつて原則としては全額負担するんだ。もちろんその場合にもいろいろの事態がありますから必ずしもその一つの企業だけの責任とはいへない問題、連合して起こしている問題、それで当然企業の責任は分担されなければならぬわけですね。それにそのほかの複合作用もあるわけですから、それを減額していく場合はもちろん起り得る。しかし原則としては公害を引き起こしている原因者のところが全部の責任を負う、この原則ですね。これははっきりさせないでこの費用負担でいいますと、ある場合には非常にまずい結果になる。結局、公害を引き起こしているその企業者のほうに費用を全額出すのではなくて、それを国や地方自治体がしりぬぐいしてしまふ。国や地方自治体がしりぬぐいする結果になるというところは、結局国民がその税金でまかなう、被害者のほうの国民のほうに費用を出すという結果になります。やはりそういうことを許さないものにしないといへない、そういう点を考えるわけですね。

私はその意味では基本法そのものにこの点をもつと明確にしなければいけないのじゃないか。基本法の第一条その他のところで書かれてゐる程度では、これは不明確じゃないか、はつきりした義務づけになつていないといふことなんです。そして二十二条のところは今度の法案に関係があるわ

けですが、原則としては基本法の中の何らかのところにこれを入れる。これに入れられなければ今度出された費用負担法の中にまず第一にこれを入れる。そういうふうにしなないとこれは結局費用負担のしりぬぐい法になる、こういう危険があると思うのです。この点について総務長官の見解を伺いたいと思います。

○山中国務大臣 これはもう基本法も、企業費用負担法も、いずれも企業者の負担が原則であるということは大前提であります。したがって第三条でも事業者の責務として防止する設備、防止する措置を講ずるといことがまず原則でございますから、少なくとも公害を排出しないような防止施設を講ずることは全額その企業が負担するんだということはつきりと法律の文言にもそれは出てくるわけであります。さらに費用負担法の場合においても、原則はこのような加害者がはつきりしている場合においての負担は一〇〇％が原則である。しかしながら、それらの場合において事業を幾つかに分けておられますが、それらの事業においてはたとえば緩衝緑地的なもの等については、起こさない以前の状態をつくっておこうということが目的でありますから、負担率の一番低い、よるべき基準が示されておるわけでありますけれども、原則は要するにあなたの言われたことと私どもが法案として出していることと変わりはなく、そういうふうにご考慮しております。

○米原委員 今度改定される第三条だと「事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。」責務ですね。これははつきりした義務づけと言えるかどうか、これはできなかつた場合、しなかつた場合、怠つた場合には、当然それに違反したものは何らかの処置をとる、これは当然しななければならぬ義務なんだ、こういうふうなこれを解することになりますか。私はこれだけの文章ではそうならない、そういうふうに思います。

○山中国務大臣 その考え方を受けて、事業者がそのことを行なうことを義務づけ、そしてそれに對して各種規制法がきびしく課せられていくわけですから、そしてそれを怠つた場合において、基準に違反した場合は直罰という新しい形式を盛り込んだのは、その思想を貫いたものと考えております。

○米原委員 しかしそれならばもっと明確に費用負担法にも、公害を起したあるいは起すおそれのあるその企業が全部の責任を持つてゐるのだ、だから原則としてはそれが費用の全部を負担しなかつた原則として、この場合は公共事業でずからね。もちろんそれから幾らかマイナスされるいろいろな事態が起こるでしょう。そういう原則をまず入れるということをしなないと非常な底抜けになつてしまふのじゃないか。現実には、いままでは事業いろいろな事業者が公害を起してしまつても、ほとんどこれは国や地方自治体がしりぬぐいしてきたわけですね。全然費用を負担しなかつた。今度の法律は少なくとも費用を負担するという原則を出した点では、私は一歩前進だと思つてゐるのです。しかしここで大切なのは、公害を引き起した企業がその公害に関する限りは全額負担するのが原則です。このことをはつきり入れないと、これはいろいろな意味で悪用されると思う、そういうふうにご考慮を。どうでしょうか。

○山中国務大臣 まず出さないことが第一ですから、出さないことについては基準に合う防止施設を全額自分の費用でつくれというところは、これははつきりしてゐるわけですね。さらに防止事業の費用負担の区分の法律においても、第三条で、その汚染に關係した度合いというものは、これはその企業が負担することが義務づけられておられますし、四条においてもその意思がはつきり出ておりますから、先生の御主張のとおりだと私は思うのです。

○米原委員 それでは具体的な問題でひとつ聞いていきましよう。たとえば田子の浦のヘドロですね。この条文を読みましても、あのヘドロの場合はこの二条の二項二号のところに書いてあることに

当たると思ふのですがね。この場合には十分の十または四分の三とありますが、大体あの田子の浦の場合は一〇〇％事業者のほうに負担するということになるのが常識としても当然だと思ひますが、その点はそうなりませんか。

○山中国務大臣 そのとおりでございます。事実、緊急措置として知事との間に話合ひをいたしました財源の十五億の措置についても、業者がそのための施設をする費用十億も全額業者負担ならば、異例の方式として大蔵省が特認いたしました転貸債として静岡県が起債を起した七億、それが富士市に転貸されて富士市の責任のようでありまして、その返済は全部企業の責任という、特殊な転貸債で処理しております。さらに全体のどこまでをやるかの問題でありますけれども、田子の浦の場合は疑いもなく十分の十負担でございますが、それが大沢くずれ等の特殊な原因といふものによる普通の堆積土壌といふようなもの等がそれまでに含まれて行なわなければならぬ、いわゆる製紙工場のSS—沈でんしたもので、以外のものまでもやるのだということになります。と、若干の減額といふことがそこにかかるかもしれませんが、田子の浦は典型的な十分の十の負担であると考えております。過去もそうしてまいりました。

○米原委員 私はそれが当然だと思ふので、その点はいいと思ふのです。

もう一つ実例で聞きます。神通川の場合ですね。私ことしの五月神通川のある婦中町へ行きまして、イタイイタイ病の患者とも会つた。あの地帯は田畑がすっかりカドミウムで汚染されて、天がええというのですか、掘り返して下のほうの土を上へ持つてくる。それは果がたしかやつてゐるのです。ところが、その結果といふのは、下のほうを掘つてみたらそこまでカドミウムがもう入つてゐるのです。結果は逆に悪くなった。どうもひどいので、その土を調べてもらうために県のはうにやつてゐるのですが、その回答が一年たつてもまだ来ないといつて非常に憤慨してあり

ました。あそこの場合なんか当然よからいい土を持つてきて客土事業をやらなければならぬ。そうすると、ここに書いてある、農用地または農業施設について実施される客土事業のケースに入ると思ふのです。ところがこの場合の費用は四分の三または二分の一ですね。私はこれは非常にはつきりしてゐると思ふのです。あそこの場合をとつてみると、どうしてあそこ土地の汚染が起つたか。神通山から排出されたカドミウムだといふことはもうはつきりした事実だと思ふのです。そうすると、その発生源の神通山が全額負担するのが当然だ。多少ほかの要因がありましてそこから若干引くといふことはあり得るかもしれない。しかしこれは初めから四分の三だといふふうにかかれてゐるのです。多くても四分の三、その次は二分の一ということになるのでしようが、なぜそういうことになるのか。あそこを例をとつてみると、当然全額神通山に負担させるというものにしななければならぬ。わざわざこの法律をつくることによつて全額負担しないで四分の三に下げ、これはおかしいじゃないか。これは企業の責任を明確にしないじゃないかと私は考へるのです。ですからこんなことはいくらい事業は何ぼだといふようなことはやめにして、こんないろいろな例示する必要は逆でない。そして当然の場合には十分の十、または四分の三または二分の一という場合があるといふことだけ書いておけばいいと思ふ。こういう規定をしていくことは間違ひじゃないかと思ふのです。この点どうでしょうか。

○山中国務大臣 二分の一から四分の三とよるべき一応の基準を示したのは非常に長年月におつた蓄積されたものでありまして、ただカドミウム等の議論がなされ始めたのはここ四、五年くらいのことである。そうすると、それ以前の事業者なり居住者なりといふすべての人たちが、周辺の人たちは加害者意識も被害者意識も実はなかつた。したがつて悪意でもって営業活動を行なつて、そして加害者たるべきことを自覚しつやつ

ていたものではなかったという背景は私はあると思うのです。したがって、神通川の場合どうかという議論について議論しますとあやまちをおかすかもしれないが、私たちはよって示す基準をここにのべておきたい。それらの事情を勘案して、二分の一から四分の三としておりますが、その地方の工事施行者というものが都道府県に置かれる審議会の議を経てそして定める場合にはただ基準とすればいいのであって、この場合には明確に十分の十だという結論が出ればそれは当該企業の——まあ裁判その他のことになるかわかりませんが、問題は別にして、十分の十を妨げるものではないということであることだけはわかっていただきたいのであります。

○米原委員 そうだとしますと、そういうことも可能だとするならば、わざわざ四分の三または二分の一としますと、それこそいま言われた会社のほうが裁判を起こすかもしれない。やっかいなことになるのです。むしろそんなものを入れないで十分の十または四分の三または二分の一とこうしておけば、いま言われたような措置をとることができるといって、非常に問題を複雑にしてしまふのじゃないか、そういうふうな考えなのです。

これはあそこ神通川のところだけでなく、ことし問題になった黒部市の日本鋳業の三日市製練所、あの場合でも汚染して田畑が使えなくなつた。この場合にも最終的には一部は工場が買い上げるといっておられますけれども、まだ汚染されている地域はもっとひどいらしいのです。そうすると客土事業とかいろいろなことが問題になる。これなんか古いといいますが、そんな古いことじゃないのです。もう原因ははっきりしている、わかっているわけですね。あの製練所ができる前にはそんな問題は一つもなかったのですから、原因は一つしかない。その場合にやはり十分の十という問題になってくると思うのです。なぜ十分の十という場合を入れるような措置をとられないのか。逆に書いておくと、原則的には基準が十分の十でないのだから、そうするとこれは不当だとい

うようなもんちゃくを起こすのじゃないか、こう考えるのです。どうですか。

○山中国務大臣 七条にも長期にわたって蓄積されたものというのを一応明示しておりますが、大体においてそういうような形態をとっております。このようにして、したがってわれわれとしては、これはよって立つ基準を示したのであって、その地方の特殊な事情に応じてこれをこえてはならぬという天井を示しておるものではないことは法律にほつきりと書いてございますから、それをたてにして訴訟したら勝つたろうということとはちよっと間違ひだと思ひます。

○米原委員 時間もありませんから、もう一つ例をあげて聞きます。

それは一昨日連合審査会で私、時間がなくて十分に質問できなかった例なのですが、東京の江東地区で地盤沈下が非常に起こつて大問題になっている。この場合に、御存じのようにずっと前から東京都は防潮堤をつくつてそれを年々かさ上げするといふようなことで公害を防いでいるわけですね。地盤沈下というのは公害基本法でははっきり公害の一つになっているわけですね。その地盤沈下が地下水のくみ上げから主として起こっていることも周知の事実なんです。これは何とかして地下水のくみ上げをやめさせていかないと根本的な対策にならない。結局いま言いました防潮堤のかさ上げ、これに東京都がずいぶん金を使つて、これに国のほうも相当金を出していると思うのです。こういうことでいままでもやっている。明らかにこれは公害防止事業の一種だといつていいと思うのです。こういう場合に、今度の法律が適用できるかどうか。何かよく読んでみると、どういふ場合というのをわざわざあげておるために、ああいう場合には全然適用できないのじゃないかといふふうに思ふのですが、これはどうですか。

○山中国務大臣 ただいまの問題、工業用水道の問題はまた別の問題で、利用量で処理すべきであらうといふことではあつてあるわけですが、防潮堤等については、これはやはり因果関係の明らか

である企業等について応分の負担をさせるのは、この費用負担法についても明確になっていると私は思ひます。

○米原委員 そうしますと、防潮堤その他の地盤沈下の結果として起こつた事態を救済するためのいろいろな公害防止施設、こういうものはこの法律を適用する。いままでは防潮堤かさ上げのために国のほうだけでも三〇%から四〇%金を出しているわけですね。そういう場合に、防潮堤をつくつておるわけですね。そういう原因でつくつたのは明らかに公害を引き起こした地下水のくみ上げだと思ふ。そうすると、この場合の費用負担は——もちろん、これも地盤沈下の原因はただ水のくみ上げだけが原因かどうかというので、いろいろ検討してみなくてはならないかと思ふ。またはあの地域のくみ上げだけじゃなくて、千葉方面における地下水のくみ上げも影響しているというところを、そうするとあの地域の企業だけに全部を負担させるというわけじゃないです。いろいろ考慮しなくてはならない点はあるが、しかし結局相当の費用を企業が出すということにしようと思ふならぬと思ひます。そういうふうになるわけですか。

○山中国務大臣 お手元の法律案の第二条の第二項第五号がございまして、「第一号から第三号までに掲げる事業に類するものとして政令で定める事業」というのがございまして、これにいまの防潮堤は因果関係の明確な範囲において対象になると考えております。

ついでですが、そのほかに何を考へているのかといふことをちょっと申し上げておきますと、好ましいことではありませんが、現にそういうことも起こりつつあります学校の移転あるいは住宅の移転等も考へております。工場の移転は考へないのかといふことでありまして、工場の移転は現在、昨年改正しました事業用買いかえ資産の特例の中で、事業者が移転する場合においては買いかえ資産の特例が残っておりますから、そちらの

ほうで意思を決定しさえすれば対象になるといふことで、工場の移転といふことは考へておられますが、そういうところまで考へておるわけではございません。

○米原委員 そうしますと、私はこれで一応質問を終わりたいと思ひますが、最初に申しました点ですね。やはり全体としては、いままでも比べれば確かに企業に負担させる、それは義務になつておる。いままではこういう事業をやると企業も金を出している。しかし、寄付という形で出して、義務的なものじゃない。これを義務づけた。そういう意味での企業が一部責任を持たなくならぬ。こういうこととしたという点は公害罪が実際の適用になるという問題があるし不明確なところがあると思いますが、公害は犯罪である、これはそういう面では一歩前進だと思ふのです。しかし繰り返して申しますが、公害を引き起こした原因の企業はまず全面的な責任を負うのが原則であつて、本来はそれが費用を全部出すのだ。ことに工場内の防除施設は全部出さなくちゃならぬ。しかし排出基準に合つていたりやはい公害を起こすわけでもないのであるといふこと、排出されるものが積もつていくといふことも、排出されるから、その範囲では防止事業といふことが必要になります。そういうものもまた負担するといふようなことは、原則を明らかにしませんが、法律全体を讀んでみてもその原則がここに書いてない。これに書くのではなくて、基本法に書くべきだろつと思ひますが、基本法のところも「責務を有する」といふのでことばが非常に抽象的です。防除施設をつくる責務を有するといふような言い方で、つくりなさいでして被害を起こしたら罰せられるのだ、義務なんだという書き方に改めたい。実際は運用の過程でこれが企業のしりぬぐいの法律になる危険ははなはだ多い。これが抜けていると、それを主とした法律体系としてなつていくといふふうには私は考へるものであります。この点について山中長官がさらに一考されることを希望しまして、私の質問を終わります。

○加藤委員長 次回は明八日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。
午後七時三分散会

昭和四十五年十二月十一日印刷

昭和四十五年十二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局